

平成21年第2回（6月）坂城町議会定例会会期日程

平成21年6月8日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	6月 8日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	6月 9日	火		○休 会（一般質問通告午前11時まで）
3	6月10日	水		○休 会
4	6月11日	木		○休 会
5	6月12日	金		○休 会
6	6月13日	土		○休 会
7	6月14日	日		○休 会
8	6月15日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	6月16日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	6月17日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問 ○委員会（総務産業、社会文教）
11	6月18日	木		○休 会
12	6月19日	金	午前10時	○本会議 ・補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

6月8日上程

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	6月 8日	適任
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	6月 8日	適任
報告第 2号 町長の専決処分事項の報告について	6月 8日	同意
議案第26号 坂城町教育委員会委員の任命について	6月 8日	同意
議案第27号 平成21年度まちづくり交付金事業坂城町食育・学校給食センター建設工事請負契約の締結について	6月 8日	可決
議案第28号 平成21年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について	6月19日	可決
議案第29号 平成21年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	6月19日	可決

6月19日上程

発委第 4号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省地方出先機関の存続を求める意見書について	6月19日	可決
---	-------	----

平成21年第2回坂城町議会定例会

目 次

第1日		6月8日(月)	
○議事日程		2
○会議録署名議員の指名		2
○会期の決定		3
○町長招集あいさつ		3
○人権擁護委員の推薦、報告第2号、議案第26号～議案第27号の上程、 提案理由の説明、質疑、採決		8
○議案第28号～議案第29号の上程、提案理由の説明		19
第2日		6月15日(月)	
○議事日程		22
○一般質問	大森 茂彦 議員	22
	塚田 忠 議員	36
	柳沢 昌雄 議員	46
	入日 時子 議員	60
	田中 邦義 議員	76
第3日		6月16日(火)	
○議事日程		94
○一般質問	安島ふみ子 議員	94
	山城 賢一 議員	104
	中嶋 登 議員	117
	円尾美津子 議員	128

第4日 6月17日(水)

○議事日程	148
○一般質問 林 春江 議員	148
柳澤 澄 議員	163

第5日 6月19日(金)

○議事日程	178
○陳情採決	178
○議案第28号～議案第29号の質疑、採決	178
○追加議案上程、趣旨説明	186
○発委第4号質疑、採決	188
○町長閉会あいさつ	188

平成21年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成21年6月8日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月8日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	田 中 邦 義 君	8 番議員	林 春 江 君
2 "	中 嶋 登 君	9 "	宮 島 祐 夫 君
3 "	塚 田 忠 君	10 "	池 田 博 武 君
4 "	大 森 茂 彦 君	11 "	円 尾 美 津 子 君
5 "	山 城 賢 一 君	12 "	柳 沢 昌 雄 君
6 "	入 日 時 子 君	13 "	柳 澤 澄 君
7 "	安 島 ふみ子 君	14 "	春 日 武 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 沢 一 君
副 町 長	柳 澤 哲 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	中 村 忠比古 君
総 務 課 長	宮 下 和 久 君
企 画 政 策 課 長	片 桐 有 君
まちづくり推進室長	塚 田 陽 一 君
住 民 環 境 課 長	塩 澤 健 一 君
福 祉 健 康 課 長	中 村 清 子 君
子 育 て 推 進 室 長	中 沢 恵 三 君
産 業 振 興 課 長	宮 崎 義 也 君
建 設 課 長	村 田 茂 康 君
教 育 次 長	塚 田 好 一 君
収 納 対 策 推 進 幹	春 日 英 次 君
総 務 課 長 補 佐	青 木 知 之 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	柳 澤 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	山 崎 金 一 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	吾 妻 忠 明 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 8 議案第 2 6 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度まちづくり交付金事業坂城町食育・学校給食センター建設工事請負契約の締結について
- 第 1 0 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 1 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 2 1 年第 2 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（春日君） 会議規則第 1 2 0 条の規定により、1 0 番 池田博武君、1 1 番

円尾美津子さん、12番 柳沢昌雄君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（春日君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの12日間といたしたいと思っております。
ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの12日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は9日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知願います。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（春日君） 町長から招集のあいさつがあります。

町長（中沢君） 本日ここに平成21年6月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも多忙の中、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

5月に開催された臨時会において、議会の新しい体制が決まり、初めての定例会でございます。町と議会が互いにその役割を尊重し、「自律するまち 坂城町」のために議員各位のご活躍を改めて期待申し上げるところでございます。

初夏を迎え、各ご家庭の庭も色鮮やかな花が咲き誇る季節となりました。「さかき千曲川バラ公園」では拡張工事も完成し、約1万平方メートルに250種2千本のバラ園となりました。5月30日から6月14日までの「第4回さかきばら祭り」も開催中でございます。初日、2日目の来場者は約4千人を数え、昨日までに約2万3千人でございます。昨日は、その1日で駐車場利用者が1,800台と予想をはるかに上回る状況でございまして、谷川沿いにも何台か連なるということで、幾つかの課題も残されました。

一方、その期待の大きさも感ずるところでございます。彩りを楽しみ、香りに癒され、穏やかな時間をそこで過ごしていただく交流の場として、今後とも坂城町を知っていただく機会になればと夢を膨らませているところでございます。

5日、6日に開催しました「第18回全国ばら制定都市会議（ばらサミット）」には、加盟しているうちの11団体の代表が全国から坂城町に集い、“ばらによるまちづくり”の事例発表や課題の検討、記念植樹も行われました。当町も住民のボランティア活動やオーナー企業等の協力などの取り組みについて、全国にいろいろと発信いたしました。

また、中心市街地コミュニティセンターでは「全国押し花絵展」が開催され、全国から応募された押し花絵、約250点が展示され、町を初め関係団体による優秀作品の表彰など「ばらいっぱいのもちづくり」をさらに進める交流の場ともなったわけでございます。

多くの皆様のご協力により「第18回全国ばら制定都市会議（ばらサミット）」が成功裏に無事開催が終わったところでございますが、関係者のご労苦に心から感謝申し上げるとともに、今後の「ばらいっぱいのもちづくり」にいろいろと有益なことが互いに話され、今後の糧にしてまいりたいと考えております。

ところで、昨今の経済状況でございますが、与謝野経済財政担当相は、5月の月例経済報告の中で「景気は厳しい状況にあるものの、このところ悪化のテンポが緩やかになっている」と語られ、輸出や生産の減少が下げ止まりつつあり、急激な景気悪化に歯止めがかかっているという認識を示されたところでもございます。

町商工会やテクノセンターの役員の皆さん等、いろいろお話をお聞きする中でも「依然として厳しい状態にあるものの、下げ止まったのではないか」との見方をされる方も出てまいりました。楽観はできませんが、それが現実になってほしいと期待するところでございます。

町内の62企業で既に活用されております「中小企業緊急雇用安定助成金」等の交付企業に対しまして、県の制度資金として6月1日から来年3月末までの間、1千万円という限度はございますが、雇用の維持を図る中小企業に「経営健全化支援資金」が創設されました。商工会や金融機関等と周知に努めてまいります。

また、財団法人さかきテクノセンターでは、20年度に引き続き、経済産業省の企業立地促進等事業費、いわゆる人材養成支援の補助事業や、あるいはテクノハート事業協同組合では組合企業の人材確保や従業員の雇用安定施策を支援するため、中小企業労働力確保法に基づきまして、中小企業人材確保推進事業を導入し、企業への支援に取り組んでいるところでございます。

国におきましては、平成21年度補正予算が5月29日に成立し、経済危機対策

として地域活性化・経済危機対策臨時交付金と公共投資臨時交付金の制度が創設されました。

経済危機対策臨時交付金につきましては、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現やその将来に向けた事業への対応として、現段階での当町への交付金は約1億3千万円の枠が予定されております。

公共投資臨時交付金につきましては、地域における公共投資が円滑に行われるために対応するもので、公共事業等の追加に伴う地方の負担が大幅に軽減されることとなります。

現在、国、県からの情報を得ながら、取り組むべき選択作業を行っているところでございます。公共投資臨時交付金につきましては、事業費約4億円の下水道事業の見通しがついたことから、本議会に補正予算として上程いたしました。経済危機対策臨時交付金につきましても、準備作業が整い次第、事業化を進めてまいります。

次に、農業関係ですが、5月17日に任期満了になりました農業委員選挙につきましては、5月8日の告示をし、定数11人に対し、同数の立候補者があり、無投票となりました。議会、農協及び土地改良区推薦による選任委員も決定し、臨時総会において小宮山和衛^{こみやまかずえ}会長を選出し、新体制でスタートいたしました。ご活躍を期待申し上げます。

松くい虫に係る空中防除につきましては、当町では昭和60年から実施してまいりましたが、6月3日に開催した「松くい虫防除対策協議会」の意向を踏まえ、今年度は諸般の事情を考慮して、ひとまず凍結することとし、よりよき方向を検討してまいります。

次に、土地基盤整備の関係ですが、幹線道路の整備状況につきましては、南条地区のA01号線では南条小学校東側の山留め擁壁工事をしております。中之条の旧貞明保育園周辺の坂都1号線におきましても、歩道を主にした工事を実施しております。

まちづくり交付金事業につきましては、進めておりました坂城駅南側進入路につきまして「緊急経済対策」の関係で下水道工事にあわせて上水道も布設されるということになり、繰越事業になりましたが、関係地権者の皆様のご協力をいただき、工事が完成したところでございます。

県道の整備事業につきましては、まず力石バイパスは、平成22年3月供用開始に向け、鋭意努力いただいております。上室賀坂城停車場線田町工区につきまして

は、整備も大分進んでまいりました。町が整備した南側進入路との一体的な早期利用を期待しております。上五明工区につきましては、現在、用地の交渉の段階でございます。関係者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

新国道上田篠ノ井間、上田坂城バイパス4.9kmのうち残りの半過トンネルを含めた2.3kmにつきましては、来年3月に供用開始の予定でございます。鼠橋以北の延伸につきましては、一部航空測量を実施していただいております。引き続き、事業化に向けて国に要望してまいります。

公共下水道事業につきましては、昨年度、中之条地区と月見区で工事を実施いたしました。本年度は引き続き、中之条、月見区、そして網掛地区の面的整備を実施してまいります。

昨年来、国等に南条地区への幹線管渠の延長をお願いしたところでございますが、このたび国の補正予算により事業費の目途が立ちましたので、今議会に補正予算を上程しております。中之条芝原踏切から谷川をくぐり、南条塚田踏切までの幹線管渠工事を予定しております。この難しい区間の工事により、早期の下水道普及が一層図られるものと期待しております。

さて、新型インフルエンザにつきましては、兵庫県や神戸市が安全宣言をする中で、6月4日現在、16都府県で累計401人の感染が確認されております。町では4月30日に対策本部を設置し、県等関係機関との連携を図り、情報収集、町民への情報伝達を中心に感染予防対策の周知と相談窓口を開設いたしております。町内の開業医の皆さんとの懇談会も開催し、対策等については、さらに検討してまいります。

町民の健康づくりにつきましては、健康診査、各種がん検診、予防接種等さまざまな事業を展開しております。昨年の医療制度改革により、特に生活習慣病の改善を図るとした特定健康診査を各保険者に義務づけた制度が始まりました。40歳から74歳の国民健康保険加入者を対象にして実施いたしました特定健診の受診率は42.8%で、目標の35%を上回りました。平成24年度までには65%の達成に向けて取り組んでまいります。

また、地域における子育ての支援、母性や乳幼児の健康確保、増進等々、次世代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育つ社会の形成を願いまして、平成22年度から26年度までの次世代育成支援行動計画の後期計画を策定してまいります。

国民健康保険税でございますが、後期高齢者医療制度が創設され、一般被保険者

が大幅に増加し、医療費も増加しております。事業運営上、実に厳しい状態にはございますが、過日、国保運営協議会を開催し、今年度の税率を据え置くこととさせていただきます。特定健診、保健指導の実施率向上を通じ、医療費の抑制に努めてまいりたいと存じます。

6月は環境月間でございます。各区等におきまして環境美化、清掃活動が精力的に行われております。町でも4月に大勢の皆さんの参加をいただき、「千曲川クリーンキャンペーン」に引き続き、5月31日、あいにく雨でございましたが、町内主要道路におきまして「ごみゼロ運動」を展開いたしました。美しい自然環境を守り「人や自然にやさしいまちづくり」を進めるために、さらなる「ごみ減量化」に取り組んでまいります。

住宅用火災警報器の設置につきましては、今月1日から新築住宅だけでなく既存住宅におきましても設置が義務づけられました。町内では今年3人の尊い命をなくしてもおります。犠牲者を一人でも減らすために、消防組合、消防団等と連携を図り、予防活動に力を込めてまいります。

次に、教育関係でございます。安全・安心な教育環境づくりの一助といたしまして耐震対策に取り組み、昨年度には村上小学校体育館の耐震補強、改修工事を完成しております。今年度は繰越事業といたしまして、南条・村上小学校の校舎耐震診断に着手いたします。既に診断が済んでおります坂城小学校校舎の耐震工事に着手できるよう、準備を進めているところでございます。

食育・学校給食センター建設につきましては、請負契約の締結につきまして議会上に上程し、来年2月末の完成を目指し、対応しているところでもございます。さらに環境教育啓発対策として、太陽光発電システムも国へ直接いろいろ要請したところ、特別に受容いただけることにもなりましたので、その方向で準備を進めてまいります。

6月2日「坂城高等学校の発展を願う懇話会」を開催いたしました。坂城高校側から将来に向けての基本的な考えをお聞きしながら、町としましても地域高校に期待する将来像を提案し、支援してまいりたいと考えております。

坂木宿ふるさと歴史館で5月6日まで開催いたしました「古雛まつり」につきましては、町内外から1,200人の来館者がございました。時代背景や郷土の文化への興味が改めて喚起されたところでございます。「ふれあい大学」「公民館講座」等、文化スポーツ活動につきましても鋭意努力してまいります。

以上、町を取り巻く経済状況、町政の動向を中心に申し上げましたが、今議会に審議をお願いいたします案件は、人権擁護委員の同意に係る人事案件2件、専決処分事項1件、教育委員の任命に係る人事案件1件、建築工事請負契約の締結1件、一般会計・特別会計補正予算2件でございます。よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げまして、招集のごあいさつといたします。

◎日程第4「諸報告について」

議長（春日君） 町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成20年度坂城町一般会計予算に係る繰越明許費、繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社財団法人さかきテクノセンターにかかわる平成21年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、陳情について申し上げます。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（春日君） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第9「議案第27号 平成21年度まちづくり交付金事業坂城町食育・学校給食センター建設工事請負契約の締結について」までの5件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（春日君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」提案説明を申し上げます。

本年9月30日をもちまして3年間の任期が満了となります。宮寄憲子^{みやぎのりこ}さんに人権擁護委員として引き続きご苦勞いただきたく、法務大臣へ推薦するに当たって議会の意見を求めるものでございます。

宮寄さんは稲荷山養護園で作業療養士として勤務された後、町内の保育園で保育

士として長年勤務されました。更埴少年友の会会員としてもご活躍されるとともに、平成18年10月から人権擁護委員として活躍されております。人格、識見高く、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方ということでもございます。

次に、同じく人権擁護委員でございますが、本年9月30日をもちまして3年間の任期満了となります大井宏子さんにかわり、^{せきぐちふみあき}関口文昭氏を人権擁護委員としてご苦勞いただきたく、法務大臣へ推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。

関口氏は信州大学教育学部を卒業後、県内の小中学校で教諭として活躍され、千曲市立の八幡小学校などで校長を歴任されました。退職後は地元月見区において平成20年に区長としてご活躍もいただいております。人格、識見高く、地域の信望も厚く、職務を公正に行える人ということで推薦申し上げる次第でございます。

「専決第8号 坂城町一般職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」でございますが、本案は人事院勧告に基づき、一般職の平成21年6月支給分の期末・勤勉手当に関する特別措置として暫定的に引き下げるための改正と、町議会議員及び常勤特別職の平成21年6月支給額の期末手当を暫定的に引き下げる改正をいたすものでございます。

主な改正でございますが、一般職員の期末・勤勉手当の合計が現行の2.15カ月から1.95カ月へ0.2カ月の引き下げ、町議会議員及び常勤特別職の期末手当を現行の1.6から1.45へ0.15カ月引き下げるものでございます。

「議案第26号 坂城町教育委員会委員の任命について」でございます。

本案は、6月30日をもって^{はせがわしん}長谷川臣委員の任期が満了することになりますが、引き続き、教育文化に関する識見が高く、経験豊富で地域の信望も厚い同氏を再任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

任期は平成21年7月1日から平成25年6月30日までの4年間でございます。

次に「議案第27号 平成21年度まちづくり交付金事業坂城町食育・学校給食センター建設工事請負契約の締結について」でございます。

坂城町の未来を担う児童生徒に安全な学校給食を提供すること、衛生管理の徹底した施設整備を図ることが大事でございます。

施設内容でございますが、鉄骨造り2階建ての建物で、1階には処理室、調理室、洗浄室、事務室等があり、特に調理室は水はねのないドライシステムを導入いたすものでございます。また、2階には研修会議室、試作調理室、見学ホール及び調理

員の厚生関係の施設となっております。児童生徒及び子育て世代に食の大切さを伝える施設としても活用するという、町民の健康づくりや地産地消推進にもつながるような施設にしていきたいと思いますと考えております。延べ床面積は1,399.79㎡、請負金額は4億6,515万円でございます。契約の相手方は、飯島・住建建設共同企業体でございます。

なお、工期は平成22年2月26日でございます。

以上よろしくご審議を賜り、適切なご決定をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（春日君） 提案理由の説明が終わりました。

議案調査のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時36分～再開 午前10時52分）

議長（春日君） 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎日程第6「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎日程第7「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

「専決第8号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） ちょっと2件ほど確認というか、説明を求めるものであります。

どういふことかといいますと、実は去る5月20日に開きました臨時議会におきまして、私どもの開会通知に議題としてこの案件があったわけでございますが、当日、私もうっかりしておりまして、その確認をしなかったんですけれども、私どもの通知、告示にも議案として載っていたようでございますけれども、それを議案とするということになっていながら、当日何らこれについて説明もなければ議案として上がっていなかったんですけれども、その理由について、どうしてそういう対応をされたのか、また、なぜ私どもに諮らなかったのか、その辺の説明をお願いします。

総務課長（宮下君） 5月20日の臨時会におきまして、当初この議案につきまして提案するという事で予定をしておりましたが、19日の夜になりまして、国会議員の中で、国会議員につきましては2割減というような意見が出てきて、衆参の議員さんの方がそういった形で意見がまとまるようなお話が出てまいりました。

それを受けまして、今回の条例改正につきまして、臨時会を開かれるのが坂城町が県内でも一番最初という予定でございまして、ここで議決をいただいた後で周辺市町村なり県等でそういった動きがあった場合につきましては、またこれについてかけなければならないという状況が生まれるのではないかと懸念しまして、当日、朝ですけれども、急遽この議案を出すのを中止させていただいたという事であります。最終的に議案としてお出ししなかったものですから、臨時会におきましては特段の説明はいたしませんでした。

1番（田中君） 国のそういう情報を受けて、まだ町は早く議会を開いたということではなかったと、取り下げたというんですけれども、その旨をどうして議会において議員に、本日提案をしていたんだけれども、こういう理由で、ただいま申し上げたような理由で今回は議案として取り下げるといような説明をなぜしなかったか、その辺をお聞かせいただきたいと思えますし、特別職については、だから国会の2割ということですが、私どもは特別職の関係は、さっき0.15ということですが15%ぐらいになるんですか。それは国会の引き下げに準じているということでしょうか。ちょっとその説明。2点。

総務課長（宮下君） 臨時会におきましては、議会の始まる前に議会運営委員会がございまして、議会運営委員会におきましては、先ほど私、説明しませんでしたというふうに言ったのは、この議場においては説明をいたしませんでしたが、議会運営委員会に、こういった理由で本日提案はいたしませんということでご説明をさせていただきました。

それと議員さんにつきまして国と連結しているのかということでは、人事院勧告自体は議員さんと特に、それに連結して人事院勧告があるというものではございませんで、それにつきましては、周辺自治体との関連を見ながら、どのような状況でということの中で、国と同じといえますか、特別職と同じ0.15カ月ということの削減を今回、暫定的な処理という形でさせていただきました。職員の関係が0.2カ月ということで、大体10%の削減というものでございます。

1番（田中君） そうすると、その削減率についてですけれども、結局、新聞等では

一般職の方が0.2カ月というようなこと、国も県もみんな人事院勧告に基づいてやられているという報道があったんですけども、特別職については0.15カ月というのは、ただいまの説明だと近隣との動向を見たということで、近隣もみんなそういう形に、横並びになっているかどうか、ちょっと説明をお願いします。

総務課長（宮下君） 県下80市町村、長野県も同じ率でございます。

4番（大森君） 若干質問いたしますけれども、期末手当、それから勤勉手当等についての利率の変更ということで、職員に対して支給額が減るということであるわけですが、ひとつは仕事量が減っているわけではなくて、かえって増えているんじゃないかというぐらいの仕事量だと思うわけですね。人勧との関係もあるわけですが、これについて職員の皆さんとの関係はどのようなお話し合いがあったのかということについて、ひとつお尋ねしたいと思います。

総務課長（宮下君） 人事院が国に対しまして勧告いたしましたのが5月1日ということでございます。県人事委員会が県議会及び知事に対しまして、この勧告、報告をしたのは5月11日、月曜日でございます。町では5月11日、理事者会において検討いたしまして、職員組合にも協議を申し入れました。先ほどの質問にもあったんですけども、5月臨時会において提案をしたいという中で理解を求め、組合の方は5月13日に早朝の職場集会を開き、意見集約をされて同意をいただいたという状況の中で今回の提案になっております。もちろん前向きな姿勢の中でどうぞということはありません話なんですけれども、今の経済状況等鑑みの中では、今回の勧告につきましては、いたし方ないという考え方でお話をさせていただいております。

4番（大森君） それでは、これを減額になった総額はどのぐらいになるのでしょうか。

総務課長（宮下君） 一般職、常勤的特別職、議会議員の皆さん、全部合わせまして1,070万円ほどの影響額になります。

4番（大森君） この使い道であるわけですが、ただ一般会計に入れてそれぞれに振り分ける等、やり方はいろいろあると思うわけですが、特別に職員、そして特別職が、逆に言えば拋出するという意味合いもあるわけですから、やはり何らかの事業にきちっとわかるような形でぜひ使ってほしいというふうに思うわけです。例えば、子供の医療費が全県から見ても非常に遅れているというふうに思うわけですが、これを小学校3年生まで引き上げるとか、そういう原資にする、こういうような姿勢

を私は求めたいと思うわけですが、これについての方向性はいかがでしょうか。

町長（中沢君） 町で実施する施策は、すべてが大事な施策でございます。そういった削減されたものには町の町政の発展の一助に使ってまいります。以上です。

11番（円尾さん） 1点お聞きいたします。

ただいまの説明の中では、一般職と特別職という形で出されていましたが、臨時職員の方への影響はどうなっていますでしょうか、お尋ねします。

総務課長（宮下君） 臨時職員の方で長くお勤めいただいている方につきましては、こういった期末手当の分も、若干ではありますけれども、お出ししている部分がございます。そういった皆様方につきましても、こういった時期の痛みという中で、まことに申しわけないんですけれども、若干の影響を出していただいて、金額の大小ありますけれども、影響が出てくるということでございます。

11番（円尾さん） 臨時の方は、それぞれに正職と違って保証も少ないわけですし、お給料も少ないわけです。特に人勧そのものというのは臨時職員が対象にはならないだろうと思うんですけれども、その辺のところを、どういう判断にされたのか。そして、この臨時職員の方が何名ぐらい対象になって、じゃあ、臨時職員の方の総額というのはどういうふうに出てくるのか、その辺のところもお知らせいただきたいと思います。

総務課長（宮下君） 臨時の方の期末手当というのは、特に条例で定められているとかというものではございません。その都度その都度、町の判断をもらう中で、今回はこれで支払っていいのかというようなことでお出ししています。基本的には内規どおりに支払っていいですかということで伺いを出すわけですが、今回、例えば5年以上の方ですと、1.5カ月分という形で出ているわけですが、そういった皆様につきましては、申しわけないんですけれども、5%、それから3%、2%という形で、1月分以下の方につきましては、今回、影響を出さないような状況の中で対応させていただきました。今回は日本中の経済の動向が影響があつて厳しい条項ということで人事院勧告が異例の速さで出てきたという状況でございます。人事院制度が行われて初めての体験であるかというふうに思いますけれども、そういった中では影響される方につきましては、全部で22名の方に影響がございまして、金額的にいいますと、15万6千円ほどの影響額ということでございます。

11番（円尾さん） こういう形で大変な経済の中ですから、皆さんもいたし方ないという形での了承だろうと思うんですけれども、やはり臨時の職員の方には、それ

なりにきちんと説明をしていくべきだろうと思うんですね。人勸の中で対象にはなっていないんですから、その中であえてこういうことをするということは、やはり納得できるような説明をぜひしていただきたいと思います。金額的にはそんなに多くはないわけですから。ということは、結局お給料が多くないということを示しているんですけれども。だから、そういう中です。

それから先ほどトータルで1,070万円ですよと、これはどれも大切な事業だから、どれかに振り分けていきますよというのが町長の答弁でしたけれども、やはりこれだけのお金を拠出していく形をとったときに、何らかの形で事業としてこういうところへ使われますよ、ああいうところへ使われますよということが、難しいとは思いますが、出てくれば、それなりに削減された方も、ああ、そうかという形で納得ができるんじゃないかと思うんですよ。ただ財調へ入れていくとか、一般財源の中でやっていくというのではなくて、何とか形の見えるものにぜひしていただきたいと思いますが、その辺について、もう1度答弁を求めたいと思います。

総務課長（宮下君） 対象者一人一人にということで、私ども、対象になります方一人一人にご説明に上がってご理解をいただくような対応をとってまいりたいというふうに考えております。対象の方には一人一人伺ってご説明をさせていただいております。

町長（中沢君） 今回のこういった対応の根源は、経済情勢が極めて大変で、企業が死ぬか生きるかの狭間を歩いている企業もあるわけでございます。あるいはまた、少子化対策、いろいろございます。より有効に全体の面で対応してまいりたいと、こんなふうに考えています。

議長（春日君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

議長（春日君） ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時09分 再開 午前11時10分）

議長（春日君） 再開いたします。

◎日程第8「議案第26号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（春日君） ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時11分 再開 午前11時12分)

議長(春日君) 再開いたします。

ここで長谷川臣君から発言を求められておりますので、許可いたします。

教育長(長谷川君) 貴重なお時間をちょうだいいたしまして、あいさつ申し上げる機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

ただいま町長の提案を議員の皆様方にお認めをいただきまして、7月1日より引き続き坂城町教育委員会委員としての重責を担わせていただくことになりました。

現在の社会は学校教育においても、社会教育においても解決の難しいたくさんの課題を抱えておりまして、混迷の時代であるかなと思っております。このような状況の中で、さまざまな課題の解決を図りながら学校教育を支え、社会教育を進めていくのが教育委員会の課題であると、こんなふうに認識しております。

そんな中で、もとより浅学非才でありまして、力もございませんけれども、どのくらい解決ができるかということにはわかりませんが、それぞれの課題と真摯に向き合って全力で取り組んでいく覚悟だけは十分持つておるというつもりでございます。つきましては、議員の皆様、そして町長さんを初め役場の皆様方、町民の皆さん方のご理解とご指導ご鞭撻、そしてお力添えを心よりお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎日程第9「議案第27号 平成21年度まちづくり交付金事業坂城町食育・学校給食センター建設工事請負契約の締結について」

議長(春日君) これより質疑に入ります。

1番(田中君) 3点ほど、ちょっとお伺いいたします。

まず、いつも聞いているわけですが、今回、ジョイントの住建さんが町内企業ということでございますが、今回の指名の中に何組というか、何社というか、ジョイントの場合、何組で、そのうち町内の企業が何社入っていたかということ、まず1点、お聞かせいただきます。

それから、あわせて今回の落札額が設計額ですか、いわゆる入札率が額で何%なのかを聞かせていただきます。

それからもうひとつ、今回、入札の中に、これだけ経済が疲弊して仕事なくなっている中でございますので、町内の企業さんに、できるだけ町内の事業ですから、小規模的な事業をやっていたらいいような、そういう面で県などでも入札の改革と

どうか、改正的な取り組みをしているんですけれども、地域のふだんの地域まちづくりや地域の、いわゆる貢献度的なものを踏まえて、何か総合入札的な、そういう検討をされたのかどうか。あわせて請負者が町内のさらに下請的な部分的に出す場合に、町内の企業の活用について町として指導というか、要請というか、要望というか、そういうことができるのかどうか、以上4点について説明をお願いします。

教育次長（塚田君） 今回の入札につきまして、町内企業の何社かというご質問でございますけれども、今回の食育・学校給食センターの建設につきましては、事業の規模、また特別な技術を要する事業内容、そういうものを考慮して、受注業者については相当の体制、経験等が必要となるという判断で、町内業者単独ではちょっと施工については困難ではないかという考え方が基本としております。

しかしながら、今ご案内のお話のとおり、やはり地元業者の育成、受注機会の確保、こういうことを求めていくということの中で検討いたしまして、町内業者も入れながら企業体を構成していくという方法をとっております。

そこで今回の建設工事におきましては、建設に対して要求される技術、こういうものを持ち合わせながら、経験がある町内業者が一応代表者となりまして、町内業者を構成員とする共同企業体により対応していきたいという考え方が基本であります。

それから、町が発注する建設工事についてですが、町に指名業者選定委員会、選定基準というものがありまして、設計総額1億円以上の工事については、町に基準があるわけですが、その基準に当てはめると、3社が該当するというところで、町内にある営業所ということになります。

しかしながら、財務規則において競争入札をしていく上においては5社以上の指名が原則であるということから、構成員を町の業者、もう少し幅を広げて考えたわけです。実際にはABCというランクがあるんですが、その中でBまで、点数的にはちょっと控えさせていただきますが、Bまで入れると5社ということになりますが、先ほどの育成等も含めましてCランクまで含め8社。ですから、営業所があるのが4社、町内単独業者が4社ということで、町内の構成員を決めさせていただいたわけです。

そんなことで町内業者の構成員を記名していただいて、あとそれ以上の技術、経験を持っている業者を代表者として共同企業体を組んでいただくようにという体制をとって進めてまいったわけです。

それから、入札率の関係については、予算に対しては、おおむね約9割の状況で入札がなされたという状況になっております。ちょっと細かい資料、手持ちにありませんが。設計額に対しては……、ちょっとお待ちください。設計額に対しましては、約7割弱ということでございます。以上でございます。

企画政策課長（片桐君） 総合入札制度についてのご質問にお答えを申し上げます。

近年いろいろ経済状況、県の入札状況等々制度的にも変わってはきております。それは十分承知はしておりますが、まだまだ坂城町において、すぐ総合入札制度にというような今、体制にありません。

ただ、担当係においては県の制度等検討しながら、いずれそういった体制にも持っていかなければいけないのかなというようなことで、それぞれ調査をしたり検討を進めておるという状況であります。

教育次長（塚田君） 今の共同企業体単独で、共同企業体2社でやるわけではありませんで、その契約といいますか、そういう中に、やはり町内業者育成のために多くの技術を持った企業を参画してくれるというふうにお話が入っておりますので、そういう中では大勢の企業さん、どういう形で利用させていただくかは請け負った業者の方になるわけですが、そういう項目も入っておりますので、対応させていただく状況になっております。以上です。

1番（田中君） 入札が7割を切っているということですか。そういうことでいいんですか。設計額に対して。ちょっとあまりにも低過ぎるんじゃないかと思うんで、ちょっともう1度その説明を。正確なところをできるだけお願いしたいと思います。

それから、公共事業が国全体、ここへ来てちょっと景気対策でちょっと増えているようですけども、長年、公共事業費がどんどん減っているという中で、地域のそういう関係、建設関係関連の事業所さん、特に町内は、ご承知のとおり大分減っているわけでございます。私、心配するのは、後日、一般質問でもやりたいと思っているんですけども、災害等、あるいは長雨とか豪雨とか集中豪雨とか、そういうようなのが来たときに、すぐ現場へ出動していただいて防災措置を献身的に取り組んでいただく地元の企業さんを確保するというのも総合的なまちづくりの中で大事なことじゃないかと思いますが、ただいま企画政策課長の答弁で、おいおい検討していくということでございますので、そういう面でも前向きに、そうかといって限られた町の税金でございますので、やはり合理的に効率的な執行をしていくのは当然でございますけれども、そういう町内企業の育成という面を図るということ

で取り組みをお願いしたいと思います。

それから、町内企業の下請活用について、できるだけ契約企業が町内の企業へ下請等出せるような応援をされることを要望します。その辺で、それは制約・制限があるわけですが、4億6,500万円という建築費というのは、町内、今年の最大の事業でございますので、できるだけ町内に還元できるような、そういう取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、その設計、入札率をもう1度お願いして。予定した入札率はどのくらいか、わかればあわせてお願いします。

教育次長（塚田君） 設計額に対して落札額がどのくらいかということで、ちょっと先ほど私、総事業費の方をちょっと頭に入っていた数字を勘違いしておりましたので、今新しい数字が届いたというか、確認したところ、設計額に対する契約額は75%ということであります。

それから、ただいまの質問の金額については、それはマル秘情報になっておりますので、お答えできませんので、よろしく願いいたします。

議長（春日君） それでは、ほかのものは要望で結構ですか。

7番（安島さん） 先ほどの町長のごあいさつの中で、太陽光発電導入が国の補助を受けて決まったということで解釈しましたけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

教育次長（塚田君） 町長の方で先ほど食育・学校給食センター太陽光パネルの設置ですね、当初、検討させていただいて金銭的なもの、予算的なものでちょっと検討を見送った経過があるんですが、今回、国の安全・安心な学校づくり交付金という事業があります。その中で町長初め総務課長、担当者の方で直接国の方へ対応した中で採択になるという状況になっております。ですから、今回、太陽光パネルを設置していきたいというふうに考えております。以上です。

7番（安島さん） それでは、太陽光発電導入に係る経費はどれくらいで、補助率はどうなるのか、お尋ねいたします。

教育次長（塚田君） 国の方でお願いしてある概算の設計でいきますと、3,400万円が総事業費になります。その中で安全・安心な学校づくり交付金が2分の1、その補助裏ということで、地域活性化公共投資臨時交付金ということで、おおむね2分の1予定されております。ただ、これはおおむねほぼ2分の1ということなので、自主財源が多少あるかどうかということは、ちょっとまだはつきりしない部分

があるんですが、安全・安心学校づくり交付金事業をいただいて対応してできてい
かれるということでございます。以上です。

議長（春日君） ほかにございますか。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（春日君） 日程第10「議案第28号 平成21年度坂城町一般会計補正予算
（第1号）について」から日程第11「議案第29号 平成21年度坂城町下水道
事業特別会計補正予算（第1号）について」までの2件を一括議題とし、提案理由
の説明までを行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会議務局長朗読）

議長（春日君） 提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 議案第28号「平成21年度坂城町一般会計補正予算（第1号）に
ついて」提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,566万円を追加し、歳入
歳出予算の総額を60億9,446万円とするものであります。

歳入の主なものでございますが、安全・安心な学校づくり交付金の国庫支出金
373万9千円、地域発元気づくり支援金等の県支出金が273万円、コミュニ
ティ助成の諸収入で250万円、財政調整基金などからの繰り入れで2,642万
1千円をそれぞれ増額するものでございます。

歳出でございますが、下水道事業特別会計繰出金で2千万円、共済組合への追加
費用で580万円、商工業振興補助金で320万1千円、陣太鼓補助に係る補助金
で250万円を増額するものでございます。

次に、議案第29号「平成21年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1
号）について」説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億円を追加し、歳入歳出予算
の総額を11億7,400万1千円といたすものでございます。

歳入でございますが、下水道事業費国庫補助金が2億円、一般会計繰入金で2千
万円、下水道事業債で1億8千万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費の工事請負費で3億1千万円、委託
費で7,700万円、補償補てん及び賠償金で1千万円、需用費で181万2千円、

賃金で118万8千円増額するものでございます。以上よろしくご審議を賜り、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（春日君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日9日から6月14日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思
います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、明日9日から6月14日までの6日間は議案調査等のため休会とするこ
とに決定いたしました。

次回は6月15日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時36分)

6月15日 本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 林春江君 |
| 2 " | 中嶋登君 | 9 " | 宮島祐夫君 |
| 3 " | 塚田忠君 | 10 " | 池田博武君 |
| 4 " | 大森茂彦君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 山城賢一君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 入日時子君 | 13 " | 柳澤澄君 |
| 7 " | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 中村忠比古君 |
| 総務課長 | 宮下和久君 |
| 企画政策課長 | 片桐有君 |
| まちづくり推進室長 | 塚田陽一君 |
| 住民環境課長 | 塩澤健一君 |
| 福祉健康課長 | 中村清子君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 村田茂康君 |
| 教育次長 | 塚田好一君 |
| 収納対策推進幹 | 春日英次君 |
| 総務課長補佐 | 青木知之君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 柳澤博君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 山崎金一君 |
| 企画調整係長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金丸恵子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------------------|---------|
| (1) 町民の命を守る危機管理体制についてほか | 大森茂彦 議員 |
| (2) 消防についてほか | 塚田忠 議員 |
| (3) 林業振興と松くい虫対策についてほか | 柳沢昌雄 議員 |
| (4) 子育て支援についてほか | 入日時子 議員 |
| (5) 経済危機による小中学生等への影響と町の対応についてほか | 田中邦義 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に本日から3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（春日君） 質問者はお手元に配付しましたとおり、11名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に4番 大森茂彦君の質問を許します。

4番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1. 町民の命を守る危機管理体制について

イ. 消防体制について

火事現場への救急車の出動についてお尋ねいたします。

今年になって2月25日の夜、3月19日の深夜、4月19日昼間、こういう3件の火災がありました。これらの火災で3人の方がお亡くなりになりました。亡く

なりました方々に対してご冥福をお祈りいたします。

これらいずれの火災も民家または店舗兼住宅でありました。建物の中に家の人がいると思われる状況の中で、この3件とも救急車が火事現場に待機していませんでした。なぜ救急車が待機していなかったのか、お尋ねいたします。

そして管内のほかの消防署との連携で応援はできなかったのでしょうか。これもご答弁願います。

消防の広域化について。

今、県下2本部体制で消防の広域化が進められております。東北信7つの消防本部を一本化するというものですが、広い枠組で消防力は大丈夫なのか心配があります。国の整備指針では、火災発生から6分半以内で消火活動を実施しなければならないと規定しております。火災は初期消火が重要であります。とりわけ人員の不足は深刻です。現在の坂城消防署の体制でも、救急車が出動しているときには同時に火災の発生があった場合、消防ポンプ車を出動するだけの人員が足りません。今必要なのは、広域化よりも消防力不足を改善することが焦眉の課題ではないでしょうか。答弁を求めます。

消防設備、機器の交換、整備について。

消火栓の新機種への交換、消防設備の点検や整備など、どのようになされているのかお尋ねいたします。

消火活動現場への一般者の立ち入りの規制についてお尋ねいたします。

火災現場で消防隊員や消防団の消火活動中に一般の人がすぐ近くまで立ち入っており、消防隊員と接触したり、ホースをまたいだりして消火活動の妨げになるケースをよく見かけます。消火活動がスムーズに行えるようにすることと、二次災害を防ぐためにも地域住民の協力も得て一般の人の立ち入り規制を行った方がいいのではないかと思います。どのような対応をされるのか答弁を求めます。

火災警報器の助成について。

建物火災による死者数の約9割が住宅火災で発生し、そのうち7割は逃げ遅れによると言われております。先ほどの3件の火災では、高齢者や体の不自由な方たちが犠牲になっておられます。これらの火災で火災警報器が近所に知らせていれば、万が一命だけは助かったのではという思いもあります。とても残念でなりません。住宅火災では、いわゆる弱者の方が犠牲になります。今度のように続けて犠牲者を出したこともあり、高齢者世帯や障害者世帯への火災警報器の助成はどうしてもや

っていく必要があるのではないのでしょうか。どう対応されるのか、お尋ねいたします。

ロ. 高齢者社会における地域づくりについて

火災や災害から命を守る地域づくりについてであります。

今日、老人クラブの維持ができなくなった区も出てきております。その結果、地域の高齢者のつながりも弱くなってきているように思われます。こういう状況だからこそ火災や災害に強い地域づくりのために自主防災の発揮がどうしても必要となつてまいります。町は高齢化社会の地域づくりをどう築いていこうとしているのか、地域力をどうつけていくのか、お尋ねいたします。

プライバシーを守った人命救助を。

緊急時の対応は日常のあいさつや近所の助け合いがあつてこそ実行できるわけですが、万が一のときに地域の力をかりるためにも、町は人命救助にかかわる必要な情報、例えば歩行の困難な人、高齢者のひとり住まいの人などについて、区の責任者であります区長に、この程度の情報の提供が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

以上で第1項目、第1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 大森議員の質問にお答えしてまいります。

町民の命を守る危機管理体制について、消防体制等についてのご質問でございます。

今年に入りまして町内で火災が多発しており、残念ながら3人の尊い命が亡くなったわけでございます。心からご冥福をお祈りするとともに、犠牲者を一人でも減らすために、また、安心・安全なまちづくりをさらに推進するため、消防組合、消防団等の関係機関と十分連絡を図り、消防活動を徹底させてまいりたいと考えておるところでもございます。

消防の広域化でございますが、国において多様化する災害に対応するため、市町村消防の体制整備の確立を図るということ、自主的な市町村の消防の広域化を推進するために消防組織法の一部改正が平成18年6月に行われました。そして同年7月には、消防庁長官から管轄人口、おおむね30万人以上の規模として、平成24年までの広域を目標とする消防広域化に関する基本方針が示されたところでございます。

これを受けまして、県では平成20年1月に長野県消防広域化推進計画を策定し

ました。現在、県内には管轄人口40万人を超える消防署が2つございます。そこを中核として広域化を進めるということが効果的であり、大規模災害時の危険分散の観点からも有効でございます。また、交通網や医療体制等も考慮し、東北信と中南信の2ブロック制を基本としているわけでございますが、長野市が主張する4ブロック制などの他の枠組みもいろいろございまして、これからの計画の中で検討されているところでございます。

東北信ブロックでは、千曲坂城消防本部を含めて7つの消防本部がございまして、そこから職員を派遣し、平成20年4月に東北信地域消防広域化推進事務局、そして10月には消防広域化研究協議会が設立されたところでございます。この研究協議会は、東北信地域の市町村と消防本部を設置する広域連合、一部組合で構成されておりまして、委員には32名の全市町村長が参加しているところでございます。

消防の広域化は、現行の消防署の数を減らすということではなくて、消防力を総合的に形状強化するもので、住民サービスの向上、行財政運営の効率化、基盤強化を図るものとされております。消防本部の管理部門や指令業務の統合により、緊急救助隊員等の増強、専任化を図り、また災害等の初期体制の強化、管轄区域の適正化による到着時間の短縮、救急予防業務の高度化、専門化などを実現させる、より強力な消防体制の確立を目指すものでございます。

現在、研究会においては、運営方式、職員の処遇、勤務体制の一元化など基本的な事項について検討、協議がなされております。一番の課題は、32市町村長がいかなる枠組を選択するかということでございまして、10月予定の協議会総会において、その方向がいろいろと決められてくるのではなかろうかと思うところでございます。

私といたしましては、東北信と中南信の2ブロック制を具体化すること、要するに坂城の場合には、上田広域、長野広域のエリアの中核にございますので、その機能を十分享受したいと、こんなふうに考えているところでございます。

次に、高齢化社会における地域づくりでございますが、高齢化がますます進行し、高齢化の豊かで活力に満ちた生活を営むという社会を構築していかなければならないと存ずるところでございます。行政としましても、きめ細かな介護サービスの提供、保健医療の充実、生きがいのづくりの推進等地域における総合的な高齢者福祉づくりに努めてきたところでございます。また、都市化や核家族化が進んでおりまして、住民の生活圏や行動範囲の拡大によりまして、コミュニティにおける人間関

係が希薄化されているということを懸念もしております。

当町では自治区を単位とした生涯学習や公民館活動、地域活動を通じてコミュニティの意識の醸成にいろいろ取り組んでいるところでもございます。また、高齢者はもとより区民が一緒になって活動する事業に取り組む自治区が増えていることも事実でございます。高齢者から子供まで、ともに汗を流しながら地域の公園整備や花壇の手入れを行ったり、区民の交流を深める数々のイベント、そして地域の伝統行事等、世代を超えた住民の交流が進んでいることは本当にありがたいと、こんなふうに思っております。

さらに地域の自主防災会の立ち上げ、住民同士が互いに生命や財産を守る自主的な組織づくりを進めたり、災害時住民助け合いマップを作成しているところもございます。住民同士のコミュニティの形成をこれまで以上に強化していくことが大事だと考えております。今後ともこの地域の自主的な取り組みに対しましては、地域づくり活動支援事業をより積極的に取り入れ、支援してまいりたいと考えておるところでございます。

住民環境課長（塩澤君） 私からは伊の消防体制についてお答えをいたします。

最初に、救急車の出動に関するご質問でございますけれども、千曲坂城消防組合では、坂城町の建物火災の場合に、坂城署1隊、戸倉上山田署2隊、合わせて3つの消防隊が出動をいたします。本部員など日勤者が在庁しております平日勤務時間内であれば、行方不明者または負傷者の発生情報によりまして救急車を同時に出動させております。休日あるいは夜間につきましては、消防隊が事実を確認した場合について、第2出動隊としまして更埴署から救急車を出動させているという状況でございます。誰かがいない、あるいはけが人がいるような情報の中では、どうしても招集車が参集してからの対応にならざるを得ないという現状がございます。

当町におきます2月、3月、4月の住宅火災の際でございますけれども、休日の体制の日でございました。火災が休日、夜間の発生ということでありまして、休日体制の日でございました。特に4月の火災では、第2出動隊であります更埴署の救急車も別件で救急出動中であつたということがございます。そんなことで同時に配車ということができなかつたということがございます。

消防本部の体制につきましては、現在、更埴署、戸倉上山田署、坂城署と3署ございますけれども、現体制の中で最大限の取り組みをしております。ご理解をいた

だきたいと存じます。

続きまして、消火栓でございますけれども、坂城町には現在、消火栓が368基設置をされております。消火栓の新機種につきましては、取水弁が地中に設けられている副弁式のもの、凍結を防止する急速自動地下配水弁のついているもの、それから、消火栓の方向口が360度回転する回転放水口等がございます。現在、町が新規で設置をする消火栓につきましては、こういった新しい機種のもを導入をいたしております。

消火栓の設置につきましては、毎年、各区の方から消防関係施設の設置要望書ということで提出をいただいております。毎年、要望としますと、5～6カ所の新設あるいは交換の要望がございます。しかしながら、消火栓の新設には高額な負担金を要するわけでございます。下水道工事なんかに伴う消火栓の敷設替えによる県営水道への負担金というようなものも発生をしており、こういったことも考慮する中での設置ということになります。設置条件にも制約があります。町といたしましては、計画的な設置、交換に努めている次第でございます。

次に、防火水槽、消火栓の点検管理でございますけれども、これは消防署、消防団、町が連携をして行っております。特に坂城消防署では毎月、地区ごとに水利点検を行っております。消防団でも定期的な水利点検活動を実施をいたしております。点検報告等により不備があったものにつきましては、町で随時修繕工事を行い、消防設備としての機能を確保しているという状況でございます。今後も設置に係る諸条件、重要度等を勘案をいたしまして、計画的な消防水利の設置を進め、関係機関と連携をしまして水利の維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、消火作業中の一般者の立ち入り規制でございますけれども、本部づけとなっておりますラッパ分団が火災現場での立ち入り禁止区域を設定をいたしております。また、警察署、町安全協会、交通指導員の皆さんと連携をして、現場周辺の交通整理も行っております。立ち入り禁止区域の設定に当たりましては、火災現場において消防署や警察署に協議をして決めております。立ち入り禁止というふうに書いた黄色いテープ、これによって境界線を引いておりますけれども、議員さんご指摘のとおり、火災現場での一般の方の立ち入り禁止区域内に進入してくるケースなんかも見受けられております。被害者を心配する気持ちはわかるわけですが、大変危険でありますし、消火作業中の妨げにもなりますので、警察等と連携をしながら立ち入り禁止区域の確保を徹底してまいりたいというふうに考えております。

高齢者世帯、障害者世帯への火災報知器の助成でありますけれども、ご案内のとおり、住宅用の火災警報器の設置につきましては、平成16年6月の消防法の改正によりまして設置が義務づけられ、新築の住宅については既に18年6月1日から、既存住宅につきましても5月31日までということで設置が義務づけられたわけでございます。火災報知器の設置については義務設置ということでありまして、設置期限も既に経過をしております。こういったことで一般的な補助金というものは考えておりませんが、住宅火災による死者の半数以上が65歳以上の高齢者であるということで、障害者の方を含めて火災警報器の設置啓発、あるいは設置のお手伝い、こういったことについて消防署、消防団、婦人消防隊、協力して引き続き啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

福祉健康課長（中村さん） 老人クラブ数、組織率につきましてお答えいたします。

老人クラブ数は町内27区のうち約半数の13区で組織されており、会員数は1,527名となっております。平成21年4月1日現在、おおむね加入対象と考えられる60歳以上の方が5,646名おりますので、加入率は27%になります。代表となる坂城町老人クラブ連合会の事務局は、町の社会福祉協議会でございます。町では各地区老人クラブ及び老人クラブ連合会へ活動に対しまして補助金を交付して支援を行っているところでもございます。高齢者の方々は活動自体が幅広くなってきております。個々の活動が活発であり、就業率も高いため、その多忙さゆえに、あえて老人クラブに加入して一緒に活動していくことが難しくなっている現状があるかと思われれます。いずれにいたしましても、老人クラブは自主的な団体でありますので、さまざまな活動を行いながら地域と連携し、仲間と一緒に、生きがいのある活動を展開し、地域に寄与され、ますますご活躍されることを願っております。

次に、町の持っている情報のうち人命救助に必要な情報は区長に持たせたらどうかということでございますが、災害等の発生時には、高齢者、障害者等の要援護者に対する安否確認や状況把握が迅速に行われなければならないところであり、また要援護者の避難支援する際には、隣近所に住んでいる住民の皆様の相互の支え合いによる協力が不可欠であると認識しているところでございます。要援護者の方の避難については、早期の災害情報の提供と援護の必要な住民状況の把握とともに地域住民の皆様の相互の支え合いによる協力が必要であり、あわせて安全な場所へ避難が重要でございます。支援者が要援護者の方の情報を共有するという点では、町が

把握している要援護者個人の情報を地域の支援者に開示しなければならないという大変難しい問題がございます。また、災害時におきましては、福祉担当課だけではなく、防災担当課、消防団、社会福祉協議会、民生児童委員協議会等関係部局との連携も必要であります。人命が第一という観点から多くの課題がございますが、今後検討してまいりたいと考えております。

4 番（大森君） それでは、2回目の質問を行います。

まず、消防体制で火事現場への救急車の出動ということであるわけですが、今の答弁の中では、参集された関係者、それでどうするかと対応するというところであるわけですが、火災警報器のところでも言いましたが、建物火災は9割が人が亡くなると、死者の約9割が住宅火災で発生しているんだということであるわけですね。ですから、やはりこれは集まることなく、すぐ体制がとれるということを目指して進めていくということが必要ではないかというふうに思うわけです。

それで消防ポンプ車は4人で出動するというところと救急車は3人で出動ということですが、消防の規則では消防ポンプ車は5人と国の方では決めているわけですね。それすら人数を少なくして今の坂城消防署は体制をとっているということでもあります。そして特に手薄になる夜間や土日、こういうところについて何らかの対応をしていくと、町民の命をどうやって守っていくかということについて、まず先に考えていってほしいというふうに思うわけでありまして、この体制について今後どういうふうにしていくのか、町長に答弁を求めます。

町長（中沢君） 議員さんも千曲坂城消防本部の議員をされているわけでございます。自治体として、より効率的にということで千曲市と坂城町で千曲坂城消防組合を設立していると。互いに相互に連絡し合い、そしてまた、より有効な方法ということでもあるわけでございます。加えて現在、広域の問題が、先ほどお話ししましたように出ているわけでございます。さらにまた縦の系列といたしましては、消防署あるいは消防本部というふうなつながりもあり、また地域の防災活動も大変重要になってきているわけでございます。それらを有機的に連動させるということとともに、その主体的な役割は、千曲坂城消防本部の指揮下のもとにいろいろ進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

4 番（大森君） 広域化あるいは一部事務組合ということで対応がなかなか難しいというお話であるわけですが、そもそも地方自治体とすれば町民の命と安全を守るというのが第一であります。それについても当然、千曲市でもそういう基本的

な観点はお持ちでありましょうから、やはりそれは管理者ということでよく打ち合わせをし、より町民の命を守っていくということを今後進めていくということをぜひやっていく必要があるというふうに思います。

時間もありませんので次へ進みますけれども、あわせて消防の広域化についてありますけれども、これについても、より広域化にして大災害の指揮系統をきちっと行えるようにするということであるわけですが、日ごろは、やはり特に火事、救急なんですよ。1台、2台の消防自動車あるいは救急車ということであります。まず基本的にそこがどうするかと。日常的なそういう出動について、やはりきちっと考えていくということで、これもあわせて町長の答弁を求めたいと思いますけれども。

町長（中沢君） 消防体制ということは自治体、市町村の大事な仕事でございます。責任ある仕事でございます。そういうことを、より専門的に、広域的に進めるということで千曲坂城消防組合があるわけでもございます。町における消防団を中心にした防災体制とあわせて、何よりも千曲坂城消防本部が、より広域的な中で専門的に緊急に対応できることを強く求めてまいりたいと、こんなふうにも思っております。

加えまして坂城の場合には、上田地域と長野地域の間接点にあるわけでございます。大事のような場合、あるいは時には石油タンクの火災等々のような場合には、より専門的な消火体制が必要でございますので、常に上田広域等の連絡を密にして対応してまいりたい、そうしているところでもございます。以上でございます。

4番（大森君） 今、町長のお話の答弁のように、今後きちっと進めていっていただきたいというふうに思います。

消防の設備や機器の関係で消火栓が今3種類あるという答弁でありました。私もちょっと調べたんですが、ひとつは町営時代の消火栓、そしてもうひとつは、その後弁なんかを交換するというので、そのまま使っていると。今はピカトップというんですか、赤い電灯のつくような、そういうものがあるということなんですが、町営時代に使った消火栓の弁を交換したそのものは、バルブをあけると常時下へ水を流す形になっているということで、実際には圧が若干落ちるのではないかとというようなことも指摘されております。

それとあわせて、この間、立町での出火の場合には、同じ配水管から消火栓を開いたと。何本も開いたということで、県水の方も若干それは圧あるいは水量が下が

ったんじゃないかというようなことが言われております。それで県水では、その点についての対応をするというふうにあります。こういう点も、やはり県水との関係もあわせて、これを教訓に町内の張りめぐらせております消火栓について点検をしていくということもぜひやっていってほしいというふうに思うわけですが、その点について課長の答弁を求めます。

住民環境課長（塩澤君） 消火栓の新設、消火栓等に係る関係につきまして、先ほどご答弁申し上げまして、現在新しいタイプのもの、3種類ほどございますということで、交換等する場合に、そういった新しいものに交換をしておるということでありまして、ただいまご質問の中でありましたピカトップという消火栓の頭が夜間光っているということで、そういったものも当町、設置をいたしております。まだ数は少ないですけれども、そういったものも導入をしているということでありまして。

そういった中で圧の問題ということで、これはご質問にもございますように、県水との関係があるわけですが、消防団等において通常点検等をする中で圧のちょっと足りないところですか、そういったところも通常の点検あるいは訓練等をする中でわかってまいりますので、そういったところを重点的に県水の方ともまた協議をする中で、できるだけ消防の水利として、消火栓として十分な役割・役目を果たすような、そういった圧が十分保てるような、そういうところも考慮する中で県水ともまた協議をしてまいりたいというふうに考えております。

4番（大森君） それらの県水と協議をぜひ進めていっていただきたいと要望しておきます。

次に消火活動の一般者の立ち入り規制、ラッパ分団が規制の担当されているということですが、隊員だけではやはり少ないと思うんですね。多くの方が心配されて集まってきているということで、やはり地元の自主防災会あるいは区の役員の皆さんにも協力をお願いして、こういう立ち入り規制について協力してもらおうというような申し入れもぜひやっていっていただきたいというふうに思います。要望としてお願いしておきます。

あと火災警報器の助成についてですが、入れる期日は過ぎているということですが、火災警報器が高齢者やあるいはひとり暮らしの高齢者の方々に設置されているかどうか、その辺の確認はどういうふうになっているのでしょうか。それは担当者で答弁願いたいと思います。

住民環境課長（塩澤君） 火災報知器の設置についての確認ということで、特に高齢者世帯等の設置状況というご質問でございますけれども、全戸で設置義務があるという中で、これは全世帯調べるということは非常に困難なことでございます。消防署の方では、抽出で、どの程度設置がされているかというようなことをアンケート等防火座談会ですとか、そういったところでアンケート調査等によりまして、ある程度状況をつかんでいるところですが、まだまだ非常に設置状況がよろしくないということでございます。高齢者等のお宅につきまして、どの程度設置されているかというのは、ちょっと私ども数字はつかんでおりませんが、いずれにしても5月31日で設置期限が来ているということではあるんですが、引き続き住宅火災に非常に効果のある火災報知器の設置については、あらゆる機会を通じて広報等してまいりたいというふうに考えております。

4番（大森君） これが設置するようになると決められて結構年月がたっているわけですが、いろいろな町の会議の中でいろいろな話があっても、実際には高齢者に対して、先ほど町民全体というお話ですが、私が質問しているのは高齢者世帯と高齢者のひとり暮らしです。これをつかんでいる担当者はどなたですか。民生委員さんだというふうに思うわけですね。この方々は月1回ぐらいは家庭訪問をされていると思うんです。こういう方々に設置についてアドバイス、そして指導することは町からは提起されたんでしょうか。担当者の答弁を求めます。

住民環境課長（塩澤君） ただいま民生委員会等にそういった設置に向けての指導等、消防担当課として、そういった要望等をしているかということでございますけれども、直接民生委員さん等にお話をするというようなことはしておりません。町とすれば防火座談会ですとか、あるいは消防訓練、各分団の訓練等の際に最大限の広報を行ってきているということでもあります。

それから、婦人消防で消防署と一緒に高齢者等のお宅を暮れ、12月ぐらいかと思うんですが、ある程度消防署と一緒に回りまして、そういった設置、火災警報器の設置等指導をしているという、そういったことはございます。

それから、ひとり暮らし老人世帯ですが、これは現在、安心電話がついているということで、町内180世帯ほど設置がされているということで、ここには熱感知式のものがセットされているということで、台所なんかには熱感知式の報知器がセットされておるというようなことで、そういったもので、ひとり暮らし老人のお宅等では対応をしているということでございます。

4番(大森君) 火災警報器は10年でそのものを取り替えるということになっているわけですが、10年経過したものについては電池の交換をしてでも使っていけないというふうになっているということであるわけですね。ですから、10年ももつわけですから、やはり町の補助をきちっと出して、高齢者世帯、既に購入した方に対しては一定の額を補助してあげる、こういう形でひとり住まいや高齢者の方の犠牲を少なくするというのをぜひ進めてほしいというふうに思います。その点について、町長、どんなお考えでしょうか。答弁を求めます。

町長(中沢君) しょせん消防法の改正によりまして全戸に住宅用の火災警報器をつけるということを国が定めたわけでございます。そういう中で国が一部でも助成の道を開いておりますと、啓発するという点においても、こういう補助金もあるから、ぜひということが出来るわけでございます。全国的な話として、そういった面では、国はまず対応すべきことだと思っておりますし、既に31日で過ぎておるわけでございます。町として、それを助成するという事は現在考えておりません。

4番(大森君) 助成をしないということでもありますので、町長のスタンスはいつもそういう形だということとは再確認できたというふうに思います。

災害に強いまちづくりということ、こういうものに取り組んでいる自治体があります。救急安心カードというものなどが行われて運動が今広がりつつあるということで、こういうものとか、救急隊が入っても、どこにあるかわかるように冷蔵庫などに置いてあると、そういうような地域や、あるいは自治体もあるわけですね。こういうのも参考にしながら、プライバシーの保護ということはあるわけですが、ご本人がここまでは公にしてもいいよという自分で記入していただいていくと、そういうような状況も今後ぜひつくっていただきたいというふうに思います。要望としてお願いしておきます。

ちょっと時間もなくなってまいりましたので、次の点について入るわけですが、通学路の安全確保について質問いたします。

坂城小学校の通学路の安全確保でありますけれども、ひとつは水上通りで、名称はないんですが、どこからどこまでとちょっと長いものですから、水上のあそこの通りなんです、建物が取り壊されまして大変な危険な状態と。そして町の方でもロープなど張って一応危険箇所ということを、危険な状態にならないようにということで一応ロープを張ってあるわけですが、車を運転している方なども非常に怖が

っていらっしゃるということがありますので、早急な対応をお願いするわけですが、現在どういうふうに対応されているか、お尋ねいたします。

また坂城高校前の三叉路について、産業道路の坂高前というのは朝のラッシュが、非常に通勤ラッシュで車が多くなるわけですが、また御所沢へ入る車の方にも会社の駐車場があるので結構通ることになります。そのためラッシュ時に産業道路をとめる可能性もあるかなというふうに思うわけですが、その辺のところも考え合わせ、どんな対応をされていくのか、歩道としてつくるには、どういうふうに道路を改良すればいいのかということまで考えた対応を今後やっていく必要があると思いますが、それについての見解を求めます。

また、今、県道が田町のところで拡幅されているわけですが、両交差点、お店の名前ですが、寿し田さん前と小田切商店さんの前が道路が広がります。これらの交差点について今後、子供たちの安全あるいは車の安全をどのように計画されているのか、町の考えを求めます。

次に、グリーンロードの採用について提案いたします。

特に道路の狭い箇所では歩道もつけられないということで、グリーンゾーンをつくらせて歩行者優先ということでグリーンゾーンをつくらせていただきたい。これはほかの小学校でも他の町村でもやっているところがあるというふうに聞いております。また、千曲警察署へも問い合わせましたが、それも可能ということでありまして、やはりそういうものを採用して子供たちの登下校の安全をぜひ確保していく、このような対応についてどうされるのか答弁を求めます。

建設課長（村田君） 私から2の通学路の安全確保についてのイ、通学路の安全確保について順次お答えをいたします。

まず最初に、水上通りの関係についてでございますが、水上通りの状況につきましては、質問にもございましたとおり、建物取り壊し後の道路面と宅地の面に高低差がございます、通行者に対する危険性はご指摘のとおりでございます。用地については民地になるわけでございます、応急的に仮の防護柵を路肩に設置をさせていただいて転落防止を図っているところでございます。敷地に面している道路もカーブであり、交差点にもなっているというようなことから、用地的にお願いができれば車両のすれ違い場所も兼ねて一部拡幅を含めた工事が望ましいと考えております。今後、地権者様の後利用計画をお聞きする中で調整を図りながらご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、坂城高校前三叉路の横断歩道の関係でございますが、議員さんのお話にもございましたとおり、横断歩道を設置するに当たって産業道路に車が連なる状況が確かでございます。横断歩道を設置するに当たっては、前後に歩行者が待っているスペースが必要なこと、それから既存の横断歩道との間隔等設置要件に当てはまるのが条件となるわけでございます。

ご質問の三叉路の横断歩道の設置については、現状のままでは横断歩道の設置はなかなか難しいと考えるところでございますが、今後スペースの確保、歩行者が待っている、そういった場所を必要になる対応について千曲警察署を通じて公安委員会と協議をしております。

続きまして、県道拡幅に伴う田町東交差点と小田切商店様前の安全確保についてお答えを申し上げます。

県道上室賀坂城停線の田町工区道路事業につきましては、地権者を初め関係の皆様のご協力によりまして県事業として平成18年度から事業が着手され、工事が進められてきております。これから用地買収にご協力をお願いする方を初め関係される皆様には引き続きご協力をお願いするとともに、早期完成に向けて県に促進をお願いしてまいりたいと考えております。田町東交差点については、県道拡幅工事が完成された段階では信号機が設置される見込みでございます。小田切商店様前につきましては、現在、信号機の設置予定はないようでございます。現在、小田切商店様の前につきましては、これまでに引き続き、一時停止の規制により安全確保を図っていくことになろうかと存じます。

また、提案いただきましたグリーンベルトの設置はということでございますが、これにつきましては、今後、道路幅員に対するグリーンベルトの幅の設定や施工方法、実施費用、他の実例も参考に検討してまいりたいと考えております。それぞれ可能な部分の早期対応を図り、通学路の安全確保を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

議長（春日君） 時間が少なくなりましたので、時間の範囲内でお願いいたします。

4番（大森君） それぞれご答弁をいただきました。時間もありませんので短時間ですけれども、やはり千曲署で確認しましたら、田町東の交差点信号機設置はないというふうに言うておりましたけれども、要望は聞いていると。けれども18号バイパスの関係で幾つか設置するので、それはちょっと可能性はないというような、国からの補助が出ないというようなお話をしておりました。もう1度つめていただき

たいというふうに思います。以上で一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時12分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、3番 塚田忠君の質問を許します。

3番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

今年になってから町内の火災発生が重なり、その火災で尊い命を失う死亡犠牲者が続けて3件も発生しております。

1. 消防について

イ. 住宅用火災報知器の設置義務化について

先ほど大森議員と重複しますが、よろしくお願ひいたします。

今年の6月までに住宅用火災報知器の設置が義務化されたわけですが、2人家族の我が家でも音声の出る方式の報知器を3台取りつけました。取りつけ終了時に電気屋さんが作動テストをし、その様子を見ましたが、大分大きな音量ではありましたが、家の外部まで聞こえるというほどの音ではありませんでした。若干耳の不自由な方にはその効果のほどに疑問を感じました。うちでは火事を出さないからとか、一応設置義務だから安いものでもつけておけという家庭が多いのではないかと思います。規則だからということで広報等町民に設置を呼びかけられましたが、普及率はどの程度か、設置状況調査をしたのでしょうか。また、その結果が出ているようでしたらお聞きしたいと思います。

また、設置を忘れたというような家庭もあろうかと思いますが、そのようなお宅には設置指導はできるのか。あまり強制力のない規則のようですが、今後の対応をお聞きいたします。

また、火災報知器自体の機能についてお伺ひいたします。

今年のように火災死亡事故多発で感じることは、犠牲者はすべて足の不自由な方でした。たとえ火災報知機が作動していても、当然のことながら自力で避難することができません。最近の住宅は家のつくりがしっかりしていて、家の内部のことが極力外に漏れない構造になっており、外へ助けを求めることができません。そこで火災報知器の作動と同時に屋外に知らせるための連動装置があった方が有効と感じます。最近個人情報だ、侵犯を恐れるあまり、行政といえども個人の家庭内の状

況に立ち入ることもはばかれるご時世で、隣の家のことわからない状態ですが、いざ有事の際、寝たきりのような自力では動けない人を助け出すこともできません。そこで生命救護のために寝たきり老人、足の不自由な人等が福祉課ではある程度把握しているはずと思われますので、地域の自主防災会と分団ぐらいには情報を共有化しておく必要があると思われます。お答えをいただきたいと思います。

ロ. 消防コミュニティセンターについて

最近、特に消防団員になり手がなく、構成員確保には各分団が大変苦勞しておる状況です。2年ほど前の3月ごろの話ですが、私の知り合いから長男が専門学校を卒業したが、いまだに就職先がないとのことで、どこか紹介してもらいたいという相談がありました。そして、おやじの話の中で「せがれは就職はまだ決まらないのに、〇〇分団への入団が決まった」と言って笑っていました。そんな彼も今では町外の企業に勤めています。消防団では一応265名の団員を確保しているようですが、団員それぞれが自分の仕事のかたわらボランティアであり、大変であります。そのような団員が自由にきままに集まり、コミュニケーションのとれる場所であることで団員確保にもつながるはずですが、消防コミュニティセンターの建設が第3分団（町横尾、入横尾）だけがまだ取り残されておりますが、どのようになっているのか、建設計画に対する進捗状況をお聞きいたします。

ハ. 火の見櫓について

町内には27カ所の火の見櫓があるようですが、最近の火災で半鐘の音を聞いたことがありません。火の見とは火災の発見、報知のために設けた櫓、半鐘をつるすということですが、時代の変化で火災の発見については、あのような危険な高い櫓の上で見張りをしなくても発見者が電話で119番すればよし、半鐘もたたかなくてもスピーカーで流せばすぐに報知できます。このように役目の終わった感じの火の見が町内27カ所あるのですが、地域のシンボリックな目印でもあり、役目を果たしていないからといって撤去ということも難しい。今後町ではどのような保存、維持管理をしていくか、お伺いいたします。以上1回目の質問を終わります。

住民環境課長（塩澤君） 消防についてのご質問に順次ご答弁申し上げます。

最初に、住宅用火災警報器の設置義務化についてでございます。

ご案内のとおり、先月、5月31日までにすべての住宅に設置が義務づけられたということでございます。そういった中でご質問の設置状況調査はするのか、あるいはまた、その結果はということでございますけれども、全戸調査ということによ

り完全に設置状況を把握することは大変困難でございます。何らかの方法で推計をせざるを得ないということでございます。千曲坂城消防組合では各種講習会、それから防火座談会などの際にアンケート調査を行っております。950世帯のうちアンケート調査を行いました950世帯のうち設置済みが254世帯ということで、これで見ますと普及率が26.7%という数字になろうかと思えます。また、消防庁でもサンプル調査ではありますけれども、今年3月末の調査ということで、全国で54.9%、長野県では24.8%という推計の普及率を算出いたしております。

設置義務がということではありますが、罰則規定もこれについてはないということでございます。5月末の普及率については、3月の末よりも当然数字は上がっているかとは思いますが、5月末の数字については、今のところ不明でございます。しかしながら、引き続き町及び消防組合では、先ほども申し上げましたが、各種講習会、イベントの際、あるいは有線放送、広報紙等によりまして広報活動を引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。消防団では既に地元区と連携をしまして実施している分団もございまして、警報器の購入斡旋を引き続き行ってまいるとのこと、それから町婦人消防隊でも消防署と連携をしまして、ひとり暮らし老人等の防火点検の際に設置指導を行っております。

それから、警報を屋外に知らせる連動装置ということでございますけれども、現在、一般的に設置されております警報器は、その部屋のみで単独で火災を知らせるタイプと、それから1カ所の部屋の異常があった場合に、それを他の部屋の警報器でも知らせる連動タイプというものがございまして、この連動タイプの警報器を屋外の雨水なんかの影響のないところへ設置をいたしますと、外にも知らせることができるとございまして、また、メーカーによりましては、警報器と連動して火災発生を屋外にブザーとランプで知らせる警報ランプ付ブザーというような商品も市販されておりますので、こういったものも外部に知らせる手段としては有効かなというふうに思うわけでありまして。

いずれにいたしましても、未設置の住宅につきましては、それぞれのご家庭の事情と申しますか、状況に合ったものを早急に設置をしていただくことが重要ではないかというふうに考えるところであります。

それから、寝たきり等の要援護者に係る情報の共有化ということでございますけれども、有事の際には、寝たきりの方、あるいは足の不自由な方など避難する場合には隣近所に住んでいる住民の皆さんの相互の助け合いによる協力というものが不可

欠でございます。個人情報の開示に当たりましては、プライバシーの保護の観点からいろいろな課題がございます。人命救助ということが第一ということは言うまでもありませんけれども、要援護者の皆さんの情報の取り扱いにつきましては、担当課とも検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、口の消防コミュニティセンターについてでございます。

いわゆる消防団詰所として近年、計画的に整備を進めてきております。そういった中で、長年の要望でありました村上地区の備蓄倉庫と併設する形で、また地元の協力を得る中、昨年、第10分団詰所が完成をしまして災害時に急速に活動できる防災拠点ということで完成をいたしたところであります。

ご質問の第3分団の活動拠点となる消防の詰所の整備でありますけれども、昨年12月には関係の区長さん方から連名で第3分団詰所の早期建設についてということで陳情書をいただいたところでございます。その後、進捗状況でありますけれども、詰所の建設に向けまして建設予定地の選定作業を行っておるということでございます。第3分団は管轄区域としまして入横尾区、泉区、町横尾区と広範囲を管轄をしております。各地区のバランス等を考慮をいたしますと、この3区の真ん中に位置する泉区あたりに建設することが地域の消防体制の中では効果的ではないかというふうに考えております。ご案内のとおり、町の財政状況については大変厳しい状況にあるわけですが、町所有の土地等も勘案する中で、今年度中には建設用地を選定していきたいというふうに考えております。

次に、ハの火の見櫓についてでございます。

現在、坂城町内には火の見櫓が27カ所ありまして、消防団の全分団が管轄をするエリア内に設置をされております。多くが昭和30年代に建設をされたものでございます。火の見櫓の利用、あるいは役割につきましては、毎月の消防の日あるいは火災予防週間の際に打鐘をしております。それから、火災等の際の打鐘ということがありますが、先ほどご質問にもありましたように、いわゆる早鐘というものは最近ほとんど聞かれなくなっているのが事実であります。そのほか消防用のホースの乾燥ということ、あるいは町の有線放送の屋外スピーカーを設置しているというようなことがございます。いずれにしても地域の防災運動の象徴的存在があるかどうかというふうに存じます。

火の見櫓の管理については、各分団がそれぞれ管轄する区域内の火の見櫓を消防の日等において利用をしておりますけれども、維持管理については、町が行ってお

ります。ご質問にもありましたように、火の見櫓については老朽化が目立ってきておりまして、あまり利用されていないのかなというふうなものもあろうかと思えます。安全性、経費の面等からも、その保存管理につきましては、消防団、地元区、それから土地所有者等と検討する中で研究をしまいたいというふうに考えております。

3番（塚田君） お答えをいただきましたが、25%程度ということは本当に、4分の1設置ですが、報知器の。ちょっと少ない感じもするんですが、何とかもっと進めていくよう啓発をお願いしたいと思えますが。それで今、外へランプ付とか鳴るやつがあると。坂城町では、つけた方がいらっしゃるのかどうか、もしよかったら、後で結構です、お聞きしたいと思えます。

コミュニティセンターの建設は今年度中には何とかということで理解できました。いまだに火の見で打鐘は、消防の日、1日、15日というときには打鐘しているというお話ですが、今日は15日のはずだけど、朝、耳が悪いのか、私の耳には届かなかったんですが、それに利用されているということは本当にあれですが……。

それから、日ごろは自宅近くの火の見しかわからず、しかもじっくり眺めたこともないので、今回質問するに当たりまして町内各地の火の見はどのようになっているか、町内すべての火の見を見てまいりました。特に気のついたことを2～3点申し上げますと、最近では全然使われた形跡がない火の見櫓が数基ありましたが、議長、分団の名前出してもよろしいですかね。

議長（春日君） 差し支えないと思えます。

3番（塚田君） 第6分団ですが、北日名、上手集会所というところの火の見につきましては、火の見櫓ではなくて、太さ100mmほどのパイプで長さ4m、パイプ状の柱の中間まで下から2本の細いので、その上を三角に平らをつくって踊り場ですか、その上にさびた半鐘をつるして、またそこに屋根もなく、打鐘するハンマーも見当たらなかったです。それでパイプの頂上からはホースの干せる金具はついていたものの塗装がはがれており、すぐに倒れる状態ではありませんが、地元と相談してメンテナンスをするか、撤去するか、早急な判断が必要と思われました。

次に第9分団、小網公民館わきに設置されているものですが、立派な高さのある火の見櫓です。しかしながら塗装もはげ、錆止めまではげかけております。こちらも早急なメンテナンスが必要と感じました。半鐘は櫓の下から3分の1程度の高さのところにつけ替えてあり、屋根もなく、立派な半鐘であるものの、かなりさびて

いました。頂上の見張り台にはカラスか何かの巣がつくってありました。このような火の見は手入れをして半鐘をもとの下に戻し、カラスには立ち退いてもらって保存を考えられないかと思った次第であります。

次に第8分団、日名沢消防庫横の火の見には、これは塗装が大分ひどい状態ではげておきまして、当然ハンマーも見当たらなかったです。利用形跡は全くありませんでした。

それから、金井の第2分団、地藏わきの火の見はコミュニティセンターのそばへ移転してほしいというような話が地元の人から出ていました。

次に第11分団、旧上平公民館のそばですが、利用したのはないのですが、櫓の構造はすごくすぐれており、接合部分はボルトでなくてリベット仕上げになっており、立派な櫓でした。

すべての櫓で感じたことは、頂上の屋根の塗装が急速に必要な状態になっております。櫓の構造上やむを得ないことではありますが、すべて梯子が垂直に近い状態であります。いざ有事の際に急いで梯子を上って半鐘を鳴らすことは危険が伴い、困難です。このような危険な垂直に近い梯子を上らずに地上でリモートコントロールでスピーカーを鳴らしたり、半鐘をたたいたり、操作すれば火の見櫓から信号を発信することができます。テクノの町坂城です。簡単にできるのではないかと思いますので、お聞きいたします。

それから、ホースを干すのに使っておられるということですが、今のホースは特殊加工により水さえ抜いておれば無理に干さなくてもいいというような、できることだったら、これもリモートコントロールで下からホースを持ち上げるような構造を考えれば団員の負担は少なくなると思います。

次に、初期消火の目的、消防団員にご苦勞をさせていただいておりますが、各分団とも新入団員の減少のため、分団長の任期が終わっても退職できずに分団に残り、勤めていただいておりますが、また、団員の数合わせのため町外の遠くへ勤務される人まで出初式要員として入団しております。どのような割合か、把握しておられたら、通告にありませんが、お答えいただきたいと思っております。

また数年前に女性団員が2人加わり、今後の団員確保に期待しておりましたが、その後、女性入団状況はどのようになっているか、お聞きしたい。以上で2回目の質問を終わります。

住民環境課長（塩澤君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

最初に、住宅用火災報知器の普及率が低いということでございます。

先ほどご答弁申し上げましたが、3月末の数字で内容的にもサンプル調査、抽出調査ということであります。これ以降5月までの間にかなり設置が進んでいるかとは思いますが、まだまだ100%というまでは当然いっておりませんので、引き続き機会をとらえて設置に向けての広報等してまいりたいというふうに考えております。

それから、外に知らせるといふ、そういったことも重要だという中で、そういったものの把握ですが、これもそれぞれのご家庭でこういったものをつけておられるかということまでちょっと把握はできませんけれども、それぞれのご家庭の状況に応じて、そういった外に知らせるものもつけていただければ、これまた非常に有効であるというふうに考えておりますので、そういったものもあわせて広報等行ってまいりたいというふうに考えるところでございます。

それから、6月15日、今日ですが、消防の日ということで、各分団では半鐘の打鐘を行っております。私は中之条ですが、7時に鳴っております。分団によって最近ちょっとそういった面で統一がされていないのかなということもございます。また分団長会等で消防の日の打鐘についての徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。これは火災予防啓発ということで、朝7時、それから夜8時、毎月1日と15日なんですけど、火災予防啓発ということで、あの鐘の音を聞くと皆さん火災予防ということで自分の心にも響いてくるんじゃないかと思うんですけども、ぜひ徹底をしてまいりたいというふうに考えるところでございます。

それから、火の見櫓の関係について、何点かさびが目立っている、あるいは屋根の塗装が必要だというようなことをご指摘がございましたけれども、消防団の再編ということで、再編によりまして分団の数が現在11分団プラスラップ分団ということで、ラップも含めると12分団という体制になっておりますけれども、そういったときに若干使われなくなっている火の見等もあるというのは事実でございます。5つほどご指摘がありましたけれども、さびの目立つもの、あるいは屋根に塗装が必要だというようなものがあるということで、私ども町としましても早急に現地等を確認をする中で、できるだけ塗装等によりまして必要なものについては修繕等してまいりたいというふうに考えております。地元区あるいは消防団等と相談する中で対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、梯子が垂直になっておるといふようなことで大変危険だといふような

ことでお話もありましたけれども、構造上火の見櫓の構造上いたし方ないかないうふうには思うわけですが、いずれにしましても打鐘等で火の見に上る消防団員あるいはホースを干すということで、火の見に上る消防団員、注意をいただく中で進めてもらうということでございます。

それから、女性団員2名ということで坂城町消防団員おるわけですが、これは現在のところ2名ということで変わりはありません。

3番（塚田君） わかりました。いまだに火の見櫓を使うということですが、課長、打ち方、このごろ入横尾へ行ったら懐かしい、これを見つけたんですが、打ち方の指導はしているんでしょうか。半鐘のたたき方、信号の出し方。これらも使うわけですが、聞いていると聞き苦しいような打鐘方法があるわけですが、テンポについて、もし課長、わかったらお答えいただきたいと思います。

住民環境課長（塩澤君） 火の見の打鐘ですけれども、1点・3点あるいは1点・4点というようなことで、消防団員を招集する際あるいは火災予防週間中の広報的な打鐘という、そういった1点・3点、1点・4点、その辺が常時使われておるというふうに聞いております。それでそういった打ち方の指導というものは私どもでは特にはしておりませんが、各分団において、それぞれ先輩から引き継いでおるものというふうに認識していますけれども、はっきり1点・3点なり、1点・4点なりそれぞれの目的に応じた打ち方、こういったものを徹底するように幹部会等でまた徹底を図っていきたいというふうに考えております。

3番（塚田君） これから指導していくと。1点・4点、1点・3点ということはわかるけれども、打つ間隔ですね。今までうちの方で演習のときに演習というか、火災訓練のときとか鳴ったつきり、あとずっとしばらく待って、また鳴り出したなんていうような状況、各地で聞こえているんですが、近火のときにはカンカンと鳴らすわけです。それで1点・3点、防火週間のときには1点・4点でやるね。カーンと。そのカーンのやつ、多分これは下のサイレンの秒数を見ていると思うんだけど、間隔。古い字で学校で習ったことのない字なんだけど、3秒やって2秒あけてと、鐘のたたきに変えているような気がするんですが、この辺の指導もひとつお願いしたいと思います。サイレンのやつと勘違いして打っているような。以上消防については終わらせていただきます。

次に、ばら祭りについてお伺いいたします。

第4回ばら祭りが5月30日から6月14日まで行われたわけですが、実行委員

の皆さん、関係する職員の皆さん、また薔薇人のメンバーの方々のお力により大変好評のうちに幕を閉じました。今回あまりマスコミに取り上げてもらえなかったが、途中で全国ばらサミットが行われたせいか、客足も伸び、狭い駐車場のおかげで車誘導スタッフは大変苦勞しておりました。私自身も薔薇人のメンバーとして3日間お手伝いをさせていただきました。入園客の話では、伊那、安曇野、軽井沢等のほか県外ナンバーの車も大分ありました。安くなった高速道路のおかげかと思います。人口1万6千人のこの町に来客数は3万人以上は来たのではないかと感じました。

しかしながら、このように多くのお客さんが見えても坂城町へ落としてくれた経済効果は大した額ではないのではないかと感じます。パンフレットで湯さん館、鉄の展示館はPRしたが、入場割引でお客さんへ対するただのサービスに過ぎません。これだけの多くのお客さんが来園されるとなれば、秋の開花時期にも合わせて秋のばら祭りを実施して、ばらの町としてでなく、日本一うまい果物を並べてイベント広場で坂城特産のねずみ大根、りんご等農産物の販売で産業振興に一役買えるのではないかと考えますが、町のお考えをお聞きしたいと思います。

町長（中沢君） 塚田議員のご質問にお答えしてまいります。

第4回ばら祭りを中心にしての問題提起でございます。

ご承知のとおり、坂城町は合併30周年記念として昭和60年町のシンボル町花としてばらを制定いたしました。工業の発展とばらに寄せる潤いあるまちづくりということで依頼を託したところでもございます。私は常々四方が緑の山々に囲まれていると、そこに流れる千曲川のほとりにばらいっぱいの公園ができればどんなにか人々の心を和ませ、テクノの町に新たな千曲川原風景が創造されるであろうと、こんなことを多くの皆さんと語り合ってきたところでもございます。

そんな思いが通じてか、国土交通省を初め関係機関等のご支援をいただき、平成12年には千曲川大望橋沿いにばら植栽の公園基盤が出来上がり、13年にはウォーキングステーション、14年には基幹施設として、さかき千曲川バラ公園の開園にこぎ着けた次第でございます。18年には親水広場、そして今年になりましては、300㎡を拡張し、全体で1万㎡、250種、2千株のばらが鮮やかな彩り、芳醇な香りが競演するような公園に成長したところでもございます。さらに国道18号バイパス街道、学校におけるふるさと学習、地域家庭のばらづくりといったものが大きな広がりを見せております。これはばらのまちづくりに対する町民のすばらしい情熱でもございまして、管理運営、技術指導面を担っていただいておりますバラ

ンティア100余名の薔薇人の会の皆さん、あるいはまた企業団体オーナー20数社の皆さん、そして何よりも町民が私たちの町はばらの町だという、そういった誇りを持ちながら頑張っていたいただいているということでもあろうかなど、こんなふう
に思っております。

期間中は職員も多くを動員いたしまして、こういうイベントに参加することによってまちづくりの関心をより高めるということでも努力したところでございます。塚田議員におかれましても、薔薇人の会員として精力的に常に頑張っていたいただいているということには感謝申し上げるところでもございます。

さて、5月30日から6月14日までの16日間、第4回坂城ばら祭りが開かれたわけでございます。期間中その時間内といいますか、そういったところで来園された方は4万人を超えていると。そして車両では1万2千台ということで大きな盛況を見たところでもございます。あわせてイベント広場におきましては、特産品等の販売、その店舗は前年の9軒から19軒にと大幅に増え、また郵便局の記念切手あるいはばらオーナー企業によるハイブリッド車の展示なども新たな試みとしてお目見えしたところでもございます。期間中の6月5日、6日に第18回制定都市会議ばらサミットがあわせて開かれ、また全国の押し花展の絵展も開催されたということで、町内外に大きく発信する機会ともなったわけでございます。サミットの参加自治体からは町民の皆様への心温まる歓迎ということ、そしてまた、すばらしい記念碑、あるいは会議で中学生や小学生の皆さんの合唱、演奏、公演での薔薇人の皆さんの諸々の指導などまちづくりに寄せる情熱、こういったものに深く感銘したということのお言葉もいただいたところでもございます。

ところで、秋のばら祭りに開催というお話でございます。

以前に薔薇人の役員の方でいろいろ検討した経過もございます。秋のばらは春と違ってひとつの風情はございますが、十分咲き誇るといってもございませぬので、春のイメージで来園された方々の期待をそぐのではないかという懸念も感じさせたということ、さらに秋は農作業の最盛期ということでもございますので、見送った経過もございます。現段階では春のばら祭りにより工夫を凝らし、町民の皆さんが誇れるイベントに充実させていきたいと考えております。以上でございます。

建設課長（村田君） 私からもばら祭りについてイの秋の祭りの実施はについてご答弁させていただきます。

さかき千曲川バラ公園の秋のばらの開花は、8月中旬の剪定を実施してから35

日から40日ほどで開花をいたします。早いものは9月20日ごろから花を見ることができ、霜がおりるまで長期間咲き続けるわけでございます。

しかしながら、気温の高い季節は剪定から開花までの期間が短いため、春と比べて幹が短く、花は小さ目となり、気温が低くなると花の色や葉の色は濃く、美しいわけではありますが、開花までの期間が長くなり、春のように一斉に花が咲くことがなく、最盛期とか見頃の時期とかの設定が難しくなるわけでございます。またウォーキングステーションに植えられているばらにつきましては、一期咲きのものが多く、秋には花を見ることができません。さかき千曲川バラ公園の愛好家の中にはばらの花を静かに鑑賞するために、ばら祭り期間中を避け、秋の開花を楽しみにしている方がいることも事実でございます。

秋のばら祭りの実施にあわせて町の特産品の販売というお話もございましたが、ぶどうは9月中旬、りんごは10月から11月、ねずみ大根は11月中旬と収穫の時期がそれぞれずれておりまして、全部がそろそろ時期はばらの花も終わってしまうというような状況もあるわけでございます。また、ほかでも秋の収穫祭などイベントが多く開催される時期となるわけでございます。

いずれにいたしましても、大変難しい課題とは存じますが、今後開かれるばら祭り実行委員会の反省の中で意見集約を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

3番（塚田君） それぞればら祭りでお答えいただいたんですが、秋は花持ちもものすごくいいもので、農産物の販売にも適した時期じゃないと言われたが、それだけ言われちゃえばもう次のあれがないわけですが、もうちょっとあれだけのお客が来るんだから坂城町に金を落としてもらおうことも考えてもいいんじゃないかと思いますが、今後の課題にさせていただければと思います。以上で今回の一般質問を終わらせていただきます。

議長（春日君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時03分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、12番 柳沢昌雄君の質問を許します。

12番（柳沢君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

今や世界的金融危機は日本経済に大きなダメージを与え、依然として明るい見通

しが見えない状況下ではありますが、それぞれ英知を駆使し、懸命に努力をされており、経済の一日も早く良好な方向に立ち直ることを願うものであります。また、そのような景況下ではありますが、当町の町花であるばらの全国ばらサミットが過日行われ、この一大イベントが成功裏に行われましたことを評価し、喜びを分かち合いたいと思います。

質問に入ります。

1. 林業振興と松くい虫対策について

松くい虫対策は、当町は東西を山に囲まれており、その森林は町の総面積の67%を占めております。その森林が与える影響は、経済的価値を有するだけでなく、防災、水源の涵養、環境保全、景観等潤いのある緑により心を和ませているとともに、自然教育など地域社会にとって文化的価値を多く持っていることは周知のことです。

しかし、森林の中でも常緑樹と言われている松が今、絶滅の危機にあると言われております。それは著しい勢いで蔓延拡散している松くい虫の被害であります。当町もその被害防止の対策に懸命に取り組まれておりますが、依然として被害の減少に結びつくような状況が顕著にあらわれていないように感じられます。林業振興からも常緑樹である松の保護対策について、どのような対応策を考えておられるのか、お伺いいたします。

ロ. 空中散布中止について

当町の東西の森林と隣接している上田市が、松くい虫対策で今まで続けてきた農薬の空中散布を健康被害の恐れがあるとして市民の団体より中止の申し入れがあり、市は健康への影響の調査を行ったり、住民を交えて論議されたり、昨年は2カ所で測定した散布後の空気中の濃度も農林水産省や環境省の安全基準において行い、安全基準も大きく下回っていたということではありますが、市民の健康が優先ということで平成8年から続けてきた農薬の空中散布を本年度は中止する決定をしたと報じられ、また他方、青木村も中止したということでもあります。当町も昭和60年から実施してきた松くい虫対策の空中散布は本年度中止を決定したということでもあります。中止に踏み切った基本的理由についてお伺いいたすわけです。

ハ. 近隣自治体との対応策は

放置すればたちまち広範に被害を及ぼす松くい虫は1町だけで防止できるものではないことは当初から現在に至るまでの被害防止策の実施経験からも十分その認識

を得ておられることは申し上げるまでもありませんが、しかし、その対応の如何によつては当町の森林に及ぼす被害影響は甚大になると思います。それには独自対策ももちろんのことですが、ただ中止しただけではなく、中止した近隣市町村の自治体の責任ある対応策こそ重要課題であると思います。それにかわる対策を早期にしなければならないと思いますが、被害防止対策で近隣自治体と連携による防止策を考えておられるのか、この点についてご所見をお伺いいたします。

二．松くい虫防除対策協議会の対応策は

当町は、去る6月3日、柳澤副町長を議長として松くい虫防除対策会議が開かれ、本年度の松くい虫対策の農薬空中散布を中止することが決定されました。町は本年度当初予算にも被害の大きい苅屋原地区、上平地区の被害予防対策費として特別防除、すなわち空中散布を25haと伐倒駆除1千㎡を計画されておりますが、空中散布が中止ということであります。防除にも時期があると言われております。それを怠れば被害の増幅ともなり得ると思います。協議会において、今後、実効性ある代替策がどのように示され、また対策の具体的工程計画がどのように行われていくのかお伺いいたします。

副町長（柳澤君） 柳沢議員さんのご質問、1として、林業振興と松くい虫対策について、私からイとロについてお答えいたします。

まず、イの松くい虫防除対策はについてでございます。

森林につきましては、温室効果ガスの吸収源を初め土砂災害防止、景観、森林浴など幾つかの公益的な機能を持っている一方、材木価格の低迷が長きにわたって続いておりますことから、所有者の関心も薄れ、手入れの行き届かない森林が増えてきております。このため国、県においても重点事業として林業振興を図っているところでございます。坂城町の森林は、ご案内のように総面積の67%に当たる3,581haとなっておりますが、そのうち977haがアカマツ林で、しかも急傾斜地に多く分布し、しかも成熟に達した間伐手遅れの林が多い状況となっております。松くい虫被害につきましては、昭和60年に始めて確認されて以来、一時鎮静化したものの、その後増加傾向が続いております。このため本町におきましては、松くい虫被害対策に毎年2,500万円から3千万円の予算を配分しまして、重点事業として伐倒駆除、空中薬剤散布等を実施し、被害防止を図ってきたところでございます。

次に、ロの空中散布中止についてお答えいたします。

空中散布につきましては、周辺の自然環境や生活環境などに配慮するとともに、地域住民の要望に基づいて公益的機能の高い苅屋原地区及び上平地区の松林2.5haにおいて昭和60年から昨年まで実施してまいりました。空中散布に関しては、全国的にさまざまな意見がある中、平成16年度に当時の田中知事が平成20年度に空中散布全廃と、そういう方針を打ち出しました。しかし、当町では継続を要望し、実施してきたところでございます。このような中、上小地方におきましては、健康被害の訴えが出てまいりまして、そして新聞報道にもありましたように、5月に上田市が中止の方針を打ち出し、青木村も同様の決定をしたところでございます。

当町につきましても上田市の方針が出されて以来いろいろ熟考を重ねてまいりました。6月3日に開催しました坂城町松くい虫防除対策会議におきましては、近隣の様子などについても説明する中でいろいろなご意見もございましたが、本年度については空中防除について凍結し、伐倒駆除を中心に対応すると。その一方で、来年度以降に向けて県や近隣町村と連携しながら、どんな方向があるか、いろいろと検討していきたいと、そういうようなご審議内容をいただいた次第でございます。以上です。

産業振興課長（宮崎君） 私からは林業振興と松くい虫対策についてのハとニについて順次ご答弁させていただきます。

松くい虫防除対策につきましては、その被害が自治体の境界を超えて広範囲に広がるということで、一定の広域での対応が必要と考えているところでございます。しかし、先ほどの副町長の答弁にもございましたけれども、田中県政時代に県が空中散布廃止の方針を打ち出しまして代替策を積極的に検討していたころに比べますと、対策の中心は個々の市町村ということで、県はそれを支援するというような形にトーンダウンしてきているところでございます。今年度、上小地区自治体が空中散布を中止し、当町も凍結をした結果、東北信では隣接の千曲市が実施するというだけとなっております。それぞれの自治体の財政状況が厳しい中、対策がそれぞれの市町村任せということでは、対応にも差が生じて効果的な対策というとなかなか難しいところもあると考えているところでございます。県との関係ということになりますと、現在、地方事務所単位に松くい虫防除対策協議会が設置されてございまして、そういう中で、やはり県がリーダーシップをとって広域的な松くい虫対策を進めていただきたいというようなことで行政機構審議会にも報告されているというふうにお聞きしております。

今回、町の松くい虫防除対策会議で空中散布を凍結する結論に至ったわけですが、その経過の中で各委員さんから空中防除にかわる代替策の導入を強く求められたわけですが、県と連携しながら効果的な対策を検討していくということを申し上げてご理解をいただいたということでございます。これを機に県の役割発揮をさらに要請をするとともに、ご質問にございましたように、近隣自治体と連携というか、情報交換を進め、本当にそういった関係の中で対策等が進めなければと考えているところでございます。

次の二の質問でございます。松くい虫防除対策協議会の対応策はということですが、内容については先ほども触れさせていただきましたけれども、6月3日に開催されました21年度松くい虫防除対策会議におきまして、空中防除を当面1年間凍結するという結論を得たところでございます。今後会議の中で出されました代替につきまして、県を初め森林組合、対象の区の皆さんのご協力をいただく中で検討し、来年度の対策会議に向けて方向性を出していきたいと考えているところでございます。

議員さんも申されましたけれども、松くい虫の防除対策というのは時期があるということの中で、これは先般の宮島議員さんのご質問の中でもお答えしたわけですが、6月中旬ぐらいまでに実施するということが非常に効果があるというようなことでございます。本対策会議も3日に開催したところでありまして、この時期をずらしての空中防除というものについては、現在では非常に効果的にはこの時期にやらなければということの中で中止を決定したという経過もございます。

そんなこともございまして、年度内というか、後の会議をどうかというご質問もあったかと思っておりますけれども、これについては会議という形の中では、よほど年度途中で方針が変更になるような事態がない限りは開かないと。ただ、そういった方針が明らかに変更になるというような事態が出てきたときには会議を開催している意見等をお聞きする中で対応していきたいと考えてございます。

そんなこともございまして、伐倒駆除というようなことがこれからの中心になるというふうに思います。私どもの今年度予算については6月末をひとつの工期といたしまして、発注はしてあるわけですが、空中防除にかかる費用等また補正予算等お願いする中で地道に対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

12番（柳沢君） 松くい虫対策について、いろいろお考えはあるわけなんですけれ

ども、農薬の空中散布は最初、水田地帯に行い始めたりしたわけなんですけれども、当時、小中学生の生徒が登校時間帯ごろに散布が行われ、生徒たちは健康の影響が出たというような経過もあったわけです。山間地帯の松くい虫の防除がこれからどのように行われていくかという中では、中止ということですが、これは健康被害を考えた場合には、たしかいろいろな角度からそれをしていかなきゃいけないということですが、中止に至ったという経過、何か町の方へ住民の方から被害が出たとかというようなお話があったのか、その辺について伺います。

産業振興課長（宮崎君） お答えいたします。

隣接の上田市等に対しましては、上田市の母親の皆さんとで子供の未来と健康を考える会という会が中心となって空中散布を控えるようにというようなことで、市はもちろん県等への要望活動を進めてきたところでございます。

隣接の私どもの町につきましても、ここに入っておられる方はいらっしゃるということでございますけれども、直接町に苦情ということではなくて、隣接の上田市でこういうことの中で健康に被害があるということで、町についても、そこら辺を新たに考えていただきたいというようなお申し出はいただいております。

ただ、これは松くい虫の空中防除に直接絡んでということではなくて、上田市の空中防除に対してというような、そういう意味合いで私どもにそういうお申し出をいただいたということでございます。県等とのいろいろなやりとり等、あるいは近隣市町との情報交換をする中で、私どもも今回についてはそういう直接の苦情ということではございませんけれども、やはり健康被害に佐久総合病院等で因果関係ということの中で否定できないというような判断を示されていることもございまして、町としてもそんな判断の中で中止というような決定をさせていただいたというようなことでございます。以上でございます。

12番（柳沢君） 町の方へ直接町が健康でどうだということと言われたわけではなく、上田市のということなんですけれども、そこで隣の上田市や青木村の決定に考慮したと報道がされたわけなんですけれども、上田市から中止について何か話があったかどうか、その辺について伺います。

産業振興課長（宮崎君） 今回の上田市さんが中止を決定した過程の中で、議員さんのご質問にもございましたように、私どもは近隣市町として県市等と連携を持ちながら情報交換を進めておったわけでございます。そういう中で上田市の対応等も方向性等いろいろお聞きする中で情報等を得ていたというような状況でございます。

ですから、上田市等の内容については、その都度私どもが向こうから話があったのかどうかというよりも、私どもがお聞きしたりお伝えいただいたりと、そういうようなキャッチボールの中で情報を得ていたというふうにご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

12番（柳沢君） やはり伐倒駆除とか燻蒸処理というのは、これは森林にとっては最終的な処理段階であって、それ以前に保全、保護、これをしていかなきゃいけないというのが、我々のこの森林の恩恵を受けている住民からはそのような考えをするわけなんですけれども、そこで予定をしているところの苧屋原区とか、また上平地区、この地域の皆さんたちはどのようにお考えになっているのか。場合によっては、この地域にお住まいの方たちが土砂崩落とか治山治水に影響していく面もあるわけなんです。この辺について、ただ町が中止しましたということではなくて、お話し合いを持たれてきたのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

産業振興課長（宮崎君） お答えいたします。

ご案内のとおり、空中散布につきましては苧屋原区と上平区というようなことでございます。地元からは、区長さん等とお話の中で地元とすれば山の上じゃなくて、もっとすそ野の方までやってほしいんだというようなお話もいただいたと、こういうことも事実でございます。そういう中で、今回の中止というようなことの中で、当然、地元の区長さんも対策会議のメンバーに入っておりますし、事前にお話もさせていただいたという経過もございます。

そういう中で、今言った、特に苧屋原地区につきましては大変急峻なところでございます。松の立ち枯れ等なかなか処理するといっても非常に難しいところでございます。そういう中で治山というものについて土砂崩れ、がけ崩れというのが起きないように県等へのそういった措置の働きかけもしていきたいというお話もさせていただいております。

上平地区につきましても、非常に標高の高い部分でやはり急峻なところもございます。砂防等については重々注意するように、やはり違う施策を入れながら、やはり安全というものについても考えていきたいということで、そんな対応も県と連携しながら進めていきたいというお話をしてお理解をいただいたというような状況でございます。以上であります。

12番（柳沢君） それでは予定地域の皆さん方の理解をいただいたというふうに理解してもよろしいでしょうか。そういうふうに私は受けとめます。

そこで、これから対策をしていくには大変だとは思いますが、今まで防除してきた中で、坂城町だけやっていったってなかなか大変だと。上田市にも防除をやっていかなければということで、今まで上田市の方へも防除方法について協力を求めていくというようなことがあったわけですが、今回、坂城町の方から上田市に対してどのように対応策を求めていくのかどうか。その辺について伺いたします。

産業振興課長（宮崎君） 上田市に対してどのような対応策を求めていくかというようなご質問でございますけれども、上田市についても青木村さんにつきましても、やはりそれぞれの自治体の判断の中で決定したことでありますので、よその自治体ということの中でどうしろ、こうしろというのはなかなか言いづらい部分だというふうに考えるところでございます。

ただし、上田市については健康被害等の因果関係についての調査を、新聞報道の中では佐久総合病院等へお願いしているというような情報もございますので、やはりそういうものの情報等についてはいただけるような形でお話をさせていきたい。情報の共有化というものは図っていければというふうに考えているところでございます。以上であります。

12番（柳沢君） 上田市が中止したと、だから私たちの方、当町としては、どういようなことで中止に至ったか、または中止しなければならないかという立証をしないで、上田市は先ほど申し上げたとおり2回もの検査をしたと。厚生労働省の関係とか環境省の関係のきちとしたデータのもとにやったが、それよりも下回っていたということであったというように実証されてきたわけです。

ただ、私たちの町の方では中止はいたしましたというだけでいいのかどうか。やはりこれこれこういうような状況である、また、あった。だからこそ中止をせざるを得なかったというようなものがあったのかどうか。これから対策を立てて防除していかなきゃいけないという中にも大事な問題だと思います。この理由結果をきちっとさせていかなければ、理由があって結果が出るんだと、こういうような面からいって、どのようなお考えがあるのかお伺いたします。

産業振興課長（宮崎君） お答えいたします。

柳沢議員さんのおっしゃられることはごもっともな話でございます。因果関係という部分もあるわけでございますが、今私どもがやっている空中散布につきましては、上田市は2地点について検証したということで、大気1 m³中の濃度が10マイ

クログラム以下というところなんだけれども、上田市は0.05マイクログラムと
いうような、そういう結論であったと。それで費用は60万円ぐらいかかったとい
うふうにはお聞きしているわけでございますけれども、そういう範囲の検査でした
ら私どももできると思うんですけれども、今回の健康被害との因果関係を証明す
るという調査になりますと、ちょっと簡単にはいかないのかなというようにこと
でございます。

健康被害を訴えられている皆さんというのは、直接的なことというよりも、例え
ば大気対流だとか、そういうところでスポット的に落ちることもあるよというよ
うな主張もされているわけございまして、それらのすべて立証するという部分に
なりますと、正直申し上げて県でもなかなか対応できなかった部分もあるというふ
うに考えているわけございまして、この小さい私どものような町がそれを立証す
るという能力にはちょっと欠けちゃうかなというように感じではおります。

ただ、そういう情報だけは集めて業務の一助にしていければというふうに私は考
えておるところでございます。これから中止ということの中で県等でもいろいろ考
えてはいただいているようございましてけれども、それらについても、どうい
うな形での因果関係が立証できるのか、そこら辺について上田市、というよりはむ
しろ県等との、そういうお話というのも踏まえて対応できればというふうに考
えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

12番（柳沢君） いろいろご答弁いただきました。郷土を愛し、その郷土の中に山
あり川あり谷あり、いろいろの郷土の思いは多くあると思っております。その一番なのは
私は森林だと思っております。この山の静けさ、心穏やかになる、これが郷土にある、こ
れが一番大事なことではないかと思っております。対策本部をつくっていただいて、それ
の協議を一生懸命やっただいていただいているわけですが、なお一層のご尽力を賜
りますよう私の方から求めまして、この問題は皆さん方が今後ともご努力を願いま
す。

2. 新型インフルエンザ対策について

イ. 新型インフルエンザ防止と認識は

当初、鳥インフルエンザの流行を予測に防止策を講じてきましたけれども、メキ
シコで発生の豚インフルエンザという新型インフルエンザは、患者確認された国は
既に70カ国を突破したということでもあります。各国がその防止策に悩まされてい
る実情であります。政府も当初、水際防止作戦として渡航者を対象にし、厳重な防

止対策をされてきましたが、しかし懸命な努力も裏目に5月中旬、厚生労働省は国内で渡航歴のない人が新型インフルエンザに感染していることを確認したと発表しました。以後国内においては20都道府県以上で感染者は600人に迫っていると報じられています。ついに去る13日、県内でハワイ帰りの女性の感染者が確認されたということであります。現状での感染の推移は、終息は見えず、予断はできない状況であります。

世界各国に感染拡大している新型インフルエンザに世界保健機構（WHO）は6月11日、ついに新型インフルエンザの警戒水準、フェーズの変更の是非を検討し、警戒水準を広域流行を意味するパンデミックを最高の6に引き上げを宣言してきました。この感染症が広範囲に急速に人から人へ感染して世界的大流行を意味するものであります。これが大流行となれば、社会経済に大きな影響が、影響されることは懸念されているわけであります。政府も国民の不安感を起こさないよう配慮もあり、新型インフルエンザは弱毒性であるとされ、冷静な対応を求められているようであります。

しかし、私は、これらの報道状況を踏まえての考えで、感染力が強いこのインフルエンザは決してあなどることはできないと思います。楽観は最も重大な危機を誘因するからであります。当町において感染拡大となれば大きな影響が生じることは明らかであります。どのようなご認識で防止対応されていかれるのか、ご所見をお伺いいたします。

ロ．保育園・小中学校での対応は

新型インフルエンザは若年層が比較的感染度が高いと言われていますが、確たる要因は立証されているものではありませんが、免疫力の問題もあるのではないかとと言われてもいます。しかし、高齢者は罹患しないという、また、これ、保証はありません。保育園等の子供は日常集団生活の中で常に園内における接触が無造作に頻繁に行われているので、発症者が出れば、たちまち感染は拡散されていきます。幼児期の子供たちは自己意思表示の伝達が大人へ伝えるまでの時間、判断、これが遅れるため、時には大変な事態にもなりかねません。それだけに繊細な心配りが付加されますが、どのような対応をされていかれるのか、それについてお伺いいたします。

また小中学校においても同様、学校という集団施設の場であり、飛沫感染とか接触感染の媒体的環境であるので、その防止対応策についても、どのようにされてい

かれるのか、その点についてもお伺いを申し上げます。

ハ. 公共施設での対応策は

感染が最も受けやすく、拡散の場は、公共施設に大衆が多く集うときだと思えます。その施設利用の如何によっては多くの感染被害が出ることも予測されます。施設管理面において、事態の推移によっては常時の計画変更とか町民団体の施設利用等が行われますが、これらが安心して利用できる対応も必要と思えますが、どのような対応策を講じられていかれるのかお伺いいたします。

また、振興公社（湯さん館）のような多くの利用者が無防備状態での状況で感染者の利用もあり得ると思えますが、どのような防止策を考えておられるのか、これについてもお伺いいたします。

ニ. 対策本部機能について

町は去る4月、町民に対し、新型インフルエンザの知識の普及と予防啓発を図るため、町長を本部長として坂城町新型インフルエンザ対策行動計画を設定したということであります。形の見えない敵への対応策であり、綿密な計画のもとに行われていくことこそ機能が発揮されるものと思えます。この場合、町民の頼りは医療機関と行政であります。頼る行政が住民の願望が手際よく早期対応していくことを求めているわけであります。その場合の対応如何によっては尊い人命の危機さえあります。これに陥らないようにしていかなければならないと思えます。職員といえども生身であります。自身が感染している場合もあります。担当課以外でも全職員が対応できるような全員連携して対応できるような対応認識を持ち、事態発生に備えての体系で最小限に防止することが町民が安心できる対策と言えらると思えますが、ご所見をお伺いいたします。

町長（中沢君） 柳沢昌雄議員さんの質問にお答えいたします。

新型インフルエンザ対策についてでございます。

4月23日に豚インフルエンザの感染がアメリカで報告され、その後メキシコを初めとする世界各国で感染が急速に広まり、世界保健機関では新型インフルエンザの発症宣言を行い、流行に備えるよう呼びかけを強化してまいっているところでもございます。お話にもございましたように、日本国内におきましても5月16日に神戸で感染が確認されて以降、各地で感染が拡大しております。テレビ、新聞の報道でいろいろと報道されておりますので、ご承知のところでもございます。県下におきましても、6月13日、飯田市の日本人女性が新型インフルエンザに感染した

ということが確認されているわけでございます。

一般的には、やや落ちつきつつあるという感もございますが、オーストラリアなど冬期にさしかかった南半球を含む多数の国に感染が拡大していることにより、6月11日、世界保健機関では世界的大流行を意味する警戒水準フェーズ6を宣言いたしましたところでもございます。警戒水準引き上げにより、国、県の対応は特に変更ということではないようで、従前の対応を進めていくということでもございます。

行政機関としては、感染拡大や混乱防止に向けまして、まず正確な情報を収集し、住民に速やかに伝えることが重要であるわけでございます。電話相談を受ける、保健所とともども各医療機関との連携を図ってまいりたいと、こんなふうに考えているところでもございます。国、県の行動計画を受けまして、昨年度より行動計画も私どもも策定し、各課の対応マニュアルを策定をし、進めているところでもございます。

今回の新型インフルエンザの発生時には、国、県の対策本部の設置を受けまして、4月30日、町対策本部を設置いたしました。有線放送、広報等を通じ、発熱電話相談の設置情報や感染予防のポイントなどを何度となく広報しているところでもございます。また公共施設では感染予防を呼びかけるポスター等も掲示し、そしてまた、町保健センターでも電話相談の対応を重視しているところでもございます。

当初、国では鳥インフルエンザが変異した強毒性の新型インフルエンザの流行を想定しておりましたが、行動計画を策定していることから発症時の対応には混乱も見られ、経済社会活動にまで大きな影響も見られました。ウイルスの毒性に応じての柔軟な対応策が必要であることが今回の新インフルエンザにより明らかになり、新たなる課題も出てきたわけもございます。流行時における地域の医療体制の整備も重要な緊急課題でもございます。県内では徐々に整備が進んでおりますが、地域の実情を加味することも大切でございます。

町では先ごろ町内医師の開業医の先生方全員に集まっていただき、検討会を設けたところでもございます。今後とも一番身近な町内の先生方の協力を得ていくと。患者が発生した場合に、まず保健所への連絡ということは基本でございますけれども、いろいろな事態に備えるには開業医の先生方の、また協力も何よりも大事になってくるわけもございます。流行時に備えました医療体制の整備を進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。町内にはいろいろと諸々の施設がございます。施設の中におきまして、まずインフルエンザというものの理解を深めるとともに、

万一に備えての対応をいろいろと怠りのないよう進めるべく指導しているところでもございます。以上でございます。

福祉健康課長（中村さん） 新型インフルエンザ対策について順次お答えいたします。

過去の新型インフルエンザの流行状況からいったん感染がおさまった後に第2波、第3波の大流行が見られることが知られております。またウイルスが感染を繰り返すことにより毒性を強めていくことや強毒性の鳥インフルエンザの流行なども強く懸念されているところでございます。今後も最新の感染情報を確認する中で決して軽視することなく、新たな流行に備えて体制整備を図っていきたいと考えております。

次に、保育園・小中学校での対応はと公共施設での対応策についてでございます。

大勢の乳幼児、児童生徒の集まる保育園、学校、公共施設などは、流行時において感染が拡大する場ともなり得るので、流行時における適切な対応は大変重要となっておりまして。それぞれの施設の特性もあることから、それぞれの施設ごとで平時より感染予防を含めた対応策を話し合っておくことが大切でございます。また蔓延防止対策につきましては、新型インフルエンザ対応マニュアルに沿い、状況にあわせた対応をしてみたいと考えております。

次に、対策本部の機能についてでございますが、町の対策本部は海外発生時に、国、県の対応を踏まえ、設置することとしております。町長を本部長とし、副町長及び教育長を副本部長に、各課課長等を本部員として構成しております。本部の指示を受ける中で課ごとにその業務内容に応じて6つの業務班に分かれ、町民の健康被害を最小限に抑え、生活の維持、支援を目的とした業務を担うように構成されております。具体的な業務内容につきましては、業務対応マニュアルを策定しております。今回、現時点では広報相談活動が主でございますが、ひとたび感染が蔓延した際には、その機能が十分生かせるように平時より検討を重ね、意識を高めてみたいと考えております。以上です。

12番（柳沢君） 答弁をいただいたわけですが、保育園ではどういうふうに考えているのかというような具体的なお話もない。それから学校でも、その場合にはどういうふうにしていくんだというものもない。一括ご答弁をちょうだいしたような気がいたすわけなんですけれども、それでは担当の皆さん方がもう少しこうなんだという考え方があるのか、ないのか。それを私は質問しているわけなんです。しかし、時間の関係もあるわけですが、もし時間があったらお答えを願いた

いわけです。

この世界に広がっているインフルエンザの致死率は、昭和32年のアジア風邪並みの約0.4%で感染力は季節性インフルエンザよりも強いとされ、1人から何人に感染するかの感染力は1.4から1.6人と推計されると言われています。わずか1カ月半で世界の感染者は2万7千人を突破しているということであるわけです。

そこで、そのような状況の中で先ほども申し上げましたけれども、政府を初め行政関係者は不要なパニックにならないよう冷静な行動をと言われていています。その場合、感染した当事者は普通の考えるような正常の状況ではないわけなんです。熱と焦りと早急な対処を求める心理的な状況にあるわけなんです。その心理状況がある中で皆さん方に薫をもつかむ状況の中で、どうしたらいいかということで行政に相談に来るわけです。そのときの対応を行政がどのようにされていくのか、それがひとつ。

それと夜間に頼られて対応を求められた場合に、どのようにそれを対応していくのかどうか。ただ、その対応の中で長野県の保健福祉事務所に聞いてくださいと、それだけではだめだと思います。その辺について再度お伺いしたいと思います。

町長（中沢君） 先ほど申し上げましたように、あるとき坂城町にそういった患者が発生したと。第一義的には保健所関係に連絡する、そこから相談を受けるということをより指導しているところでもございます。そして、なおかついろいろな状況が進展してきた場合には、それぞれの患者さんが行くべき病院というものが考えられてまいります。それについては千曲医師会等々も話し合いを進めておりまして、それなりの対応をお願いしているところでもございます。先日、開業医の皆さんとお話しする中で、開業医と町と、そしてまた、医師会等がひとつの認識を持ちながら、そして対応していく、そういった体制づくりをしていこうじゃないかということでお話し合いも進めております。保健所の問題、あるいは町といたしましても、保健センターを通じて学校あるいは保育園等々における対応も研究しているところでもございまして、要するにそういう事態ができた場合には、しなやかに即刻対応できるそうした組織づくりを急いでいるところでもございます。以上でございます。

12番（柳沢君） 当町においては地元開業医の先生方と常に懇談をと。こういう事態が発生したから懇談ということではなくて、もう既にいろいろと医療福祉の関係について一生懸命ご努力をされています。そういうようなときに、このようなインフルエンザというような見えない敵とも言われる発生が徐々に押し迫ってきている

わけなんです。そういう中で地元医の先生方がご協力を願って行くわけですが、夜間の場合にはどのようにされていくのか、そういうような具体的なものまでいろいろと話し合われているのかどうか、その辺について再度お伺いいたします。

町長（中沢君） 飯田市における女性が感染したことに對しましては、現地の保健所、あるいはまた県は終日24時間体制を整えて指導に当たっているところでもございます。そういう状況のときには常に24時間体制ということ念頭に置き、万全を期してまいりたいと思います。以上でございます。

12番（柳沢君） 今、町長の方からご答弁があつて、24時間体制でそれに対応していくというようなお考えであること、これは町民の皆さん方も本当に安心ができるのではないかと、行政の信頼もまたひとつ高まっていくのではないかと思います。そのようにやっていっていただきたいと思います。

新型インフルエンザの対策行動計画というものは私もわかつておるわけです。そういう中で、それを本当に実効性あるものにしていくというふうにしていきたいと思います。私の今回の質問は、森林の問題とインフルエンザ、大事な問題であるので質問をいたしましたわけですが、町民が安心できるような行政対応をとっていかれるようお願いしまして私の一般質問といたします。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時41分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、6番 入日時子さんの質問を許します。

6番（入日さん） 1. 子育て支援について

イ. チャイルドシートのリサイクルを

チャイルドシートの着用が義務づけられてから今年で10年目になります。先日、全国の使用率は54.8%と発表がありました。チャイルドシートはゼロ歳から1歳用と、1歳から6歳用と、最低でも2種類が必要です。費用も5万円から2万円という高額で、子育て世帯にとっては大変な出費です。それらがネックになり、使用が伸びないのではないかと思います。過去にもチャイルドシートのリサイクルの質問があり、町も広報などで呼びかけましたが、始まったばかりでリサイクルに出す人はあまりいませんでした。取り組みから10年が経過し、チャイルドシートが不要になった家庭も多いと思います。ごみの減量や子育て世帯の応援のためにも取り組む必要があると思います。家庭で不要になったチャイルドシートを寄附して

もらい、リースできないか、お聞きします。

ロ. 出産祝金について

坂城町も今年度から第3子の出産祝金を3万円に増額し、出生率向上や子育て支援に努力しています。若いお母さんたちに意見を聞くと、出産費用が高い、子育てにもお金がかかる、夫の残業がなくなり、収入が減って困っていると言われました。青木村のように第1子3万円、第2子5万円、第3子10万円と多く出せばよいのですが、財政難の中、そんな無理は言いません。せめて今、第1子、第2子に1万円のところで第2子を2万円にできないか。昨年、第2子の出生は47人だったそうです。50万円ほどの予算で対処できます。若年世帯は不況で収入が減って困っています。ぜひ増額し、子育て世帯を応援してほしいと思います。出生率向上のためにもほんの少しの努力ができないか、お聞きします。

ハ. 待機園児について

不況で夫の収入が減り、母親も幼い子供を預けて働かなければならない状況があります。今、各保育園では待機児が10数名いると聞いています。特に2歳児は、どの園もいっぱい、希望しても断られてしまいます。町は定員より1割ぐらいオーバーしても受け入れるように指示していますが、今でも1～2歳児6人、3～4歳児20人、5歳児30人を1人で受け持ち、子供の数からいっても幼児という点でも小学校の先生よりきついと思います。定員オーバーでの対応でなく、保育士を増やし、待機児を出さない努力をすべきだと思います。今後どのように対応するのか、お答えください。

ニ. 乳幼児医療費無料化の拡大を

この問題は何回も取り上げられ、町長も「自主財源が30%の町村が中学生まで無料化しているのに、60%の坂城町ができないことに矛盾を感じる」と答弁しています。限られた財源をどう使うかは首長の姿勢次第だと思います。町長がやる気があれば医療費無料化の拡大はできるはずです。長和町のように高校生までのところも増えてきました。軽井沢や立科町も中学生までです。上田市も入院は小学校6年生まで無料です。小学校に入るとけがも多くなり、インフルエンザなどの集団感染にもかかりやすくなります。せめて小学校3年生までの拡大はできないか、町長に答弁を求めます。

ホ. 学校の備品について

小中学校は義務教育で無料のはずですが、運動服や上履き、算数セット、リコー

ダー、ピアノカ、給食着、書道セット、辞書などいろいろ買わなくてはなりません。その他学年費や給食費など毎月かなりお金がかかります。特に算数セットは短期間しか使わず、全員が買う必要があるのか疑問です。要らなくなった算数セットを寄附してもらい、不足分だけ補充するなど学校の備品としてそろえるべきだと思います。給食着も最初のころは当番分だけ学校に用意してあり、交代で使用し、家庭で洗って返すようにしていましたが、いつの間にか個人で買いそろえるようになりました。リコーダーやピアノカも小学校でしか使いません。不要になった家庭も多いと思います。ごみとして捨てるより寄附してもらい、備品として学校でそろえ、口の部分だけ個人で買うようにしたら費用もあまりかからないと思います。「もったいない」が世界の流行語になっている現在、昔の人に学び、有効活用することが大事だと思います。町として、もったいない精神を発揮した取り組みができないかお聞きします。子育て支援については、今まで何人もの人が質問しておりますので、細かい説明は結構です。答弁は簡潔にお願いいたします。

住民環境課長（塩澤君） 私からはイのチャイルドシートのリサイクルについてお答えをいたします。

チャイルドシートにつきましては、ご案内のとおり平成12年4月1日に施行されました道路交通法の改正により、6歳未満の幼児を車に乗せる場合に、その使用が義務づけられたところがございます。町では不要になりましたチャイルドシートを登録をしていただき、譲り受けを希望する方に斡旋するというチャイルドシートリサイクル制度を実施いたしております。

この制度の概要ですけれども、譲り渡しを希望する方から私ども住民環境課へ連絡をいただき、メーカー名、製品名、購入年月日、有料か無料かと、そういった譲り渡しに当たっての条件ということをお知らせをいただいております。それから、町では譲り渡し希望者ということで登録をした上で「広報さかき」を通じまして譲り受け希望者を募集をすると、そういった制度でございます。譲り受けを希望する方には住民環境課を通じまして登録者と直接交渉をしていただき、リサイクルの推進を図っていくと、そういったものでございます。

なお、広報紙等に掲載後、6カ月を過ぎても譲り受けの希望者がいない場合には、登録を抹消しているということでございます。

ご質問ですが、チャイルドシートを寄附してもらい、レンタルできないかということでございますけれども、寄附を受けたチャイルドシートの安全性の確認ですと

か、品質の保証、それから、トラブルが発生しないような対応、そういったことが必要となってまいります。町といたしましては、現行制度の活用を推進してまいりたいというふうに考えております。

福祉健康課長（中村さん） ロの出産祝金についてお答えいたします。

平成20年度の出産祝金につきましては、112人の方に1万円の商品券を支給いたしました。112人の内訳は、先ほどお話ありましたように、第1子が47人、第2子が47人、第3子以降が18人という状況でございます。

ご提案いただきました第2子にも増額して2万円をとということでございますが、第3子への増額、本年度から3万円になったこととありますので、本年度から3万円ということを実施しましたので、近隣の市町村の動向にも考慮しながら今後状況を見てまいりたいと考えております。

次に、ニの乳幼児医療費の年齢拡大をにつきましてお答えいたします。

福祉医療費支給制度につきましては、支給対象になる区分を乳幼児、障害者、父子、母子等に分けて所得や年齢要件等がございますが、医療費の自己負担分への助成を行い、福祉の増進を図るものでございます。町では乳幼児医療費について平成18年度に所得制限を廃止すると同時に、小学校就学前までを対象とする年齢の拡大を行ったところでございます。

ご提案いただきました年齢を拡大することにつきまして、家庭への負担軽減と親が安心して子育てできる環境につながるとは存じますが、財政面から将来にわたって持続可能なものでなければならないと考えるわけでございます。今後の経済情勢にもよりますが、町の財政状況等を考慮して対応してまいりたいと考えております。

子育て推進室長（中沢君） ハの待機園児についてお答えします。

当町では、児童福祉法に規定する待機児童、いわゆる保護者の就労等により保育に欠ける家庭の入所を希望する児童については、現在いない状況でございます。福祉健康課等の窓口にご相談される方は、このところの不景気で世帯の収入が減少したために、お母さんが働いて収入増加を図るため保育園に預けられれば仕事を探したいという場合で、実際には保育園に入所できる基準には該当しない方でございます。一応入所希望があるということで、お名前等はお伺いしております。特に3歳未満児のお子さんの入所希望でございます。

児童の受け入れを決めるクラス数については、園の定員もありますが、毎年11月に翌年度の申し込みを受け付け、その申し込み状況でクラス数が決まってまいり

ます。未満児のクラスもこのときの申し込み状況で決まってしまうので、それ以降に申し込みのあった児童については、定員がいっぱいの場合には一時保育により対応できる家庭は一時保育を利用していただいたり、祖父母などで保育をしていただける方がいる場合は、家庭での保育をお願いしております。年度の途中で入所希望のある方、出産を控えている方にも、あらかじめクラス数を確保するために申し込み受け付け時に申請をお願いしております。それ以外の保護者が病気で緊急入院されたとか、お母さんが働きに出なくてはならなくなった場合などは、各園と協議の上、国の保育士配置基準を下回らない範囲において入園できるよう配慮しております。

教育次長（塚田君） 私からは学校の備品についてご答弁申し上げますが、学校の備品につきましては、比較的長期にわたって使用が可能な物品であり、また児童生徒が学年を通じて共同で使用できる高価なもの、あるいは耐久性のあるものとして、楽器類、教材、机、椅子などが備品として多く備えられているところです。

ご質問の子育て支援の立場から小学校の算数セット、リコーダーやピアノ、給食着、運動着など個人で購入するものは最低限度備品として学校で備えることはできないかというご質問でございますが、算数セットにつきましては、使用する学年の時間数が多く、各小学校で常時100セット以上の数が必要になってきております。特に1年生の授業での使用頻度が極めて高く、3年生まで使用いたします。細かいセット内容のために紛失時などの対応として維持管理が困難であり、消耗品的な性格でもあるため、学校管理としての備品対応としては困難な状況にあります。

またリコーダーやピアノについては、ふだん家庭での練習、また口にするものであるという観点から衛生上、個人持ちとするのが妥当であるというふうに考えております。高学年で使用した、いわゆるお下がりの利用も新1年生に用意することも考えられますが、整備にかかる費用や他人の使用したものということで、再利用について敬遠をされる状況にもあります。

また給食着等につきましても、低学年につきましても、着用したまま食べるという体制になっておりまして、きれいに使う児童、汚してしまう児童など、個々の使用頻度も均一ではありませんで、さらに高学年になるに従って個人の成長に応じ、買い替えることも必要なので、サイズや数などにおきましても学校で対応することは経費の負担面、その性格上、備品としてはなじまないものと考えるところであります。

児童の発達段階におけるしつけという面から考えますと、自分のものをはっきり認識させ、自分で管理することができるようになることが学校での学習習慣や家庭習慣の基礎となり、集団生活における社会情緒を養う面でとても重要なことであると考えます。そのために個人で購入し、管理することを通じて物の大切さを知ることとも子供たちにとって大切な教育の一環であると思います。いずれにいたしましても、児童生徒が専属で使用するもの、これらにつきましては、個人での対応が必要であるものと思います。以上です。

6番(入日さん) チャイルドシートについては、12年度から広報で記載されて「譲りますコーナー」を出しているんですが、私も広報を見ましたけれども、今まで3回ほど記載されただけなんですよね。それ以後記載がないんですが、ということは譲りますという人も譲り受けたいという人もいないということでしょうか。

それから、出産祝金については今年度第3子を上げたばかりで、今の経済状況ではちょっと無理だと。今後の経済状況を見てからということですので、ぜひ早目に取り組んでいただきたいと思います。

待機児については、現在、仕事を探している人ですよということでしたが、ゼロ歳児については6カ月になったら預けたいという人も何人かいるわけです。仕事を探している人ももちろん、4人いるとは聞いていますが、そのほかに6カ月になって預けられる月数になったら預けたいという人も何人かいるわけですよね。そういう人の対応を、今年の10月に来年度の募集があるから、それまで待ってくださいというのではなくて、やはり状況に応じて柔軟に保育士さんも増やすことで対応できないかということを再度お聞きします。

乳幼児の医療費については、今後の経済状況を考慮して対応するということが、非常に坂城町の場合は、国、県の基準内でやっていて、町独自の施策というのが非常に少ないんですよね。そういう意味でも、もうちょっと考えられるのではないかと、そんなふうに思います。

それから、先ほどリコーダーやピアノは個人で使用するからというので言われましたが、口だけは個人でそろえても本体は学校で備品として置くようにならないかということをおも質問しているのであって、非常に子供の貧困の格差が広がってきています。

今はもうないんですが、前に長崎県の香焼町という、今は長崎市と合併してないんですが、そこは本当に町長さんが子供の貧困格差を生ませないということで運動

着とか修学旅行の費用まで無料にしたという、本当に義務教育はすべて無料だという国の憲法の精神を実現した素晴らしい町があったんですが、そういう意味でも、確かに個人で負担して当然だというのがあってもいいかもしれませんが、学年費だとか給食費だとか、あと非常に不思議だと思うのは、卒業のときに学校の記念品を残すために積んでいく学年費なんですよ。そういうのも本来なら記念品を残させるのではなくて、そういう必要なものは、もちろん自治体が学校の設備としてそろえるべきだと思うんです。そういうように自治体がお金がないからということで、すべて家族の個人負担にしている、そういうところがやはり、もうちょっと憲法の精神に立ち返って無料だという、そういうことをどのくらい認識して、そういう貧困を生まないためにどのような対策をとるのかということをお聞きしています。そういう意味で再度答弁をしていただきたいと思います。

それから、これからの若い世代は、やはり暮らしやすい施策のある町に移動します。青木村なども子育て世代に非常に力を入れていて住宅の整備などもあり、若い世帯の定住者が増えていると聞いています。若い人たちから坂城町に住みたいと思ってもらえるためにも子育て支援をどう進めるか、再度答弁を求めます。

議長（春日君） 1問1答ではございますが、幾つかの質問が出ましたので、順次答弁をいただきたいのであります。

住民環境課長（塩澤君） チャイルドシートにつきましては、譲り受けを希望される方からの問い合わせ、これは若干あるわけでございますけれども、譲り渡し希望者、こちらの方がほとんどいないというのが実情でございます。

福祉健康課長（中村さん） 乳幼児医療費の年齢の拡大をということなんですけれども、乳幼児医療費につきましても18年度に年齢を拡大しております。財政の面から、先ほども答弁しましたけれども、将来にわたって持続可能でなければ、今年だけやって財政が厳しくてということもありますので、今後の経済情勢を考えて対応してまいりたいと思います。

子育て推進室長（中沢君） 未満児の入所について、特にゼロ歳児の受け入れについてのご質問でございますけれども、3園の今後の途中入所の状況について若干申し上げますけれども、6月以降の入園の申し込みが3園トータルで13名おります。南条では8名、うちゼロ歳児が4名、1歳児が1名、2歳児が3名でございます。坂城3名でございます。1歳児1名、2歳児1名、年長1名。村上では1歳児が2名、今後入所されてくるということでございます。

入所の月につきましては、6月の途中から入る方、7月あるいは12月あるいは翌年の3月ということのように来年3月まで既に入園申請されて預けるということ
で子育てをされている家庭がほとんどでございます。

以上のような形の中で11月あるいは年度内に翌年度の出産を控えている方につ
きましては、申請をいただくように広報等あるいは保健センター等を通じて普及広
報を図っているところでございます。

教育長（長谷川君） いろいろな教材等の個人負担のことにつきまして、今ご質問を
ちゅうだいしたわけでありますけれども、その中で卒業記念品というようなお話も
出ましたけれども、保護者の皆さんが自主的に進めてくださっているものと、そう
でないもの、学校でお願いをしているものとはちょっと区別をしていただければ
ありがたいと思います。卒業記念品等について、こういうものが欲しいとかとい
う希望をどうでしょうかという話があればすることもございますが、町として、あ
るいは学校としてお願いをしたというような経過は今までないというふうに私は思
っております。

それから、給食費につきましてもそうですが、ご存じだと思いますけれども、給
食にかかわる費用の半分は町が施設であったり人件費であるという形で負担をして
おりまして、給食費は食材を購入する費用が給食費としていただいている部分であ
ります。給食は今、学校教育の一環としてやっているんですけれども、修学旅行も
そうなんですけれども、果してそれは憲法で決まっている義務教育は無償であると、
その義務教育の中の文部省で定めた学習指導要領の中には入っていない問題であ
りますので、これについて私はそれを無償にすることが果して憲法の本質であるのか
ということにはちょっと疑問のようにも思っております。

また学年費につきましても、なるべく保護者の負担が少なくなるように各学校で
努力をしていただいております。ピアノにしましても、そういうことについてひ
とつ私の記憶として思い当たるのは、まだ教職にあつたころ、PTAのバザーでそ
ういう不用品をお互いに交換しようじゃないかということを計画しまして、そうい
うバザーのコーナーをつくったんですけれども、実際には材料の提供はいただきま
した。けれども、やはり使い古したものはお買い求めいただけなかった、こういう
現状もございます。ピアノについても1年生から6年生まで6年間使って、そし
て自分の小学校での学習の記録として持っているのもまたひとつだと思いますし、
それ以上、また1年生まで戻して使うだけの耐久力があるかも検討する必要がある

かなとも思います。

ただ、おっしゃっている精神としては保護者の負担がなるべく少なくなるように努力すべきだということについては十分考える必要もありますし、当然のことでもありますので、いろいろなところで、どういうふうに保護者の負担が軽減できるかということについては、今後学校とも協議をしながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

6番（入日さん） チャイルドシートについては譲り受け希望者はあるが、譲り渡しの希望者がいないということでしたが、ずっとこのところ広報にも載ってなくて、12年度の当初のときはそういうコーナーがあったんですが、そういうコーナーがあることも知らない人が多いのではないかと。そういう意味で再度そういうコーナーがありますということを広報などでPRしていただきたいと思います。

それから、学校の記念品については強要はしていないと言われましたが、私の子供が小学校に行っていたときに学校の方からこういうものを記念品に欲しいんだという内々の要求がありまして、それを買ったという記憶がずっとあるので、今もそうかなと思ったんですが、子供たちが手づくりで何かをつくったりとか、あるいは花壇をつくったりとか、そういう記念品なら私は非常に結構だと思うんです。だけど、今年はテントが欲しいんだよと、あるいは紅白幕が欲しいんだよという、そういうおねだり的なものがあるとすれば、それはやはりいけないのではないかと。そういうことを再度言うておきます。時間がないので、それはその程度にしておきます。

2. 健康な長寿社会のために

イ. 特定健診について

40歳から74歳の生活習慣病やメタボ対策として特定健診が義務づけられました。受診率が65%以下だとペナルティーがかけられます。受診率を上げるには個人負担を安くすることが必要だと思います。長野市、上田市、千曲市、東御市など、ほとんどの市は個人負担が1千円です。青木村は1,500円、長和町は無料です。坂城町は集団健診2,500円、個人健診は2,600円と他町村と比べても非常に高いと思います。その理由は何でしょうか。答弁を求めます。

ロ. 歯科健診について

先日、信毎健康フォーラムが坂城町の文化センターで開かれ、虫歯と歯周病について講演がありました。8020運動もあるように、健康で長生きするためには自

分の歯で食べられることがとても大切です。乳幼児や小中学生は歯科健診がありますが、大人になると虫歯になってもなかなか治療に行かず、ひどくしてしまいがちです。特に40歳台からは歯磨きをきちんとしていないと歯周病になりやすく、中高年の8割以上が歯周病にかかっているそうです。また歯周病菌は糖尿病や心筋梗塞、認知症、がん、肥満などさまざまな病気を引き起こしたり、悪化させる原因にもなっています。8020推進財団では「体の健康は歯と歯茎から」というパンフレットを出し、啓蒙活動を行っています。私も戸倉の歯医者さんに行って初めて正しい歯の磨き方を実施していただき、覚えることができました。それ以後、歯茎が腫れたり血が出ることもほとんどなくなり、正しい歯の磨き方の重要性を実感しています。8020運動に沿い、40歳、50歳、60歳、70歳の節目に歯科健診を500円で行う自治体が増えてきました。節目健診を行うことにより歯周病予防ができると思います。坂城町も高齢が進み、今後ますます医療費が増えると予想されます。医療費を増やさないためにも早期発見、早期治療は最も有効な手段です。誰もが健康で長生きしたい、そんなささやかな願いに応えるためにも歯科健診が必要だと思います。前向きな答弁をお願いします。

ハ. 脳ドックについて

先日、福祉健康課から出された資料に、がんや脳血管疾患の医療費が増え、多い人は1カ月400万円を超えたとありました。年々がんや脳血管疾患の患者が増え、高度医療のため医療費も多額になります。また脳血管疾患は後遺症があり、本人や家族はリハビリでとても苦労します。特に今は治らないうちに退院させられたり、リハビリを打ち切られたりと医療難民を生み出しています。よくお年寄りとお話をすると「人の厄介になりたくない。びんぴんころりと死にたい」と言われます。誰もが長く病んだり人に迷惑をかけることを恐れています。特に脳血管疾患の場合は寝たきりになることも多いと聞きました。早期発見、早期治療は重病人をなくす一番の早道です。高額医療費の抑制にもなり、まさに一石二鳥にも三鳥にもなります。上田市や長野市など脳ドックに1万3千円から1万5千円の補助を出す市町村も増えてきました。この問題は5年前にも質問され、今後の課題としたいと答弁されています。5年間十分検討されたことと思いますので、長寿社会を見据えた誠意ある答弁を期待しています。

ニ. 人間ドック補助金について

20年度から社会保険の加入者は補助金が廃止されましたが、町内の小さな企業

や事業所などに勤めている人はドックの補助金がないところがほとんどです。坂城町のキャッチフレーズ「ものづくりと安らぎのまち」を確かなものにし、健康な長寿社会をつくるためにも国保加入者だけでなく、補助金が出ない社会保険の加入者や家族にも補助金制度を適用してほしいと思います。1度廃止したのだから復活できない、町民の負担が増えるという答弁ではなく、住民の命と健康を守る自治体の仕事の本旨に立った答弁を求めます。

町長（中沢君） 入日議員のご質問、特定健診について答弁申し上げます。

活気ある元気なまちづくりには、町民一人一人が健やかであることが大前提でございます。町施策の大きな柱のひとつとして健康づくりの推進を挙げ、保健センターを中心に健康づくり計画、すこやか坂城21に基づきましてさまざまな健康づくり事業を展開しているところでございます。妊婦健康検査や乳幼児健診の充実、特定健康診査、各種がん検診の受診率の向上、健康づくり講演会や健康教育による健康意識の普及啓発などを中心に据えまして幅広い世代を対象に健康づくりを進めているところでもございます。

平成20年度からは各医療保険者に特定健康診査の実施が義務づけられたわけでございます。40歳から74歳までの加入者に対しては、特定健康診査が実施されているところでもございます。町は国民健康保険加入者を対象に集団、個別、人間ドックの3方式で特定健康診査を実施しております。受診勧奨を繰り返し行う中で、42.8%の受診率でございます。35%の目標に対してそれなりの成果を上げているところでもございます。今後はますます健康づくりの重要性が高まるという観点から、将来を展望し、いろいろ住民のニーズに沿った健康づくり事業を展開してまいりたいと考えております。

各種の健診に係る負担額についてのお話もございました。各種その内容がいろいろございます。同一ではございません。それぞれ起因する原因もあるわけでございます。できるだけ、より充実させてまいりたいなど考えておりますが、個別の問題につきましても、福祉健康課長の方から答弁させます。以上でございます。

福祉健康課長（中村さん） ご質問の特定健康診査の自己負担金につきましては、平成21年度集団健診は心電図を含んで2,500円、個別健診は心電図が含まれておりませんが、2,600円と設定して現在実施中でございます。県下市町村の状況を見ますと、自己負担金を1千円から2,500円程度に設定している市町村が多いわけではございますが、当町は検査項目に心電図を含めて実施しており、心疾患

の予防により力を入れているわけでございます。町では長年、健診料金の約半分を受診者に自己負担していただき、残り半分を町が負担するという形で実施してきております。特定健康診査につきましては、受診率の向上を目指して集団健診の場合は健診項目に心電図を含む形で健診料金の約35%を受診者負担とし、残り65%を国、県、町の負担としております。また個別健診の場合も約35%に当たる2,600円を自己負担とさせていただいております。ただ、個別診査の場合、心電図が含まれていないため、心電図実施の場合は自己負担率が上がってしまう状況でございます。

次に、口の歯科健診の実施についてでございますが、健康増進法により胃、肺、大腸、子宮、乳房のがん検診の実施とともに骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診の実施に努力するよう定められております。町では年次を追うごとに町民の皆様の要望に応え、健診制度の充実や受診率の向上を図るべく、肺がん検診のCT化、マンモグラフィー検診、前立腺がん検診、骨粗鬆症検診の導入、子宮がんの個別検診の実施等を行ってまいりました。歯科健診につきましては、現在、乳幼児を対象とした歯科健診、歯科指導の充実を図っており、ここ数年は乳幼児の虫歯罹患率が低い傾向となるなど効果を上げております。しかし、成人を対象とした歯周疾患対策は現在のところ年数回の健康教室を実施している程度の現状でございます。歯や口腔の健康管理は、長寿社会を迎えた今日、大変重要な健康課題であることは言うまでもございません。今後、町内歯科医師の先生方のご指導をいただく中で検討してまいりたいと考えております。

次に、ハの脳ドックに補助金をとということでございますが、現代は高血圧、高血糖、高脂血症が増大し、さまざまな疾病を引き起こす要因とされております。この中で高血圧は脳細胞にも大きく影響し、生命にかかわる重大な疾病を引き起こすと言われております。脳疾患の予防に脳ドックの健診は効果が高く、年々受診者が増加していることも事実でございます。近隣の状況を見ますと、上田市が補助事業として一律1万3千円を制度化しておりますが、千曲市、東御市は、まだ補助制度が整っていないという状況でございます。町は健康づくりを推進する立場からも大きな課題であると認識しており、今後検討させていただきたいと考えております。

次に、ニの人間ドック補助金についてでございます。

平成20年度の医療制度改正により、従来の基本健康診査から生活習慣病の改善を目的とした特定健康診査の実施を各医療保険者に義務づけております。町は国民

健康保険加入者に対する受診を積極的に勧奨し、その受診率の向上に努めておるところであります。平成20年度における特定健診の中には、人間ドックの受診者、3時間ドック223人、1泊65人が含まれております。

社会保険加入者家族へ補助をとということではありますが、各医療保険者に特定健診が義務づけられたことに伴い、平成20年4月から補助制度を廃止いたしましたものでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。以上です。

6番（入日さん） 坂城町の健康スクリーニングなどを見ましても、大体町の補助が半額だと、半分は町が補助しているというのは私も知っております。先ほどの心電図を、集団検診では心電図が入って2,500円だと。だけど個別健診では心電図が1,500円とられて、合わせると4,100円になってしまうんです。長和は心電図なんかはしないんですが、公民館でやると無料だとか、立科、軽井沢なども無料というところもあるわけです。やはり何を重点に町の施策としていくかと。ばらまきはできないよと。町長も、財源が限られているので、ばらまきはできないよと、よく答弁でおっしゃいますが、これからやはり高齢に伴って医療費の伸びをどうやって抑えるかという点では非常にそういう予防というのが大事になると思うんです。

政府が推し進めた介護保険や後期高齢者医療制度は、お金のない人からも保険料を取り、医療や介護サービスも制限されるなど、長寿社会と逆行し、長生きを喜べない日本社会にしてしまいました。しかし、長年働き、年をとれば体も傷んできます。旧沢内村の深沢村長や佐久の若月院長が進めた予防医療は、健康な長寿社会をつくり、高額医療費を減らし、自治体の医療費負担を大幅に減らしたことは既に実証済みです。上山田日赤がなくなり、地元で緊急病院がないということで、多くの町民は今大きな不安をかかえています。だからこそ予防に力を入れた取り組み、大病をさせない、早期発見・早期治療の体制づくりが必要だと思います。やすらぎのまち坂城、町民がそれを実感できる施策を実現するように再度町長の答弁を求めます。

町長（中沢君） 広範な面で先ほどからいろいろ質問をいただいているわけでございます。高齢者あるいは子供の医療費等々のお話もございまして。そういう中で予防していくこと、これがいろいろと医療費の削減に通じていることも事実でございます。国では一般的にはいろいろな診療に対する補助制度もあるわけでございます。それがひとつの国、県の責任かと。それにあわせて各町村でということでもございまして。

が、それぞれみんな頑張って働いておられ、それなりの収入も得ているわけがございます。そういう中で、できるだけ健康づくりには最大の意を用いて頑張してほしいなど、こんなふうにお願いするところでもございます。町といたしましても、できるだけのごことはしてまいりたいと、こんなふうに考えております。以上でございます。

6番（入日さん） 先ほどひとつ言い忘れましたが、結核レントゲンと特定健診を一緒に組み合わせてできないかということをお聞きしたかったんですが、時間がないので、今後の検討課題としてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

3. 消防団員確保のために

イ. 事業所への援助について

過疎化や少子化に伴い、消防団員が全体的に減少し、その対応として県は消防団活動協力事業所応援減税を実施し、今年3月で終了のところ、23年度まで延長されました。資本金も1千万円以下から3千万円以下と緩和され、対象となる企業も増えると思います。消防団活動協力事業所応援減税が発表されたとき、消防団に入っていた息子は2人以上でなく、1人からにしないと適用になる会社が少なく、意味がない。現場を知らな過ぎると言って怒っていました。特に坂城町のように小さな会社が多いところは消防団員が2人以上という規定に当てはまる事業所は少ないと思います。今、町の小さな会社は仕事がなく、本当に困っています。週休3日や4日というところもあります。このまま仕事がない状況が続けば「工業の町坂城」というキャッチフレーズも消えてしまいます。坂城町の実態にあわせ、消防団員が1人でもいれば事業税減税を実施する施策をぜひとってほしいと思います。町長の英断ある答弁を求めます。

ロ. 出動交付金について

規律や総合防災訓練、ポンプ操法大会、出初式には出動交付金が支給されるが、火災や行方不明者の探索には全く支給されません。勤務先によっては欠勤扱いになったり、忙しくて職場を抜けられない状況もあると思います。事業所に出動協力金のような形で交付すれば事業所も快く消防活動を優先するような体制がとれるのではないのでしょうか。それにより消防団員も気兼ねなく消火活動や捜索活動ができると思います。消防団員が少ない現状があり、一人でも多くの方が消防団活動に参加できる体制づくりが必要だと思います。消防団活動をバックアップする協力金への取り組みについて答弁を求めます。

ハ. 団員確保と地域防災組織について

消防団員確保のために町も企業に協力をお願いしたり、広報などでPRしていますが、地元に残る青年が減少しており、団員確保に苦慮しています。今年は久々に4人も入った分団もあり、とてもうれしく思っています。団員が勧誘にいつでも親がその場で断ってしまい、本人と話ができないとこぼしていました。今後、消防団員確保にどのようにしていくのか。分団任せではなく、町としてどう努力するのか答弁を求めます。

今後、認知症による徘徊なども増えると思います。行方不明者の捜査は見つかるまで続けられ、1日で終わらないときもあります。勤めていれば何日も休めません。町の有線などで協力を呼びかけ、町民の協力を得ていますが、各地区には自主防災組織もあります。捜索が長引く場合は地域の防災組織にも呼びかけ協力してもらい、消防団員の負担を軽減できる体制がとれないかお聞きします。

住民環境課長（塩澤君） 消防団員確保のためにということで、3点ほどご質問をいただいております。

最初に、事業所への援助についてということでお答えを申し上げます。

消防団員の減少や、いわゆるサラリーマン団員の増加に伴い、地域における消防力の低下が危惧されていることから、消防団が活動しやすい環境整備を促進するために、長野県では消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例を制定をいたしまして、消防団活動に協力している事業所等を事業税の減税などにより支援をしておるところでございます。町におきましても、同様の趣旨から坂城町消防団協力事業所の表示制度というものをつくっております。県の減税措置を受けるためには、要件としまして市町村の消防団協力事業所として認定されていること、それから消防団員を2人以上雇用していることというようなことで、4点ほどの要件が必要となっております。

ご質問にもございましたけれども、今までは従業員2人以上ということで、その対象にしておるわけでございますけれども、要件の緩和ということで、本年4月1日から緩和が図られまして、事業主あるいは役員である消防団員についても団員数に算入することができるようになったということでございます。ご質問では1人以上というお話でございますけれども、2人以上という中に、そういった認定要件の緩和もございますので、個人事業所等におきましては、そういった事業主あるいは役員等の方も消防団員数に算入することができるようになったということでござ

います。

それから、出動交付金についてでございますけれども、現在、支給要綱に基づきまして、その支給範囲を各種訓練、それからポンプ操法大会及び出初式、それとその他団長が認めた出動という定めがございます。火災や不明者の捜索出動については、3番目の要件に当てはまるということも可能と考えますけれども、予算の範囲内での支給ということでございます。現状では火災等の出動までは対応いたしておらないのが実情でございます。また団員の勤務時間中等の消防活動に対しまして、消防団長名で出動証明書を交付しまして、団員が欠勤扱いにならないよう、企業に協力をいただいておりますという状況でございます。

協力金というご質問でございますけれども、こういった出動証明書ということで、できるだけ企業の皆さんにご協力をいただけたらというふうに考える次第であります。

それから、ハの団員確保と地域防災組織についてでございますけれども、ご案内のとおり、消防団員がどこの地区も不足しておることの中で、団員確保の取り組みとしましては、行政協力委員会等に協力を依頼しまして、地元の区にも多大なご協力をいただいているということでございます。また各分団では勧誘パンフレットの配布、ポスターの掲示等を行いまして団員確保に努めているところでございます。地域内の同級生等が消防団に入っている、あるいは入るといふようなこととなりますと、また新たな確保につながっていくということも多いわけでありまして、地域を地域の青年が守るといふ、そんな姿をご家族の皆さん、あるいは地域の皆さんにも支えていただきたいというふうに存じます。

いずれにいたしましても、消防団の勧誘には地元区、企業等の皆さん、あるいは自主防災会の皆さん、そういった皆さんのご協力が不可欠でありますので、今後とも、より一層の力強いご支援をお願いしたいというふうに存じます。

6番（入日さん） 出動交付金については、予算があるのでということでしたが、緊急出動に対して幾らかなりでも企業の方に、もし協力金という形でやれば、企業の方も仕事が忙しくて外せないようなときも「ちょっと、おまえ、火事になったから早く飛んでいけ」といふような、そういう声かけができるのではないかと。そういうことを期待して、できればそういう取り組みができないかなという願いなんです。

それから、先ほど区にも協力してもらっているということでしたが、実際に勧誘

に行く、親がその場でうちの子はだめというふうに断ってしまって、それが一番頭に来るといので、区の行政協力員ももちろんですが、その人たちに言って区会や何かでも、そういうことでなくて、先ほども言いましたように地域で守っていくということで、ぜひともお子さんがいたら入ってもらえないかというような呼びかけをしていただきたいと思います。消防団はいろいろな年齢や職業の人がいるので、交流する中でお互いが成長できる貴重な場所です。また役場の職員の採用条件に消防団に入団して活動するというを明記してあるのかどうか。もしなかったら、ぜひ明記して活動して地域のボランティアとして活躍していただきたいと思います。

時間になりましたので、これで終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後3時40分～再開 午後3時51分）

議長（春日君） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、1番 田中邦義君の質問を許します。

1番（田中君） 最近の町内における動向と町の対応など3項目の質問を行いますが、時間の制約がありますので、質問も簡潔に行いますので、できる限りわかりやすく、かつ簡潔にご答弁をお願いをしたいと思います。

1. 経済危機による小中学生などへの影響と町の対応について

百年に1度の世界的な金融経済危機で町内企業や工場は受注が大幅に減少し、生産活動が大きくダウン、この状態が既に約8カ月にも及んでおります。特にこの景気の悪化では、派遣切りなど非正規雇用を中心に失業や休業など雇用の収縮が大量に行われており、この結果、給与所得がかなり減少しております。この雇用収縮に伴う所得の減少に関連して、町の動向等2点について質問を行います。

イ. 生活保護の申請状況や町税等の滞（遅）納状況は

所得の大幅な減少で、昨年度の国民健康保険税の収納率は全国平均で約9割を切るという過去最低となりそうではありますが、世帯主などの雇用調整が続く中、町内における生活保護の申請の状況と住民税や固定資産税、国民健康保険税などの収納状況及び町の対応について説明を求めます。

ロ. 就学援助費の申請状況及び学校や放課後活動等の動向について

学用品代や修学旅行費、給食費など学校でかかる費用を町が支援する就学援助費について、新学期に入ってから申請状況はどのように動いているのか。また、この制度への引き合いや従来の動向との違いなども踏まえて説明を求めます。

また、保護者の失業や休業等に伴い、小学生が学校や放課後の活動あるいは生活面などで、どのような変化が見られるのか、あわせて教育委員会や学校の対応についても説明を求めます。

この不況の先行きが不透明で長期化が予想されており、経済的に恵まれない子供たちが就学や進学意欲が低いと言われております。こういう貧しさの世襲とでもいう、こういう問題が社会問題として懸念されております。全国一斉の学力テストにおいても、就学援助費を受けている割合が高い地域の学校は平均正答率が低い傾向にあると言われておりますが、このような世襲化を起こさない取り組みが望まれます。教育長の決意もあわせて伺い、第1回の質問といたします。

教育長（長谷川君） 田中議員さんからのご質問の口の就学援助費の申請状況及び学校や放課後活動等の動向についてということについて、まずお答えをさせていただきます。

就学援助費の申請状況ですが、これは4月時点での状況でございますけれども、結論的に申しますと、少し増えております。年度当初の就学援助費は4月末日までに学校を通して申請をしていただくことになっておりますが、ここ2年間を見ますと、平成19年が98件、平成20年が90件、今年は101件ということで、一昨年に比べて3件増という状況であります。経済危機の影響というふうに判断するかどうか、ちょっとまだわかりませんが、6月の教育委員会で詳しい中身と審査を行いますので、その中でどういうことで申請が行われたかということがわかりますので、そこで判断させていただければというふうに思います。

これにつきましての町の予算措置についてであります。厳しい町財政の中でありまして、今年度の予算につきましては、教育委員会をお願いをいたしました額の額を認めていただきました。苦しい中で大変ありがたいなと思いますし、児童生徒の育成を大事にしてくださっているなということ喜んでる次第であります。ほぼこの予算の中で対応できるのではないかという見通しはあるんですけども、先ほどのお話のように今後の動向は全く流動的でありまして、できる限り保護者の方の要望に沿うよう、今後も努力を続けていきたいなというふうに思います。

次に、学校とか放課後活動についての影響がどうかということでもありますけれども

も、給食費や学年費の納入等に支障をきたすということは想像できるわけですが、まだそれが表に出てきているという状況ではないと思います。しかしながら、こういう給食費や学年費等のことで学校の教育活動に支障が出たり、あるいは該当する児童が寂しい思いをするようなことは絶対あってはならないということで、そういうことについては十分配慮をし、保護者と学校との連絡を密にし、支障をきたさないようにしていきたいと。場合によっては、途中から申請をしていただくというような措置もとってまいりたいと思っております。

そのほか影響が出ていると考えられることにつきましては、外国籍の児童、これが昨年12月時点では20名を超える該当者がいたんですけれども、1月以降、本国へ戻るという事例が5名ほどございました。これは経済危機の影響かなと思われまます。この外国籍児童の減少で、中学校では今年、日本語教室がいったんはできそうだったんですけれども、人数が減ってしましまして認可されませんでした。あと南条小学校と村上小学校にあります日本語指導教室は今年度は存続できるというふうに思いますが、今後、外国籍の児童の帰国等がありますと、この辺はちょっと懸念される段階であります。

放課後児童教室に関しては、まだ特に問題を聞いておりません。報告いただいております。

最後に質問をいただきました貧困の世襲の防止の取り組みについてでございますが、学校教育という場において、この問題にどう対応するかというのは、実は非常に難しい問題であるかなと思っております。ただ、社会情勢がどうであろうと、学校は児童生徒にきちんとした基礎学力をつけて生きる力を育む、そういう教育をしっかりやっていく、計画的に進めていくことによって未来を背負う子供をちゃんと育てていく、この任務をどういう状況であってもしっかり果たしていく、これが学校の使命だと思いますし、そのためには目先のことに揺れ動くのではなく、しっかり地面に足をつけた学校教育を推進していきたいと、こういうふうに思っております。以上であります。

総務課長（宮下君） 町税の状況についてお答えをいたします。

主な町税につきまして、いずれも平成20年度現年度課税分についての状況でございます。個人の住民税につきましては、課税額の合計であります調定額は8億7,918万円、納入されました税の合計であります収入済額は8億6,097万3千円となっております。これは前年度と比較しますと、収入済額で1,582万

6千円の増でございます。収納率、これは調定額に対する収入済額ですが、0.04ポイントの増、97.93%となっております。

次に法人町民税でございますが、調定額が4億6,610万6千円でした。これは前年度、平成19年度と比較しますと、調定額で3億267万5千円の減となり、収納率でも0.36ポイント減の99.49%となっております。固定資産税は調定額が15億5,213万3千円、前年と比較しますと、調定額で1億7,307万7千円の増でございます。収納率で0.59ポイントの増、98.08%となっております。

以上主な税目の収納状況を申し上げますが、収納率を対前年度比で比較しますと、大変厳しい状況の中ではありましたが、町民の皆様のご理解とご協力によりまして、法人町民税を除きまして前年を上回ることができました。

ご質問の滞納状況ということでありまして、収納率が上がったものにつきましては、若干ではあります。滞納状況が改善したと思っております。

次に、国民健康保険税でございますが、同じく平成20年度現年度課税分の状況ですが、後期高齢者医療制度がスタートし、制度が大幅に改正された中で単純に比較はできませんが、前年と比較しますと、一般被保険者について調定額で610万6千円の減となりましたが、収納率では0.18ポイントの増、92.09%となっております。また退職被保険者は、調定額が5,295万2千円で収入済額が5,139万2千円、前年と比較しますと、調定額で1億45万2千円の減となっておりますが、収納率で見ますと、0.22ポイントの増、97.05%となっております。

ご質問にもございましたが、全国の国民健康保険の保険料の収納率を見ますと、景気後退と後期高齢者医療制度の導入を原因として2008年度に9割を割り込み、過去最低の水準に悪化するとの見通しの報道もございました。いずれにいたしましても、昨年度後半からの急激な経済変化により税の徴収も大変厳しい状況でございます。このような中で退職や休職をされて収入が減少された方々への対応といたしましては、個々に納税相談に応じ、収入状況等細部にわたってお話をお聞きし、個々に分納等の納付計画を作成し、その計画に基づき納付をしていただいているところでございます。

福祉健康課長（中村さん） イの生活保護の申請状況についてお答えいたします。

平成20年度3件、21年度4～5月分で2件の申請となっており、現在の生活

保護世帯数は17世帯であります。昨年、今年の主な申請理由は、疾病、障害等によるものでございます。

次に、町税、健康保険税の滞（遅）納状況と対応策に関連しまして国民健康保険税の納入の相談指導に応じていただけないなどの場合、審査委員会において滞納者個々の状況等を勘案して資格証明書の交付を行っております。資格証明書の交付状況でございますが、平成21年5月時点の交付数は24件でございます。

1番（田中君） 景気が悪い、悪いという中で、今お話を聞いてみますと、そんなに町の数字の上では心配したほどじゃないとか、ほっとしたところもあるんですけども、まずひとつ町税がらみの関係ですけれども、そうすると、収入未済額というのは19年度に比べて20年度は若干向上するという見方で、いわゆる収入未済額そのものは減るということでもよろしいかどうかということです。それから、生活保護についても疾病とかそういうようなことで直接雇用等の影響、あるいはそういう失業等によつての収入減ということで影響を受けているとか、ではないというような感じを受けたんですが、いずれにせよ、まだまだこの先景気が、一部に底入れなんて言っていますけれども、まだまだわからない状況でございますので、常に町民の皆さんの暮らしや動向に気を配っていただいて、適切な対応をお願いしたいと思います。

それから、教育長さんでございますけれども、一応21年度の就学援助費は教育委員会が計上した額を満額認められたということでございますけれども、ただ、去年10月から急激に落ちていて、予算編成期は1月、2月のころ、もう既に落ちていたのに去年より46万4千円、小学校は特に51万2千円減っているんですね、予算額が。要求額が。なぜその辺を、どうして減らしていたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、ただいまの答弁の中では、そういうことはないというお話だったんですけども、よその県では就学援助費が増えたというようなことで基準を少し上げたりしたという例もあるようでございます。新聞等によると。いわゆる就学援助費を出す基準額を今までの条件より少し上げて出す対象を絞ったというような事例があるんですけども、そういうことはないということでもよろしいでしょうか。その点をお願いします。

総務課長には、収入未済額は去年よりも、去年2億2千万円ほどあったんですけども、それは絶対額で減るのかどうかという見通し、それからあと教育長には、

その2点をお願いしたいと思います。

教育長（長谷川君） 今ご質問いただきました件につきましてでありますけれども、就学援助費につきましては、昨年より46万円ほど減額になっていることは確かであります。この予算要求は12月の時点でするわけですが、策定をしているのは11月後半の時点での策定であります。

もうひとつ、就学援助費の中には、いわゆる生活が苦しくなってきた就学援助と特別支援学級へ入っている子供への就学援助と含まれた合計の金額であります。

策定の仕方ではありますが、一応現在いる児童が来年スライドしてひとつ学年が上がるときにどういう分布になるかということですが、学年によって就学援助費は違います。これは必要な経費が違いますので、例えば1年生、小中ともにですが、入学のためのいろいろな準備品が必要ですので高くなっております。6年生には修学旅行の費用も含まれていますので高くなっております。そういう形で今の学年の子供たちが次の年にスライドしていったらどういうふうな構成になって、どのくらいの予算が必要であるかと。それから、小学校1年生につきましては、保育園との連絡をとりながら保育園時点での動向はどうであるか、それから、母子家庭の数がどうであるかというようなことで査定をさせていただきますと、平成19年は839万円、20年は856万円、21年は810万円という形で、これはいずれもお願いをして予算を全部お認めいただいたわけです。

ただ、経済危機につきまして、これはちょっと正直なところは読み切れなかったという部分もあるかと思っております。就学援助費の策定で今、子供の数がだんだん減ってきておりますので、少しずつ減るという傾向であってほしいと思っておりますが、母子家庭等が増えるというか、減らないという状況で、このところ子供の数の減少よりも、こちらの減少は少し歩みが遅いかなという状況であります。

それから、基準についてはどうかという点ではありますが、ひとつ大きな基準としては、母子手当を支給対象になっているかということが基準のひとつにあります。そういう点については、ハードルの上下は外部的な要因であることはちょっと詳しく調べていなくてわかりませんが、あるかもしれませんけれども、それ以外の部分で、こういう状況だからハードルを高くする、つまり収入限度を下げるといようなことは今のところ考えておりません。この辺も状況等が今後どう変わるかによっては含んでおりますが、できればそうしたいという願いを持っております。以上です。

総務課長（宮下君） ただいま現年度分についてお答えをさせていただきました。ご答弁をさせていただいたわけですが、わずかではありますけれども、数字的には解消に向かっているということでもあります。これはあくまでも現年分ということでございます。滞納分等につきましては、依然として厳しい状況にあることは変わりはありません。未済額につきましても、今までも増加傾向にあるということでもありますので、それにつきましては幾分現年度がよくなりますというか、幾分数字がよくなっている分、若干伸び率が下がるかという状況であり、それが解消されていくという状況にはございません。

1番（田中君） わかりました。いずれにせよ、ただいま教育長のお話にもありましたが、少子化がどんどん進む中で、やはり国や地域や町の宝である子供たちが将来に向かって伸び伸びと、しかも将来の希望を持って勉強するような、そういう環境を、やはり行政なり町の社会人として責務として取り組んでいかなくちゃいけないと思いますので、一層よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、1問の最後でございますが、町長にちょっとお考えをお聞かせいただきますけれども、5月11日の松本の『信濃毎日新聞』では、松本市が、いわゆる定額給付金を交付するときに、要らない人は寄附してくださいよという制度で呼びかけたところ、153万円ほど今のところあいたんだそうです。それを基金にして、生活保護世帯が申請した場合、給付を受けられるまでに県へ上げたりするから20日ぐらいかかっちゃうと。手持ち資金がない人のために、そのお金を使って当面貸すと。そして生活保護費がおりてきたところで返してもらうということを取り組んだという、非常に住民と直結している基礎的自治体として弱者の視点に立った自治体らしい取り組みをしてくれたなという、ほかにはないそうですけれども、そういう取り組みをしたんですけれども、町長、これは町長としてはどう思うか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

町長（中沢君） 定額給付金につきましては、いろいろな論議があったわけでございます。辞退したいとか、いろいろありましたけれども、ほとんどの町村において90%を超える面があったと。私もそういう辞退者等については、そういうことは個人だけれども、いただいた定額給付金などは遠慮なく、例えば先ほどお話の防災警報器等に目的で買っていただければと、こんな思いでいろいろな話し合いもしたこともございます。松本市でそういったことの168万円が多いか少ないかというのは端へ寄せておいて、そんなに多くはないわなと。町でいろいろな皆さんが、あ

る時期に医療費などいただけない分をどうするかというような場合には、社会福祉協議会等において10万円前後の、より以下のものについては、1週間前後でそういったものが対応できる仕組みがございますので、そういった今までの既存のそういうものをより使っていく、勉強して使っていくということが先に求められることかなと、こんな感想でございます。

1番（田中君） 松本は、県の社会福祉協議会でやると、お話のとおり1週間ぐらいかかっちゃうから、そこでリアルタイムにやるということで定額給付金の基金化したものを使うということだそうでしたので。わかりました。

それでは時間の関係もございますので、次の第2質問、防災の協働でございます。協力して働くコラボレーションでございますけれども、防災の協働態勢について。

これは先ほども防災の関係が出たんですけれども、私は協働という視点で建設事業者との防災活動について絞って質問を申し上げたいと思います。

6月は土砂災害の防止月間でありまして、近年は異常気象などでゲリラ豪雨などが梅雨時から秋にかけて多発しておりまして、全国では毎年犠牲者が出る災害が起きているわけでございます。このような災害の恐れがあるときや不幸にして災害が発生したときなど、消防団員とともに町内の建設事業者が現場へ駆けつけて土嚢積みや風倒木の処理や、あるいは水路や道路の確保、排水などの緊急かつ防災的な措置を献身的に行っていただいているわけでございます。まことに大事な、ありがたい、公共の、公共というのは民間と行政で担い合うものが公共なんですけれども、公共の大きな役割を担っていただいているわけでございます。

しかし、近年、町内の建設事業者の皆さんが廃業などで閉鎖して廃止しておりまして、この担い手が足りないのではないかと、また緊急時に応急的な防災措置に当たってくれる人たちが地域におられるのかという大変心配があります。この面から町内の建設事業者の育成対策とあわせ、2点について質問を行います。

イ. 集中豪雨等異常気象時の緊急防災態勢への対応は万全か

水害等の恐れが起きたときの防災態勢は確保されているかであります。

申し上げるまでもなく、町は町民の生命と財産を守る最大の責務があります。この公共は行政と民間の協力して働いて担い合って成り立つものであります。豪雨など災害の恐れがあるとき、今までと同じように従来のように協働態勢が、あるいは役割機能が町内全域に確保されているのかどうか、説明を求めます。

また、この協働態勢の課題等についても、どのように把握しているか、あわせて

伺います。

ロ. 町内建設事業所の経営支援策について

町内地域の建設事業所は、防災に、申し上げるまでもなく、大事な役割機能を担っていただいているわけですが、この経営基盤は国や地方の公共事業費の減少傾向のもと、受注競争の激化、受注機会や受注工事量が減って年々厳しくなっており、町内の事業所が大分減っております。ちなみに町の防災会議が編集してあります、定めてありますこの「坂城町地域防災計画」、実は私もざっとしか見ないんですけれども、非常に見直さなければいけないものがいっぱいあるんですね。町の組織自身が違っている、そういうこと。それから、その中に資料の欄に28と29に町内建設事業者の一覧表と重機所有の一覧表というのがあるんですけれども、これを見ると、ここには19の事業者名が載っているわけなんです。ところが、私がどう数えても3割、6事業所はもう既にこの載っている業者名から消えておやめになっていらっしゃる。そういう状況であります。

一方で、これからは現在の建物とか道路とか橋など公共の基盤施設の維持管理とか安全性を高める改修工事などが重要になってきておまして、これらを適切にタイムリーに行うことが必要であります。このためにも地元地域に専門的な専門家である建築建設関係の事業所の存在が不可欠ではないかと思えます。

このような状況を総合的に考えると、町内事業所の存続へ向けて育成が必要であり、このため近隣自治体などでは地元事業者を優先する地域要件を工事等の請負入札などで取り入れております。町としても町内の事業者が受注機会や受注量を確保して比較的安定した経営基盤をつくり、存続育成するために、ほかの町村と同じように地域要件や、あるいは小規模事業者枠をもっと拡大、広げたり、入札時に下請等の見積書を添付してもらう、あるいは分割発注する、ひとつの案件を何社かで分け合って仕事をする、そういう地元事業者の育成に向けた入札制度の見直しや地域の除雪等を含めた、あるいは防災時の出勤を含めた、そういう貢献度を加味した発注などの経営支援策、こういうものを取り組むべきではないかと考えますが、町長の所見をお願いしたいと思います。以上で2番目の質問を終わります。

町長（中沢君） 防災の協働態勢という中で、町内建設事業所の経営といったものを支援できないかというお話でございます。

長引く経済不況や不透明な景気動向といった大きな波は今、官民間問わずその建設投資を大きく減少させていると。特にオリンピック需要のあった長野県では、その

傾向が著しいところでもございます。地域の建設業の皆さんには、災害時や降雪期において住民生活への影響を最小限にとどめて副次的な災害を防ぐために、緊急、かつ応急の措置等非常に大きな役割を担っていること、これまた事実でございます。このような地元業者さんの地域への貢献度、これを工事の入札等に反映させようというのが総合評価方式という入札制度でもあるわけでございます。市町村における簡易的な総合評価方式では、入札において従来の価格と価格以外の要素、具体的には施工能力や技術者の能力、地域への貢献、安全環境への配慮などいろいろそれを点数化し、その総合点数で落札者を決めるということでもあるわけでございます。頭の中ではこういった方式は実施できるかもしれませんが、私どものような規模の中で従来の入札手順に加え、入札前に評価項目と評価基準の設定、学識経験者の意見を聞く評価方式の決定には公平性を要する等々いろいろ出てくるわけでございます。

評価方式の実施状況については、都道府県とか都市、指定都市という大きなところでは計数的にそれが出るわけでございますが、県内の町村を見ますと、5町村、要するに下伊那地域あるいは木曾地域で広いところに業者がおられる、土木が。という特殊なようなところでの貢献的なものであろうかなと、こんなふうに思っております。我々のような自治体にとって価格以外の評価をするということは、人員の問題あるいは体制整備、さまざまなデータの蓄積、第三機関の意見聴取等々大変負担が重いもので、導入にはハードルが高いということをおっしゃるを得ないわけでございます。大規模な工事の際には、当町といたしましても地元業者さんを構成員とする共同企業体方式を採用しているのは、そういった観点からでございます。競争の中でも地元の業者さんになるべく参入していただけるよう一定の配慮をしているところでもございます。公共事業の品質確保の促進という法律の理念あるいはそこに加えて地域貢献度をどのように評価すると、諸々のことはございますが、まず適切な工事をより適切に、そして安くやっただくというものもまた行政の課せられた責務でもございます。いろいろな手法も考えられますが、四圍に及ぶ危険性もまたあるわけでございます。そういう中で地元の業者の皆さんもいろいろと勉強し、そしてまた力をつけながら、より上の事業に参画、競争の中で進んでいただきたいと、こんなふうに思う次第でございます。

建設課長（村田君） 私からは2の防災の協働態勢についてのイ、集中豪雨等異常気象時の緊急防災態勢への対応は万全かというご質問についてお答えを申し上げます。

緊急時の防災措置態勢につきましては、対応が急に必要になってくることも考えられることから、建設業協会の態勢が整っている場合は上田市あるいは千曲市のような災害時における応急措置に関する協定、いわゆる災害協定を結んでおくことが望ましいと考えられます。が、坂城町では建設業協会に加入していない業者も多いため、協定は結んでいない状況でございます。

実際の対応といたしましては、台風等で災害が起こり得る危険性が予測される場合、各業者さんに電話連絡をいたしまして、災害の予想される状況を詳しく説明を申し上げまして、重機、資機材等の準備ができるのかを確認をいたしまして、可能な業者様には準備をいただいております。

なお、災害が発生し、出動していただいた場合には、重機の借上料等がかかった経費については精算させていただき、応急措置が必要になった場合には契約をして対応していただくことになっております。地域の状況をよく知っている地元の建設会社の災害時における早急で適切な対応は、被害を最小限にとどめるため、必要不可欠なものと考えております。また、冬期間の除雪につきましては、地元業者13社と委託契約を締結し、除雪路線を地域ごとに分担して積雪時の除雪対応をしていただいております。

町内業者の状況といたしましては、建設投資の減少等に伴い、近年廃業された業者もあるわけですが、以前は土木工事しか行っていなかった業者が業種を拡大して入札参加して来たり、下請け工事だけを行っていた業者が、また入札に参加してきておる状況でございます。業者数としては微減にとどまっているかなと感想を持っている次第でございます。今後も安全で安心なまちづくりを進めるため、緊急時の防災措置の対応について建設会社と連携を図ってまいりたいと考えております。

あわせて課題があるのかというようなご質問もいただきました。

先ほども答弁させていただきましたが、災害が起こり得る状況となりましたときに、よくその状況を説明して、その現場に一番近い最寄りの地元の業者さんに資材あるいは重機等準備ができるかというようなことで対応をしていただいております。特に課題はないと考えるところでございますが、ただ、土嚢設置についての砂等につきましては、町外から購入をしなければならないというような状況でございますので、早目の対応が必要なのかなというふうに考えておまして、そういう早目の対応について万全な態勢をとっていきたいというふうに考えております。以上で

ざいます。

1番（田中君） 入札については、いろいろ町の規模だと難しいということですが、私も調べたところによると、長和町なんかは町内の企業を優先に発注を出しているというようなことで、なければ東信に広げるというような形です。いずれにせよ、課長は問題ない、課題ないと言ったんですけれども、災害が起きそうなときは電話して最寄りの業者さんをお願いと。ふだん仕事をもらっていないで、あおらあおらと言っちゃ失礼ですけども、仕事が少なくて困っているのに、そういうときだけというのはちょっと行政として虫がよすぎるんじゃないかなという思いもします。

いずれにせよ、この問題は大事な社会の、この地域の機能でございまして、もっと地域の企業の皆さんが元気を出して仕事をやっていけるような経営環境をつくっていただきたいと思います。

それにつけても、私は分割して発注するというのが一番受ける人たちも何社かも渡るし、いいと思うんですね。去年、中之条の住宅団地、そしてこの間の契約した食育・学校給食センター、みんな一括発注なんですけれども、普通は建築本体、電気設備、そして外溝と大体3つぐらいに分けるんですけども、なぜ一括発注したかというその理由だけ、時間がないので、それだけ第2質問でお聞かせいただきたいと思えます。

建設課長（村田君） ご答弁申し上げます。

私からは大型建設工事の分割発注ができないかというようなことでご答弁申し上げます。

この大型工事につきましては、国の補助金あるいは交付金を受けて事業がされるものでございまして、この発注内容が適切であるかというようなものも会計検査の対象になるものでございます。お話にありました、確かに受注機会というようなお話の中で、外溝工事あるいは電気設備工事、それから躯体工事等々あるわけですが、そんな中で設計上考えたときに、そういうものを個々に発注いたしますと、積算上の金額が過大になってしまうということがございます。個々には積算上案分はいたしますが、例えば共通管理費ですとか現場管理費、個々に見積もらなきゃいけないということで、一括発注に比べて設計額が過大になってしまうという会計検査の指摘を受けるものでございます。

確かに受注機会ということは大切なことではございますが、先ほど町長の答弁にも

ございましたとおり、町内業者を構成員とする共同企業体方式でということではやっておるといようなこととございます。また、そういう下請業者様の育成と
いような観点からは、元請け様に発注の際に、できるだけ町内業者を利用して
いただきたいといようなお願いをする中で、間接的に地元業者の育成あるいは受注
機会の支援を図ってまいりたいということとございますので、よろしくお願いま
す。

1番（田中君） いずれにせよ、地域の安全を地域で対応していくという面から、建
設事業者さんをしっかり頑張っていけるような発注形態なども前向きに検討をして
いただきたいと思ひます。

時間等の関係がございしますので、3項目めに入ります。

ばら祭りの開催運営についてであります。

第4回のばら祭りが昨日まで16日間にわたって行われ、4万人という大きな来
場者がばらを観賞し、楽しんでもらうことができたといやうでございます。期間
中また第18回の全国ばら制定都市会議ばらサミットも行われて内外に発信できた
ことは大変喜ばしいこととあります。私も薔薇人の会の会員の一人として運営要員
に携わりまして、この祭りが現場で実感できたわけとございますが、今後この祭り
が持続発展していくために必要と感じた3点について質問、要望を行いたいと思ひ
ます。

イ．開催運営に関する意見集約と来場者の要望等の把握は

今年バラ園が1万㎡に拡張され、開催運営には薔薇人の会の会員、オーナー、
団体企業、それから役場の職員のほか、初めて緊急雇用として交通誘導、駐車場整
理員をシルバー人材センターへ委託して、この4者で現場を運営してきたわけと
ございます。本来の無償のボランティアスタッフと有償のシルバー人材センターから
の派遣要員ということが同じ作業や用務を行ったことについて異論も聞かれました。
また、薔薇人の会の会員の出役が多い、私も実は5回ほど出ています、この期間中。
現場サイドの苦情や意見といやうものが聞かれました。このイベントをより住民に愛
されて、そして持続して発展して充実していく、そういうためには現場を担ってき
た要員の意見集約、意見や要望、考え方、それから来場者の要望等について、どの
ように把握して今後反映していくのか、簡潔に伺いたいと思ひます。時間がない
ので、申しわけございません。

それからあわせて、この16日間、先ほど言ひました薔薇人、オーナー企業、役

場、それからシルバーさん、そういう形の団体別の延べ出動人員は一体どのくらいになっているのか、わかったら教えてください。

さらにそういう人件費相当も含めて費用対効果などもどう考えているか、所見を伺います。

それから、次に口でございますが、ばら祭りを町民祭りへ向けて実行委員会への町民参加を広げたらどうかという問題でございます。提案でございます。

バラ公園が広がって祭りの規模も年々大きくなって知名度も上がり、ばら祭りが大がかりになっていく中で、薔薇人の会とオーナーや団体企業、それから町の職員だけによる実行委員による開催運営では負担が大きく、賄いきれなくなって担いきれなくなっているのではないかと思います。これだけの祭りに発展したからには、町民祭りとしての位置づけで町民みんなの全町挙げてのお祭りとして広く参加を運営に携わるイベントにすることが必要と考えますが、町長の所見を伺います。

ハ. ばらサミットの意義は

6月5日、6日に開かれましたばらサミット、これはばらモニュメントも坂城技術研究会の皆さんに制作してもらったなど、かなり公園の装いもグレードアップしました。3年前からの受け入れ準備が形にあらわれてきたところではありますが、当日の参加状況を見ますと、加盟している22の自治体のうち、参加したのは12市と町だけ。約6割。しかもサミットといいながら、サミットは頂上とか首脳会議なんですけれども、参加した市長、町長は、我が町を入れて4市と町だけという非常に物足りないものでありました。どうして少なかったのか、理由がわかればちょっと示していただき、サミットの意義が薄いように感じましたが、これについても町長の所見を伺って3つ目の質問を終わります。

町長（中沢君） ばらサミットに係るご質問と、あわせてばら祭りの関係でございます。

田中議員も薔薇人の会員として頑張っていることは十分承知しております。バラ公園の運営あるいは管理等につきましては、すばらしい技術を持ったリーダーを中心にここまで進んできたということで、その過程を大切にしていきたいと思います。こんなふうに思う次第でございます。より多くの皆さんにご参加をいただければというふうに考えております。

一概に町民祭りといいましても、いろいろな角度から論じなければなりません。町内を対象にするような美術展とか坂城どんどんとか運動会とかそういった面、あ

るいは町外を対象にする歴史と匠の町とか、あるいは花と緑のばら祭りとか、あるいは特産物と、いろいろそういうふうにあるわけでございます。そこに求められるのは、特色でございまして、専門性とか、あるいは発信性とか、そしてまた象徴性とかいろいろございますので、それを出していくには、それぞれ特色あるものを進めていくということが大事だなと。春はばら、夏は歴史と鉄の展示館とか、あるいは秋は特産物とかというふうに分けていかないとまずいなと。ここについては、それぞれ特色ある人がその部分を分担してもらおうということが大事だなと。町の職員も今回の場合には相当出動したはずでございます。このイベントを通じて自分たちでいろいろと体験することについて、さらに進むということではなかろうかと、こんなふうに思っております。

ばらサミットにつきましては、副町長、副市長、あるいは部長等の参加もありましたけれども、九州から北海道まで12市長が集まったということは極めて意義があるわけでもございます。とりわけ私どもの、先ほどモニュメントの話が出ましたけれども、坂城町の取り組みというものにも評価してもらっておりますし、特に記念碑の中で諸々に対応した、こういうものはわしらのところではできないわというようなお話もあって、ひとつの方向を示したものじゃないかと、こんなふうに考えております。湯さん館における夕食懇談会にいたしましても、地のものを使うということに徹底したということで発信の意味もあったなと。これからばらを誇りとしながら、よりよいまちづくりに頑張ってまいりたいと、こんなふうに思いますので、皆さんともども町民の皆さんが役割をいろいろ担うことを期待するところでございます。

建設課長（村田君） 私からはイの開催運営に関する意見集約と来場者の要望等の把握はということでご答弁申し上げます。

ばら祭りの運営につきましては、薔薇人の会を中心として関係の団体の皆さんによる実行委員会を組織して運営を行っております。実行委員会は、観光部会、総務部会、販売ふれあい部会、技術部会の4部会により構成し、事前に当番表を作成してそれぞれの委員が交代で任務に当たりました。

ご質問にありましたばら祭り期間中の来園者の皆さんの声の集約については、ばら祭り反省会においてその場でお聞きしていろいろ意見、苦情等やご自身が感じた改善点を書面により持ち寄って全体会の中で集約し、次期のばら祭りに生かしたいと考えております。実行委員会内で十分検討し、来期の実施に生かしてまいる予定

でございます。

あわせて延べ人数というご質問もございました。かいつまんで申し上げますと、交通整理、駐車場が178人、総合案内係で延べ人数で60.5人、技術指導につきましては、5月30日から6月7日まででございますが、31.5人ということになっております。多くの皆様方のご協力があった成功ができたということで大変感謝申し上げている次第でございます。以上でございます。

1番（田中君） 時間がなくて本当に満足な答弁をいただけなくて申しわけございません。

イギリスの有名な自然科学者のダーウィンは、この世の中に生き残る生物として、強い種でも大きな種でも頭のいい種でもないんだと。環境の変化に敏感に順応対応できるものだけが残ると言っている言葉があります。この6月1日、世界の政治経済のトップを走っていたアメリカの代表する産業である自動車産業の、しかも世界のトップ企業のゼネラルモーターズ、GMが破産しました。燃料効率のいい小型車や環境対策など消費者のニーズや社会の変化に適応できなかった経営体質が最大の原因と言われております。どんな優良企業や組織でも自己変革しなければ自分で変わっていかねば没落することを如実に物語っているものであります。

町もこういう少子高齢化の大変厳しい環境であります。こういう視点に立って、まちづくりへ向けて住民の暮らしやニーズ、要望を住民の目線での確、適切に取り組み、取り入れ、最少の経費で最大の効果を上げるという無駄のない効率的な行政を一層進めていってもらうことを願い、要望し、自己変革の仕組みや機能をしっかりと実践する組織であることを強く要望して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日16日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時51分）

6月16日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 林春江君 |
| 2 " | 中嶋登君 | 9 " | 宮島祐夫君 |
| 3 " | 塚田忠君 | 10 " | 池田博武君 |
| 4 " | 大森茂彦君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 山城賢一君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 入日時子君 | 13 " | 柳澤澄君 |
| 7 " | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 中村忠比古君 |
| 総務課長 | 宮下和久君 |
| 企画政策課長 | 片桐有君 |
| まちづくり推進室長 | 塚田陽一君 |
| 住民環境課長 | 塩澤健一君 |
| 福祉健康課長 | 中村清子君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 村田茂康君 |
| 教育次長 | 塚田好一君 |
| 収納対策推進幹 | 春日英次君 |
| 総務課長補佐 | 青木知之君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 柳澤博君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 山崎金一君 |
| 企画調整係長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金丸恵子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 地上デジタルテレビの整備についてほか | 安島ふみ子 議員 |
| (2) 住民の安心、安全の創出についてほか | 山城賢一 議員 |
| (3) 火災で死亡事故を無くすにはほか | 中嶋登 議員 |
| (4) 食育・給食センター建設に関連してほか | 円尾美津子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（春日君） 最初に、7番 安島ふみ子さんの質問を許します。

7番（安島さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を始めます。

1. 地上デジタルテレビの整備について

まず初めに、平成23年7月に地上デジタル放送への完全移行に向けての町の取り組みについてお聞きいたします。

テレビ放送のデジタル化の大きな目的のひとつに電波の有効利用があります。放送や通信に使用できる電波は、ある一定の電波に限られ、日本では昭和28年にスタートしたアナログ放送技術は白黒テレビから基本的に変わっておらず、テレビ放送に使用可能な周波数帯域は現在、隙間のないほど過密に使われており、限界に達しております。

地上デジタル放送は1998年にイギリスでスタートされて以来、アメリカを初め20カ国以上で開始し、今や世界の潮流となっております。

デジタル放送のメリットとしましては、高品質な画像や音質、また音声の速度を遅くしたり字幕や解説放送を充実できるなど、高齢者や障害者の方にやさしい利用環境を提供できます。また、データ放送や通信回線の接続で双方の通信が可能にな

りました。クイズやアンケートなど視聴者が参加して番組を楽しんだり、坂城町の天気予報やリアルタイムのニュースを見ることができるようになりました。このデジタル放送が本格化することで、町民にタイムリーな情報、例えば災害時の避難勧告等重要な緊急情報も伝達できるようになりました。その上将来的には自宅にいながら医療や介護申請などの行政サービスを受けることのできるなど、新たなサービス拡大が期待されております。

以上の観点からいたしますと、全町的にこのデジタル化の取り組みを推進しているかなければなりません。今回は交付金の関係で教育施設についてお伺いしたいと思っております。

イ. 学校 I C T 環境整備について

国は今回の補正予算で、学校施設における耐震、エコ、I C T 化の推進、つまりスクール・ニューディール構想に国庫補助金と地方の臨時交付金で総額 1 兆円を計上しました。その中の学校 I C T——I C T というのは昔は I T と言いましたが、今はインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー。「コミュニケーション」が入りました。つまり情報通信技術の環境整備事業についての当町の取り組みについてお尋ねいたします。

この事業の目的は、学校等に設置されているアナログテレビの買い替え等の環境整備、教育用及び校務用パソコン、校内 L A N などの整備を行うためのものであります。補助率を見ますと、国 2 分の 1、地方 2 分の 1 で 1 0 0 %、つまり町の負担なしで取り組める非常に有利な事業で、自治体によっては 6 月議会の補正予算で既に上程されているようでございます。坂城町ではどのようにこのデジタル化について整備に取り組むのか、概要と計画を明らかにしていただきたいと思っております。

それでは答弁を求めます。

教育長（長谷川君） 安島議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

学校 I C T 環境整備事業は、今お話のございましたように、2 1 世紀の学校にふさわしい教育環境の整備ということで、学校の情報通信施設の整備を進める事業であります。このたび国の経済危機対策のひとつとして取り上げられた事業であります。

中身も今お話があったかと思いますが、デジタルテレビの設置、電子黒板の導入、パソコンの充実、校内 L A N の設置、こういうものを進めまして教育機器を使ってわかりやすい事業を実現していこうと、そのための環境整備を図るものであります。

文部科学省ではスクール・ニューディール構想と呼んでおりまして、耐震化事業、エコ化事業、理科備品の充実等とあわせて、ICT環境整備事業が最重要施策のひとつとして、このたび取り上げられました。

町で今考えております中身は、文部科学省の計画に沿いまして50型以上のデジタルテレビを導入するという、それから児童生徒用のパソコンを充実させること、それから先生方のパソコンを1人1台配備していくこと、それから、すべての教室へのパソコンの校内LAN、これを設置するという4つのことについて今検討を進めております。

町の現状は、とても充実しているという段階では今ございませんので、今回のこの事業、国の補助金等を利用して、できる限り整備を進めて学校ICT環境整備を進めていきたいと考えておりますが、今、国の施策を精査したり学校でどういう要求があるかなども勘案しながら具体的に検討を進めているところでありまして、できるだけ文部科学省が目指す方向に近づいていきたいというふうに考えて進めている段階であります。以上です。

7番（安島さん） 簡単なお答弁でしたので。

文部科学省では学校教育における地上デジタルテレビ放送の効果的な活用方法を開発し、その普及促進を図るため、地上デジタルテレビ放送の教育活用促進事業を平成17年度より実施し、地上デジタル放送における高画質、高音質、インターネットの連携などの特徴を生かした授業での効果的な活用についてモデル事業などを行っているようです。

また、総務省の「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」では、テレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすものであり、特に学校、公民館など重要公共施設と位置づけ、平成22年12月までに整備を完了することが目標であるとされておりまして。

しかし、デジタル化することには財政的に非常に難しかったわけで、今までできました。でも今回、補正予算がこのようなついたわけですので、また、この補助は最初で最後であるというふうに聞いておりますので、ぜひ対応を急ぎ、取り計らっていただきたいと思っております。

まずアナログテレビをデジタル化するのに対象となる台数などは把握されておりますでしょうか。それをまずお聞きしたいと思います。

それと今回私は教育施設の部分での質問にとどめましたが、一般家庭でのテレビ

の地デジ化対応についてちょっと要望ですが、お願いいたします。

町民の皆様はアナログ放送が平成23年7月24日までに終了するというをご存じない方がまだまだたくさんおられるというふうに思います。テレビを楽しみにしておられるひとり暮らしの高齢者が、ある日突然我が家のテレビが映らなくなったりという、そういう困ったことのないように、町といたしましても対策が必要になってきております。このことについても対策を早急に立てていただきたいと要望しておきます。既に町当局としてお考えがあるようでしたらお聞かせ願いたいと思います。

教育長（長谷川君） まず学校のテレビ放送についてでありますけれども、現在はアナログで進んでおります。学校はテレビを電波として受信して直接見るという活用の方法と、今は学校で放送室からテレビ映像を流して子供たちが共有した情報を見るという2つの方法をとっておりますけれども、校内放送の方はアナログでこれからもずっと続けていく形になるかと思えます。全部デジタル化することはとても難しいことだと思っております。

もうひとつは、デジタル放送そのものを受信して授業の中でどう使うかという問題ですけれども、こちらでも直接受信をして即その場で使うという使い方は非常に少なくなりまして、DVDであるとかCDとか、そういう形でいったん保存をされたものを授業にあわせて使うという形になってきております。

テレビの台数はというご質問であります。文科省で言っているテレビは50型以上の非常に高いテレビでありまして、これをどのくらい入れられるか、できるだけ入れたいんですけれども、どれだけ入れられるかということは今、検討しておりますが、そんなにたくさんというわけにはどうもいかないかなど。補助金も文科省の方は100%だというふうにも説明をされるんですが、自分の方で文科省自身は50%で、あとは総務省等の交付金という形で参りますので、手を挙げたら全部入るといふわけにはなかなかいかない現状であります。そういう今の学校の状況等を見た中では、先ほど申し上げたようにコンピュータの方へ少しウェートをかけた整備を進めていこうというのが今の計画であります。

ただ、ご指摘いただきましたように、避難場所として各学校が指定されておまして、これにつきましては、デジタル化をしておいた配線を体育館なりの避難場所へ設置をすることは必要であります。その点については今回の事業で対応していきたいと今考えております。以上であります。

議長（春日君） 家庭の地デジ化について町の対応はというようなご質問でございましたが、通告にはございませんが、おわかりになれば担当課でご答弁願います。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

町民の皆さん方への周知といいますか、それにつきましては、過去にも広報等でお知らせはしてきておるところですが、議員さんのおっしゃるように、高齢者世帯ですとかひとり暮らしの方について、まだ十分でないというようなご指摘がございますので、8月に行政協力委員会がございます。区長さん方にもお願いをしたり、また福祉部門の方とも相談する中で、高齢の単身者の世帯等について、また方法を検討して周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

7番（安島さん） ただいま教育長からデジタルテレビというよりもパソコンの方に力を入れて今回整備したいというお話でございました。かつては1人1台のパソコン教室の生徒対応のできるような環境整備をということで私も何度かこれまで質問してまいりまして、1人1台という環境は整っているんだけど、なかなかリサイクルのパソコンなので故障が多くて修理等で使えなかつたりするというのはお聞きしたことがありますので、ぜひ今回の事業を利用してパソコンの整備、パソコン教室で1人1台生徒たちが使えるような環境整備を努めていただきたいと思います。それでは2つ目の質問に入ります。

2. 地域活性化の我が町の取り組みは

イ. 経済危機対策臨時交付金の活用について

昨年の経済危機以来、政府与党は総額75兆円の経済対策に取り組んでおります。あれほどばらまきだと騒がれた定額給付金もスタートしてみれば90%に迫る支給率となり、高速道路の大幅値下げも長野県にも大きな観光客増の効果を上げ、エコポイントやエコ減税などの環境対策で少し景気悪化も緩やかになってきたとも報道されております。しかし、町では雇用状況から見て企業の景気が好転したというふうなニュースはなく、依然厳しい現状が続いております。

さて、5月26日、国会では補正予算が成立いたしまして、経済危機対策臨時交付金が1兆円予算化されました。町長の今回の議会の招集あいさつでも、我が町にも約1億3千万円が交付されるというお話がありました。

この交付金につきましては、ひとつとして地球温暖化対策、2つとして少子高齢化社会への対応、3として安心・安全の実現、4として、その他という4つの柱を中心に内閣府が活用事例集を出し、積極的な活用を促しております。この厳しい経

済状況下、町はどこへどのような事業に優先的に配分し、取り組んでまいるのか、町長から答弁を求めます。

町長（中沢君） 安島議員さんの質問、経済危機対策臨時交付金等についてお答えいたします。

国の補正予算におきまして、経済危機対策として地域活性化経済危機対策臨時交付金と公共投資臨時交付金の2つの制度が創設されたわけでございます。経済危機対策臨時交付金につきましては、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安心・安全の実現やその他将来に向けての地域の実情に応じたきめ細かな事業に対応していくということでございまして、交付金の要領も5月29日示されたところでもございます。

また公共投資臨時交付金につきましては、地域における公共投資が円滑に行われるように対応がなされたものでございまして、公共事業等追加に伴う地方負担が軽減される制度となっております。公共投資臨時交付金の制度については、交付要綱がまだ明らかにはされておりませんが、国土交通省からの通達で今回、補正予算に計上いたしました事業費4億の下水道事業につきましては、国庫補助金が2億円、起債が2億円の計4億円でございますが、この10分の9につきましては、後日に公共投資臨時交付金として交付されるということにもなっているわけでございます。従いまして、実質的には町の負担は事業費の約5%程度になるかなと、こんな思いをしておりますので、手厚い制度でもございます。

町におきまして、この2つの交付制度をよりよく利用したいということで、国の補助制度のいろいろを調査し、早急に対応し、検討しているところで、できるものについては事業化を図ってまいりたいと、こんなふうにとらえてもございませぬ。

現段階におきましては、安全・安心の実現を図るために、既に耐震診断の済んでおります坂城小学校の耐震補強、それと大規模改修事業、教育環境の向上を図るための学校施設における地上デジタル放送受信対応やパソコン整備事業、また農地等整備保全にもつながるといふこと等の事業を主として検討しているところでもございます。

地球温暖化対策と環境学習の向上を図るために新設する食育・学校給食センターに太陽光パネルを設置できないかということで、文部科学省といろいろ直接要望してまいったところでもございますが、国の補助金の採択ができるというような連絡

も受けておりますので、これを実施してまいりたいと。この際、特に教育関係を重点に対応してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

総務課長（宮下君） 経済危機対策臨時交付金の活用、準備状況についてお答えをいたします。

経済危機対策臨時交付金につきましては、今お話がありました、5月29日付で交付要綱が示されました。交付金の活用は、国の平成21年度補正予算に計上されました国庫補助事業の地方負担分、あるいは今年、平成21年4月11日以降に町の補正予算に計上される地域活性化等に資する事業とされ、交付予定額は約1億3千万円でございます。これまでに各課に臨時交付金を活用しての事業調査を行いました。

一方、公共投資臨時交付金につきましては、国において1兆3,790億円が補正予算に計上され、その算定は経済対策における公共事業等の追加に伴う地方負担総額の約9割程度という骨子までは示されております。

両交付金を活用しての町の事業につきましては、ただいま町長から申し上げた事業が中心になろうかと思いますが、町で進めたい小学校の耐震補強工事や太陽光パネル設置事業については、安全・安心な学校づくり交付金という国庫補助事業の活用を予定しておりまして、この補助裏となる地方負担、町負担につきましては、経済危機対策臨時交付金の活用も可能である。もう一方では、公共投資臨時交付金の活用も可能であるというような状況が想定されております。

現段階では、公共投資交付金の要綱が示されるのを待って対応することがよいのか、あるいは要綱が定まっている経済危機対策臨時交付金について当面对応を進めていくことがいいのか、また学校耐震化の事業化につきましては、必要な工事期間も確保しなければならないという中で、その部分を考慮しながら今、調整を図っている状況でございます。

経済危機対策臨時交付金の交付見込額は、先ほど申しましたが、1億3千万円でございます。町の交付金、県下市町村の中では決して多い交付額ではございませんが、町にとっては貴重な財源でございます。国、県からの情報を得ながら、より有効な活用を図り、準備作業が整い次第、事業化に努めてまいりたいと考えております。

7番（安島さん） ただいま1億3千万円の使い道ということで、大まかな説明がありました。もう少し具体的に答えていただけるんだろうかと期待しておりましたが。

食育・学校給食センターの太陽パネルの設置につきましては、町長から招集あいさつで、前回私が質問したときは、予算的に今の補助率では無理だという答弁でしたが、今回採用されるということで設置するということで答弁をいただきました。国でも2020年までの温室効果ガス削減の中期目標が2005年対比15%削減ということに決まりました。非常に時宜を得た施策ではないかと、今回評価しております。

それともう1点でございますが、1億3千万円の使い道ということで、非常に大きな額でありますし、大きな施設を建てるぐらいの規模でございます。それを各課に配分されてどのように使っていくかということでございますが、今詳しい内容には追求しませんが、ぜひ臨時会を招集して議会の議決を経て内容についてお決めいただきたいというのが希望でございます。専決でいつの間にか決まってしまったということがないようにしていただきたい。議会の招集権は町長のみにも与えられた専属権でございます。私たち議員には請求することはできますが、決めることはできませんので、ぜひ町長に臨時会で取り決めていただきたいと思いますが、その点1点町長にお聞きいたします。

町長（中沢君） 先ほど申し上げましたように、国の制度の方向は決まったんですが、具体的な手法というものが指示が遅れているということで、取り組みに時間がかかっているわけでございます。9月議会でそれができるといことになりますれば9月議会、そしてなおかつ、それより先でなければ事業が達成できないというような事情が生じた場合には議会を臨時に招集して対応してまいりたいと、こんなふうにする次第でございます。以上でございます。

7番（安島さん） それでは次の質問に入ります。

3. 女性特有のがん検診推進事業について

イ. 実施概要と計画は

がんは昭和56年から日本の死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間30万人を超えております。しかし、日本におけるがんの検診受診率は、先進国で最低レベルでございます。特に女性特有のがん検診の受診率が低いことが問題になっております。子宮頸がんの検診受診率を挙げますと、アメリカでは84%であるのに対し、日本では21%、特に20代の女性は11%と極めて低いのが現状であります。私は昨年の12月議会におきましても子宮頸がんの予防について質問させていただきました。当時の塚田健康福祉課長から町在住の女性で平成19年度子

宮がんの検診を受けた方は637名で、全体の26.8%に当たる。特に20代、30代の若い世代の受診率が低いという答弁をいただいております。26.8%ということで、日本の平均の受診率が21%ですので、それに比べますと超えてはいますが、まだまだ50%には達していません。

以上のように女性特有のがんの検診受診率が低いことから、また未来への投資につながる子育て支援の一環として、今般の経済危機対策として21年度補正予算に国はこのがん検診を計上しております。女性特有のがん、つまり子宮頸がんと乳がんについて、女性全員ではありませんが、当該年齢の方に検診手帳を配付し、がんに対する正しい知識を持っていただき、検診の無料クーポンを配付するということでございます。対象者は乳がんは40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、子宮頸がんは20歳、25歳、30歳、35歳、40歳と5歳刻みでございます。女性にとりまして乳がん、子宮がんの検診というのは常に後回しにされがちでございますが、無料クーポンが家に届くとすれば意識も変わりますし、必ず検診受診率のアップにつながってまいります。国の単年度の事業でありますし、定額給付金と同じで、そのクーポン券は6カ月期限付だというふうに聞いております。町といたしましても、一日も早く具体的な計画を立て準備を進める必要があると考えますが、今後の計画についてお尋ねいたします。

福祉健康課長（中村さん） 女性特有のがん検診推進事業についてお答えいたします。

近年、子宮頸がんは20歳から30歳代の若い世代に急増しており、乳がんの罹患率、死亡者数いずれも増加傾向にあります。しかし、今ご質問の中にもありましたように、検診受診率につきましては、諸外国と比較すると大変低い状況でございます。これらの状況を踏まえる中で、この5月29日に国の補正予算が成立し、女性特有のがん検診推進事業が開始されることになりました。

この事業は、市町村が実施するがん検診において特定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん及び乳がん検診の受診促進を図り、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発、健康の保持増進を図ることを目的としております。216億円の予算づけがされ、国庫補助率、今お話ありましたように10分の10で検診費、事務費等にも充てられることになっております。ただし、21年度限りの措置とされております。検診対象年齢につきましても、今お話のあったとおりでございます。事業の推進に当たって対象者台帳の整備、無料クーポン券及び検診手帳の発行などが必要とされております。

現在この事業につきまして市町村への国県からはまだ正式な文書が届いておりません。詳細については不明な点が多々ございます。正式文書が届きましたところで実施要綱と確認の上、対象者の皆様がより受診しやすい検診体制を整備し、受診率の向上及び健康意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。以上です。

7番（安島さん） 厚生労働省のホームページの方に詳しくQ&Aが載ってくると思いますので、ぜひまた早急に取り組んでいただきたいと思います。

まず最初に取り組まなければいけないのは、無料クーポン券を配付する対象者の掌握と台帳づくりであると思います。それからクーポン券の印刷等についても町の仕事となりますので、早急に実施していかなければなりません。また大切なことは坂城町で5歳刻みの対象者の人がどの医療機関で検診を受けることができるかということございまして、町長にもぜひ広域利用についての協議を千曲市、上田市さんとお話ししていただいて、早急に坂城在住の対象者の女性がどの医療機関で検診を受けられるかということをご協議していただきたいと思います。それが決まりましたら町のホームページですとか「広報さかき」で町民の方に周知徹底をしていただきたい。

また私のように人間ドックでもう既に受けてしまったという方ですね、4月1日以降が対象になると思うんですが、クーポン券配付以前に対象者が自己負担金を払って検診を受けた場合の返金の対応、そういったものもしっかり決めていかなければならないと思います。女性の健康を守る坂城町のいち早い対応を願っておりますので、それらの点よろしく願いいたします。

非常に今回はスムーズに進みまして、質問が全部終わってしまいましたので、最後に、かつてない、約4万人が来園してくださったばら祭り、ばらサミットについて私のコメントを述べさせていただきたいと思います。

平成13年11月に薔薇人の会が発足いたしまして、翌年14年、さかき千曲川バラ公園が開園いたしました。私も微力ではございますが、当時からかかわってまいりました。ばらサミットの開催、今年を目標に薔薇人の会の皆様、特に成澤会長さんですとか、池田さんが本当に骨身を惜しんで地道に継続してございまして、公園の面積を拡張し、ばらの種類、本数を増やしてまいりました。今年のばら祭りも私は総合案内で来園者の皆様にご案内をいたしました。そこで印象に残った方の声を紹介したいと思います。

ある県外の女性は、5～6人のグループでいらっしやいまして、3度目の来園だ

そうです。「今年は友達をつれてきました」といううれしいリピーターの声でございました。また県内のバラ公園をはしごされていろいろなバラ公園を回ってこられた方、坂城のバラ公園の場所が一番わかりやすかった、町の人も親切に案内してくれて気持ちがよかったというお褒めの言葉もいただきました。また、その他坂城高校のボランティアの皆さんが障害者の補助をしてくださったり、企業からのボランティアの皆さんが非常に意欲的に働いてくださったのが感謝でいっぱいでございます。

いろいろと課題は残りましたとしましても、今までこれという観光資源がなかった当町にメインの観光名所が完成したということは喜ばしいことでございます。これから策定される総合計画にもばらによるまちづくりを継続し、より一層のアイデアでやすらぎの町の創出のための資源につながっていけばと感じております。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時41分～再開 午前10時52分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、5番 山城賢一君の質問を許します。

5番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

昨日ですけれども、経済産業省は全国の景況判断を「低迷しているものの一部に持ち直しの動きがある」として、日本では9地区は改善してきていると報道されました。在庫調整が進み、企業の生産活動に明るい兆候が見られるが、設備投資は低迷が続く中で雇用情勢は厳しさをましており、それに次いで個人消費も低調ということでございます。一部の経済指標では底打ちとの動きを見せておりますけれども、そんな中、楽観はできませんが、環境分野におけるエコポイント効果などによりデジタル家電やエコカーなど増産にシフトをしていることも事実でありまして、今後期待するところでもございます。

しかしながら、雇用不安が心配されます。完全失業率5%ということ、特に製造業の坂城におきましてもそうですが、求人の落ち込みが厳しい状況にありまして、景気の回復による雇用がひとつのかぎを握っていると言えましょう。

長野県は09年度、国の補正予算を受けて、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、環境、産業・雇用、健康・子育て、安全・安心の4分野からなる新経済対策を決めたところでございます。先ほど

も同僚の議員の質問に、また定例会の招集あいさつにございましたけれども、町もこの制度を受けて1億3千万円余の試算がされたところをございますが、これらの事業にこれから対応していくということになります。

それでは質問に入らせていただきます。

まず、昨日も同僚議員から同じような質問がございましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

1. 住民の安心・安全の創出について

イ. 連続した町内の火災発生を教訓にして

まず質問に入る前ですけれども、不慮の火災により罹災されました世帯並びにご親族に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。凶らずも尊い命を亡くされました方のご冥福を衷心よりお祈りを申し上げます。

昔から言っておりますけれども、「災害は忘れたころにやってくる」という言葉があります。誰の身の回りにも生じ得るリスクであります。また、これも昔からの言葉ですが、「地震、雷、火事、おやじ」という言葉がございますが、私たちにとって地震、雷など自然現象による被害や火災などは極めて身近なこととして対応に心がけておかなければなりません。

さて、21年に入りまして5月19日現在でございますが、町内において住宅等火災が7件連続して発生いたしました。そして、かつてなかった3人の方がお亡くなりなるということが発生いたしました。この10年間で建物火災で見ますと、死者の約9割は住宅火災による犠牲者となっております、そのうちの約6割を65歳以上の高齢者が占めているということでございます。今後、高齢化が進む中におきまして、火災による犠牲が懸念されるわけですが、住宅火災による死亡原因では、約6割が逃げ遅れということになっておりまして、早期の火災の発生を覚知することが犠牲者を少なくする上で重要と思います。

安全の確保のために消防法では、いわゆる予防に重きを置いているわけでありませぬ。この予防に係る法規制の弱点は着実に克服されておりますが、安心な生活確保のためには私たち生活者にもそれなりの自覚が求められております。新しい地域づくりとして安全がこれからの生活の大きな要素でありまして、それぞれが自立、参画、創造について自らを問い直す予知・予防に対する手段の取り組みであると思ひます。災害は必然的に私たちの周りに潜んでおりますが、ゼロにしていくにはどのようにして安全を守っていくのかという目標がなければなりません。住民の皆さん

への周知や手段について、どういった対応を考えているか、どういった認識を持つておられるか、お伺いをしたいと思います。

ロ. 災害に強いまちづくりを

近年においては、住宅、高齢者グループホームなど比較的小規模な建築物への火災の対処について注目をされております。高齢社会の到来や施設の多様化・複雑化など時代の変化に対応して火災リスクも多様化してきているわけであります。消防用設備等のハード面の新たな義務づけ、立入検査や違反是正の充実、法令遵守状況の表示等による積極的な情報提供、原因調査の強化など防火安全確保の充実を図るべき新たな局面を迎えていると思います。このたびの連続しての火災は、焼死という犠牲者が発生した異常事態と認識する中で、発生事例から住民への注意喚起を促し、災害に強いまちづくりを進めていかなければならないと考える次第であります。

消防署の分析によりますと、それらの共通点としまして65歳以上の高齢者、足が不自由で歩行が困難な方、発見、通報の遅れによる逃げ遅れということを紹介しております。そして出火防止並びに焼死者防止対策として、まず住宅用火災警報器の設置及び防災製品使用の普及促進、高齢者、ひとり暮らし老人の死傷防止対策の推進、それから天ぷら油からの出火など、うっかり火災の防止、それから火気使用設備機器及び電気設備機器からの出火の確認の防止の徹底を望まれております。住宅火災警報器の設置の義務づけを推進する中で、警報による周囲への発信していく方策とか、それを取り巻く地域での大切な課題があると言えます。

毎年、防災の日にあわせて町における総合防災訓練を実施しております。防災意識の高揚、危機のときの行動の確立など体験することによって緊急の備えを学んでおります。また、身近な自治区において消火栓の訓練や災害予防に対し、共存する生き方を求めていくこと、新しい今日的なスタイルを創出していかなければなりません。いくら立派な防災計画や対策をつくっても、その必要性が住民に理解されなければ実効性の薄いものとなるわけでありますが、これについて町のお考えをお伺いをいたします。

ハ. セーフコミュニティの取り組みの推進を

安全・安心まちづくりのセーフティコミュニティの取り組みは、地域のイメージアップ、地域の再生等を図ることに期待がされております。セーフコミュニティとは、コミュニティとは、けがや事故など日常生活の中で私たちの健康を阻害する要因を予防することによって、住民の手により安全で安心な社会をつくろうというコ

コミュニティ活動の手法を体系化したものであります。核家族により高齢化世帯やひとり暮らし世帯の進展する中で一層の地域連携の充実が求められます。さまざまなデータや記録に基づいて、いつ、どこで、どのように発生したかについて調べ、原因を追求し、それを取り除くとともに、多様に進められている安全・安心に関する取り組みを横断的に連携、地域の安全・安心という共通の目的に向かって協働して、いわゆる顔つなぎの場を進めていこうというものであります。住民の安心・安全の創出の媒体としてコミュニティ活動に積極的な後押しが必要ではないかと思いますが、これについても町のご認識をお伺い申し上げます。以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 山城議員の質問にお答えしてまいります。

住民の安心・安全の創出という中で、私の方からはセーフコミュニティの取り組みの推進についてお答え申し上げます。

お話のありましたように、最近、坂城町では火災が幾つかございました。そうした中で老人の皆さんが命を落とされたということ、極めて遺憾であり、こういったものに対する対応を新たな教訓として進んでいかなければいけないなど、こんな思いもするわけでございます。事故やけがというものが、それは偶然にあったということではなくて、そこにはそれなりの原因があり、予防できるという理念、これが大事でございます。

地域の住民と行政などが協働して地域の誰もがいつでも健康で暮らせる町、こういったことの取り組みが、お話のございましたセーフコミュニティでもございます。こうした中では、人と人とお互いに信頼し合える地域を創造していくこと、安心で安全な暮らしができるということを目標にいたしているわけでございます。人と人とのつながりや地域の力が強化されるという効果、これを生み出すことが何よりも大事であるわけでございます。高齢化社会、あるいはひとり暮らしが多くなっている昨今においては、こういったものの考え方がより大事であり、重視していかなきゃならないなど考えているところでもございます。

ご承知のとおり、各自治区が自律と協働のまちづくりに向けて各区の創意と工夫がなされているというのが当町の特色でもあるなど、こんな思いもいたします。子供から高齢者まで区民が総出で地域の環境整備を行ったり、区民広場や花壇の整備、地域の伝統文化、あるいは行事等を通じて住民の世代を超えた交流の場づくりが行われていると。それぞれの特色ある活動によりまして、地域をよりよくしよう、そ

してまた、地域住民の交流を深めようと、こんな試み、努力が方々でなされているところでもございます。また、自治防災組織も立ち上げられております。地震や自然災害による被害から地域住民の命と安全な暮らしを確保するということで、災害時住民助け合いマップというものもつくったりして、住民間のコミュニティを深めようという活動も自治区によっては進められておるところでもございます。

町といたしましても、このような地域の活動に対しまして、地域づくり活動支援事業による支援を行っているところでもございます。補助限度は30万円ということではございますが、今年は14区から申請があり、いろいろ実績等を見つめながら、さらにこれを充実させていきたいなど、こんなふうに思っております。これらの活動が、そしてまた、他の自治区に参考になるようにということで、地域づくり活動の支援事業選考会をいろいろと一般公開もいたし、そうした中で地域を決定していくということでもございます。区長会においても事例発表もしていただく、あるいは自主活動に対するきめ細やかないろいろな取り組みのきっかけ等をご紹介していただいているところでもございます。

さらに地域が主役ということになる地域づくりでございますが、県の事業でございます地域発元気づくり支援金等にも取り組んでおりまして、団体を含め、また町としてもいろいろと支援しているところでもございます。都市化、核家族化、そして高齢化といろいろと進む中で、コミュニティということが何より大事でございますし、人間の社会の規範でもあろう、こんなふうに思っております。人と人とのきずなをより造成いたしまして、安全で安心なまちづくりを進めていくということ、地域と行政が、そしてまた、坂城町の場合は企業を含めて積極的に取り組む課題と考えているところでございます。

住民環境課長（塩澤君） 私からはイの連続した町内の火災発生を教訓にして、それと口の災害に強いまちづくりについてお答えをいたします。

坂城町では今年に入り、2月から火災が続いておりまして、残念ながら3人の方の尊い命が奪われました。被害者の共通点といたしまして、65歳以上の高齢者、足が不自由で歩行が困難、発見や通報の遅れによります逃げ遅れ、そういったことが挙げられます。ご質問にもございますとおり、火災統計を見ましても、住宅火災により死に至った原因の約7割が逃げ遅れであり、死者の約6割が65歳以上の高齢者となっております。

こうした状況から推察しまして、危険予防、周知の有効手段のひとつとして、ま

ず火災報知器の設置が挙げられます。実際に住宅用火災警報器の設置によって住宅火災の死者数が3分の1程度に減少したという消防庁のデータもございます。いずれにいたしましても、火災警報器などにより火災にいち早く気づくことが被害を最小限に抑えることになるわけでございます。

ご案内のとおり警報器の設置は既に義務化されておりますが、住宅火災対策の切り札としまして、各種講習会、防火座談会、有線放送や街頭広報、広報紙による設置指導を町、消防署、消防団が協力しまして引き続き推進してまいります。

このほかの取り組みとしまして、上平区では上平地区自主防災会が主体となり、ひとり暮らしや寝たきり状態、高齢者や障害を持つ方、いわゆる支援が必要と思われる方を対象にしまして、住民支え合いマップの作成に着手しております。このような取り組みも火災を含めた住民の安否確認の有効な手段と考えております。町としましても、ご期待を申し上げるところであります。

次に、火災発生事例に対する住民への注意喚起ですが、町と消防組合では、有線放送や広報車、広報紙による啓発、講習会、座談会での注意喚起を行っております。消防団につきましても、毎月1日と15日の消防の日の火災予防広報、春先3月から5月、連休明けまでの土曜、日曜、祝日合わせて本年度は25日行っておりますけれども、山火事予防広報の際にも火災予防の注意喚起としまして各分団が積極的に広報を行っております。今後も引き続き予防消防活動を徹底してまいりたいというふうに考えております。

火災には必ず火元がございます。コンロの火からは目を離さない。ストーブの周りには燃えやすいものを置かない。電気器具のコンセントは定期的に掃除する、こういった日ごろからの火災の起きない環境づくりが大切というふうに考えております。

次に、火災警報器の警報を外部に知らせる方策ということでございますが、1カ所の部屋の異常を同時に他の部屋の警報器でも鳴らすことができる連動型の警報器がございます。また、警報器と連動してブザー、ランプ等で知らせるものも販売をされておりますので、こういった火災警報器の設置推進指導の際にあわせて説明等もしてまいりたいというふうに考えております。

それから地域での消火栓訓練でございますが、今年のように火災が多発している事態を踏まえまして、例年以上に各地区で消火栓訓練が行われております。6月7日には横町区、四ツ屋区、それから同じく14日ですが、坂端区、戌久保区という

ふうに、それぞれ消防署あるいは地元の消防団、婦人消防隊と連携をしまして消火栓の訓練を行いました。今後も各地区で消火栓訓練が予定をされております。また8月末の町総合防災訓練、防災週間や火災予防週間中に実施をされます防火座談会等にも大勢の皆さんの参加をお願いをいたすものであります。

訓練に参加することは自分たちの地域は自分たちで守るという強い意識のあらわれでもあります。災害に強いまちづくり、地域づくりを考える上でも大変重要なことと認識をいたしております。いずれにいたしましても、消防署、消防団との連携のもと、防火意識の啓発、さらなる向上に努めてまいりたいと存じます。

5番（山城君） それぞれ答弁いただきました。

今回の場合は人災ということで、特別異常事態ということですが、町側のお考えもお聞きしました。

火災につきましては、やはり災害対応は、ご承知のとおりでございますけれども、すべてがこれは行政機関でカバーすることは当然できないわけでありまして、自分のことは自分で守ると、また、そういう自助努力ですね。それからお互い、また助け合う共助と、それから最後に公的機関による公助が相まって実効性ある対応ができてくるというふうに思います。

そこで今回、お三方がお亡くなりになったわけですが、やはり高齢者の方のお世話されている、例えば民生委員さんとか、それからヘルパーさんがお世話をされている、お宅へも伺うわけですが、そういった方々への周知とか、今回のあれに対する連携でもないですが、知識の向上については対応されたでしょうか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから住宅火災警報器、これは義務づけが始まりまして本当に初期消火に十分発揮するわけでございます。私も調べてみましたら、県内普及率は24.8%、全国平均でいくと45.9%だそうです。長野県でも須坂が一番高くて、須坂市の消防本部管内ですけれども、43.9%、一番低いところで佐久広域連合消防本部管内、これが11.9%ということでございます。昨日もお話ございましたが、坂城はどのくらいかと。これについて義務づけの広報なり、それなりの情報を発信するのはいいんですけれども、普及率によって各地区で消防署との連携で取りつけの説明会をやったらどうかというふうを感じるわけですが、これについてもお聞きをしたいと思います。

先ほども答弁にございましたが、総務省の関係では、報知器があるとないとは、

やはり3分の1に減るということでございますね。これも6年度の火災100件に当たった視察部のデータでございますけれども、火災警報器が設置している場合は2.7人ですが、未設置の場合は7.7人ということで3分の1に減るということでございます。そんなことで今申し上げましたが、それについてのお答えをいただければと思います。以上です。

住民環境課長（塩澤君） 再質問にお答えをいたします。

民生委員さんですとかヘルパーさん、こういった皆さんについては、地域のひとり暮らしの方ですとか、障害をお持ちであるとか、そういった方の一番身近なところにおられる方でありまして、そういった皆さんの事情等をよくふだんから知っておられると、身の回りのお世話をしたり、そういった事情をよく知っておられるということがあろうかと思えます。

そういったことで、火災予防の面につきましても、私ども消防担当の方から、また民生委員会等を通じまして、火災報知器の設置ですとか、火災予防に関する、防災に対する指導等行っていければというふうに考えております。

それから火災報知器の設置率、普及率については、どうしても全町調査等、非常に困難であるということがありますので、数字の把握等は今のところできませんけれども、これについても、できるだけ普及率を上げるということで設置義務でありますので、罰則規定はありませんけれども、できるだけ早急に設置をいただくようなことで広報を強化していきたいというふうに考えております。

火災予防期間中が主なことになろうかと思えますが、防火座談会等も各地区で開催をされますので、そういったところで設置の仕方、そういったことも消防署の方の指導等受けていければというふうに考えております。

5番（山城君） ホームセンターへ行けばいくらでも売っているわけですが、やはり知識を得るためには業者さんと呼ばばいくらでも来てくれるということがあります。当地区10分団ですけれども、消防の皆さんが注文をとって行って業者さんをお願いすると。消防団の方もお宅へ行って設置するという活動をやっています。うちもその一例なんですけど、そういうことが、なかなか事情が異なりますので町内の消防団に全部というわけにはいきませんが、そういう活動も大切ではないかなと思います。時間があれなので、次に入らせていただきます。

2. 松くい虫対策について

イ. プロジェクトチームの立ち上げを

町の67%を占める森林は、環境保全、災害防止、景観といった多面的機能を生かすために森林資源の保全は大変重要と考えるわけでございます。松くい虫対策として費用対効果を勘案する中で、昭和60年から農薬の空中散布を実施して防虫対策に対応されてまいりました。本年度は上平地区と苧屋原地区の20haの防除散布するため、今年度、当初予算150万円の予算を計上されたところでもございます。空中散布は明らかに効果があるものの、地球温暖化の影響や高速交通網の進展もあって拡大の途にある状況にもあるわけでございます。

しかしながら、住民からの健康被害のかかわりを受ける状況を認識しつつ、上田市、青木村が本年度は松くい虫防除対策協議会において中止をされました。当町におきましても、6月3日の協議会におきまして、上田市や青木村の決定を考慮し、本年度の松くい虫対策の農薬空中散布の中止を決定されました。松くい虫の被害木についての伐倒駆除、燻蒸処理により拡大を食い止めていこうということは、当町において急斜面の場所にあつては、とても危険を伴うこととございます。予防する薬剤散布は散布する時期がありますので、中止すれば被害を抑えることができないわけでありまして、また枯れ木による急斜面における崖崩れも心配になるわけでありまして。

新聞報道にございましたが、町長は空中散布の健康への被害を否定する判断材料はなく、本年度は代替案がないか検討する期間にしたいと申されておりました。プロジェクトチームの設置について、当然規定があるわけでございますけれども、森林組合、山林所有者、林務専門員とか、医務などの学識経験者、地元自治区住民などによるプロジェクトチームの立ち上げによって、どういう方向性を出していくのか検討すべきと思いますが、これについてお考えをお伺いをいたします。1回目を終わります。

産業振興課長（宮崎君） 私からはプロジェクトチームの立ち上げをという項目についてご答弁させていただきます。

松くい虫防除対策事業のうちの空中散布につきましては、隣接している上田市、青木村が健康被害を受けて本年度の事業を中止したことや、町内にもこれで苦しんでいる方がいるということを踏まえて今年度は凍結し、代替案を検討するというようにさせていただいたところとございます。

今後の方向としましては、空中散布を実施してまいりました苧屋原、上平両地区の松林が保安林に指定されておりますので、急傾斜地で人家等への影響がある恐れ

のある箇所につきましては、治山事業の導入を県に要望してまいりたいと考えてございます。その他の箇所につきましては、伐倒駆除を基本としながら森林組合や地域の皆さんのご協力いただき、県の支援を得ながら間伐による松林の健全化や樹種転換などの複合的な対策を検討していければと考えるところでございます。

松くい虫の防除対策につきましては、ただいまプロジェクトというなお話もございましたけれども、プロジェクトチームの設置につきましては、実は庁内の規定でございまして、行政全般にわたる対応というよりは、森林政策として、申し上げました先ほどの施策等の組み合わせを検討するというところだろーと思っておりますので、これについては行政内部では当課が中心となって進めていくと。対外的にはプロジェクトという本来のご趣旨であろうかと思っておりますけれども、松くい虫防除対策会議もございますので、必要に応じてこれらを開催し、対応していきたいと、こういうふうにと考えてございます。以上でございます。

5番（山城君） プロジェクトチームの設置をとということで申し上げましたが、今の答弁では対策協議会を中心でやっていくというお話の内容でございました。昨日お話がございましたけれども、健康への因果関係、なかなかつかみにくいということです。また、坂城の場合に、上田市さんとか低いなだらかな部分と違って、やはり坂城の場合は、これは無理だと。これについて健康への因果関係について、お金は当然かかります、県との話し合いですね、協議はなされたのかどうか。

それから私たち生活領域に及ぼす空散でございますけれども、昨日もお話ございました、薬剤濃度の検証、これも町独自ではなくて、県に対応願ってやっていくとか、それから、先ほど課長の方からもお話がございましたけれども、伐倒駆除につきましても、やはり費用対効果となると空中散布が一番いいと私は思いますし、反対はいたしません。これはどんどん進めてもらってと、私はそういう考えでおりますが、今年は一応代替案ということでございますが、来年に向けての、ぜひ再開の検討を今年度お願いしたいと思っておりますが、それについてお伺いいたします。

産業振興課長（宮崎君） 2回目のご質問に順次ご答弁させていただきたいと思っております。

ひとつは空中散布の安全確認にかかわる濃度調査というなお話をいただきました。これにつきましては、調査という部分になりますと、山城議員さんのお考えの空中散布を再開した場合については調査できるわけですが、凍結しておりますので、今年度等については、その調査はできないと。そうすると、やはり県等

の支援をいただきながらということになるかと思えます。それについては、仮にそういう事態になったときについては考えてまいりたいというふうに思えます。

いずれにしても近隣市町との、昨日のご質問等でも申し上げてございますけれども、やはり情報交換なり連携なりというのが非常に大事でございます。ただし、上田市と青木村さんについては、県の出先機関、地方事務所の管轄が違いますので、これは私どもが直接いろいろな部分で今まで進めてまいりました。ただ、本年度、千曲市さんは実施されますけれども、本来私どもが所属している長野地方事務所管内においては、そういうことを地方事務所に間に入らせていただきながら、千曲市さんとこれから、自在山の尾根の北側については、千曲市さんは今年予定どおり空中散布していただいておりますので、そこら辺については地方事務所と連携しながら間に入らせていただいているいろいろな対応をしていきたいと思えます。

いずれにいたしましても、来年度実施するようということでございますけれども、今年度は凍結ということで、そこら辺の状況等踏まえる中で、来年に向けては町長が申しましたように判断材料の年にしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

5番（山城君） 近隣市町村の連携を深めて情報交換していただきたいと思えます。私も実は青木村の担当の方のお話を聞く機会を持ったわけですが、やはり青木さんもそれなりの考えを持って、はっきりとはお話、今年は中止すると。中止するんだけど、坂城もやはり伺っているような様子で、はっきりしたお話はできませんでしたが、いずれにしても困ったなという状況ではありました。

次にいきたいと思えます。

3. さかきっ子応援事業について

イ. 第3子より就学報奨制度の導入を

定例会招集日のごあいさつにございましたように、坂城町次世代育成支援行動計画の前期計画は、平成21年度が最終年度となります。次世代育成支援対策推進法は、平成17年から10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するために制定をされたものであります。後期計画については平成22年から26年度までの5年間で、前期計画との整合性を図りながら、次代を担う子供と子育て家庭への支援策として1人の子供が生まれ、健やかに成長していくよう、総合的に支援していくために策定するものであります。2008年の合計特殊出生率は1.37となり、前年から0.003増え、3年連続の伸びということでありました。

しかし、少子化と人口減少には歯止めがかからず、出生数から死亡数を引いた自然増減数から見ますと、2008年は前年に比べ、全国で5万1千人余の大幅なマイナスということでもあります。これは出産期の女性人口が減ってきているということも一因ということではありますが、今年の4月より坂城町の出産祝規則が第3子以降1人につき3万円、商品券ですが、支給される項目が加わりました。子育て支援の大きな後押しをいただきましたことに、前向きな姿勢に敬意を申し上げる次第であります。

そこで今回、坂城町次世代育成支援行動計画の後期計画の策定に当たりまして、第3子以降について小学校就学時に就学おめでとうという報償金を支給する規則について取り組んでいただくよう、提案するものでございます。子育て家庭に報い、奨励していく、子供を産みやすい環境づくりや教育に力を入れていくこと、加えて定住促進、転入者の増に策定いただくものでございますが、お考えをお伺いいたしまして1回目を終わります。

福祉健康課長（中村さん） さかきっ子応援事業についてお答え申し上げます。

現在、小学校就学支援につきましては、福祉の増進に寄与するため、母子、父子の一人親の児童対象にお祝いに1千円の図書券及び激励祝金5千円を支給する制度がございます。次世代育成支援行動計画の基本施策の中に経済的な支援の取り組みといたしまして、0歳児から小学校6学年修了まで児童手当を支給しているところでもございます。小学校の入学は子育ての大変な時期であり、多子世帯におかれましては、さらに経済的な負担も増える時期でもあります。

ただいま第3子より就学おめでとう報奨金のご提案をいただきましたが、次世代育成支援後期行動計画を策定する中で、近隣の状況などを考慮し、財政状況もございますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

5番（山城君） 次の計画の中で検討してまいりたいということでございます。そういう回答をいただきました。

それでは、町内でなかなか3人以上のご家庭はいないと思うんですけれども、3人以上のこれから就学されるご家庭、わかりましたら、お答えいただきたい。

前期計画で、それぞれのご家庭で子供を育てる理想数は何人がいいですかというアンケートでは、やはり3人が一番多かったですね。それは就学前。就学前は52.5%、それから小学校就学時のご家庭では52.9%と半数以上の方が3人は子供さんを育てたいと言っているんですけれども、先ほど課長がおっしゃられた

ように、いろいろと経済環境が厳しい中で、思いはあるのだが、なかなか難しいということのようです。今回も後期計画に当たってアンケートをとられたようですが、この集計については、まだわからないと思いますけれども、今言った点、ちょっとお答えいただきたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） 来年度小学校に入学する児童のうち、第3子以上の世帯は、今、住民票でおおむね15世帯でございます。以上です。

5番（山城君） なかなか線引きが、それぞれ転入生もありますので難しいと思うんですが、私もお聞きした中で大体あっても20人いかないということです。例えば20世帯で、それぞれ金額によってもまた違うと思いますけれども、予算づけするにしても、例えば1万円ですと20万円ですし、これは3人以上のご家庭には大きな助け船になるのではないかなと。これはあえて言うと、2人は育てたんですが、じゃあ、もう1人頑張るかという家庭も出てくるかと私は思います。本当に小学校に上がる方、3人以上で、保育園から小学校に上がられて活動費というのかなり負担になるようでございます。それについては私も、それは親の義務だよという話もいたしましたけれども、それぞれ子供さんが多いと経済的負担は多くなるわけです。ぜひこの点、後期計画の中で前向きに検討をお願いしたいと、こんなふうに思います。

それでは、それぞれ答弁をいただきましたけれども、最後に。

今回、第4回のばら祭り、また第18回のばらサミットは、内外から多くの愛好者が、またお客様が訪れていただきまして、内外に発信することができました。せっかくサミットをやったから、ばら街道はいいところでハーフマラソンとか子供さんの駅伝とか、これはやったらいいなど。千曲市の一輪のあれに負けるわけじゃないんですけれども、そんなことも思いながら私もちょっと交通整理をお手伝いしました。

今回、住民の皆さんの安心・安全の創出について質問をしたわけでございますけれども、やはり火災によって命を失うということは、やはりそれだけの危機感を持った対応が求められると思います。地域連携が一層必要だなということを私も痛感いたしました。最終的な、さっきも申しましたけれども、ご家庭での自分の命は自分で守るということでしょうけれども、そのためには、やはりふだんから町においても地域においても関心を持ち、接することによって防災への賢さ、それから知恵もつける必要があると思います。防災においては、関係機関がそれぞれの役割を認

識し、お互いに連携することが大切であります。一体行政は何ができるのか、何ができないのか、これはそれぞれすみ分け、地域もそうですし、すみ分けを認識する必要があります。松くい虫につきましては、やはり地域の皆さんの説明と理解を得る中で林業の振興に努めていくべきと考えます。

それから最後になりましたけれども、さかきっ子応援事業でございますが、子供は、やはり町の宝でございます。少子化の流れを変えるために地域全体で住み、育て、見守っていく、もう一段の対策をやはり進めていく必要があるのではないかなと思う次第でございます。今日持ってこなかったんですけども、前期計画のキャッチフレーズにあります「地域みんなで子育てサポート、子供すくすく、家庭にここ、地域いきいき」これは本当に飾ったぼた餅ではなくて、実際にやはり一步一步進めていくことが、また坂城から発信していくことが大事だと思います。以上をもちまして私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時47分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、2番 中嶋登君の質問を許します。

2番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

さて、少し前のお話でございますが、私も中之条第2自動車分団で分団長をし、10数年間消防団員として坂城町の安心・安全に携わり、分団長会長もやらせていただいた時代もございました。当時「大きな火事といえば中之条だな」と言われ、汚名を着せられたときもありました。また、そういうときは重なるもので、大きな工場火災があったと思ったら商店火災があり、取り灰などによる住宅火災など立て続けに火事が起こった時代でもありました。今思えば1軒そっくり燃えてしまい、数時間にわたって水を打っていて、夜の火事が朝になっていたなんていうようなことも何度かありました。また、法被が濡れてしまい、家へ着替えに行き、火事場に戻り、消火活動をしたこともありました。今思い出しても火事というものは身震いのする恐ろしいことでございます。が、当時、焼死者が出たということはほとんどありませんでした。

1. 火災で死亡事故をなくすには

イ. 高齢者を守るには

最近の町内における住宅火災で2月25日、3月19日、4月19日と3人の高齢者の尊い命が亡くなる異例事態が発生してしまいました。心よりご冥福をお祈りいたします。

この間の全協の場で緊急事態である旨の発言を私はいたしましたところ、議会を通じて町当局も速やかに動き、次の日から有線放送による啓蒙活動を行っていただいたことに対して敬意を表するものであります。

さて、人類が経験したことがない未曾有の高齢化が始まってきたあらわれだと思えます。昨年より団塊の世代の定年退職であるリタイアも始まり、今後もっともっと大勢の老人が増えてくることは、これはもう間違いありません。高齢者を守るための施策をお尋ねいたします。

ロ. 防火対策について

核家族化が進み、1人、また2人だけの老人世帯が多くなってきているので、防火加工された布団やシーツ、難燃加工されたカーテンなどにするよう指導はできないか。また、補助金を出すことにより交換しやすくなると思うが、このことに対してお尋ねをいたします。

ハ. 火災報知器について

今盛んに報道されており、県下でも命を守るために6月より義務づけとなりましたので、全老人世帯に補助金が出せないかと質問する予定でございましたが、昨日の答弁で助成はできないとのことでしたので、助成をするよう要望をしておきたいと思えます。ご答弁はよろしゅうございます。

さて、今議会におき、火災の質問が4人、松くい虫の質問も4人と大勢の議員が質問をしておりますが、緊急を要することであり、また、重要な事項でありますので、重複答弁でも構いません、ご答弁をお願いして私の1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 中嶋議員のご質問にお答えしてまいります。

火災で死亡事故をなくすためにということで、とりわけ高齢者に思いをはせたご質問でございます。

町では今年に入り、多くの火災事故が発生し、3名の尊い命が失われたということでもございます。心からご冥福をお祈りするとともに今後このような火災が起こらぬよう、より一層関係機関と連絡を密にして予防消防に徹してまいりたいと考えておるところでございます。

ご質問の高齢者を守るためにであります。消防庁の火災原因統計によりますと、

住宅火災の死亡原因の約7割が逃げ遅れであり、死者の約6割が65歳以上の高齢者ということでもございます。危険周知の有効手段として、まず火災警報器の設置が挙げられているわけでもございます。既に設置が義務づけられておりますが、まだまだ普及率が半数にも満たないという状況でもあるわけでもございます。高齢者世帯を含め、火災警報器の設置の啓発や設置のお手伝い等について、町、消防署、消防団あるいは婦人消防隊それぞれいろいろと連携をしまして、その普及に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、町ではひとり暮らし老人宅に緊急通報システム、いわゆる安心電話を設置しております。このシステムは、病院のナースコールのようなものでございまして、何かトラブルが発生した場合に、昼間は夢の湯へ、夜間は美里園に連絡がつながるということでございます。このシステムには熱の感知式の火災警報器もセットされているわけでもございます。高齢者を守る有効な手段というふうに考えております。こういったものをより利用して、機能が果たせるよう、いろいろと努力してまいりたいと思っております。

地区の取り組みといたしましては、上平区では自主防災会が主体となりまして、ひとり暮らしの老人や寝たきりの状態の高齢者や障害者、いわゆる要介護者を守るために災害時の住民支え合いマップを作成したということでもございます。区内の各地区におきまして、自主防災会サポーターをいろいろ選出いたしまして、災害時の安否確認等を行う組織づくりが必要であり、そのように努めているところでもございます。こうした地区の取り組みは、災害に強く、高齢者を守るというまちづくりの先進的なモデルにもなるということでもございますので、町内にいろいろ普及するよう努めてまいりたいと思います。

今後とも高齢化が進みます。町や関係機関、地元が連携し、隣人のよしみをより深め、住民の皆さんが安心して暮らせるような防災体制を目指してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

住民環境課長（塩澤君） 私からは口の防災対策についてお答えを申し上げます。

防災対策につきましては、自分の身の回りから火災を防ぐ環境づくりが大切であります。こういったことから、ご質問にもございますように、布団あるいはカーテンなどの防災製品を使用することが効果的というふうに考えるところです。最近はパジャマなどの寝具類ですとかキッチンウェアあるいは仏壇マットというようなものまで防災製品が出てきております。こういったものは老人世帯に限るものではな

く、一般家庭においても必要ではないかというふうに考えるところであります。防災製品等について消防本部では防災訓練等の際にコーナーを設けまして啓発、展示を行っております。

最近、各メーカーからさまざまな防災用品、防災製品が出されておまして、特に高齢者向けの製品はあらゆるものが出回っておるといような状況であります。難点を申しますと、普通の製品に比べますと若干価格が高い面がございます。また、数多く製品が存在するという中で、どれがよい製品なのかということで判断しにくい面もあろうかと思えます。

防災製品の補助金というお話がございましたけれども、町の財政的な面からも考えますと、大変厳しい状況があるわけがございます。寝具類や衣類からの火災予防、防災製品の交換等に当たりましては、自分の命は自ら守るとい、こういったことを基本としまして、まずは町と消防署等で連携をし、高齢者宅あるいは関係施設等に推奨をし、普及を図っていくのが効果的ではないかというふうに考えております。以上であります。

2番（中嶋君） ただいまご答弁をいただきました。

町長のお話では、いろいろな施策が行われていると、そういうことがよくわかりました。課長にも防火加工された布団、シーツなどいろいろ広報活動をやっていたというところがよくわかりました。

ただいま課長が言われましたように、値段が高いと。実際やはり難燃剤の入った防火加工された製品は何割か高いかもしれませんが、その高いところを補助を出していただければいいなど。せめて場合によってはシーツぐらい、先ほど言いましたように、1人、2人のお年寄りのところに町からおあげしたらいいなど、そんなことも感じました。

今言いましたように、いろいろな施策があるわけですが、私からももうひとつ提案がございます。今、住宅革命とまで言われておりますIHレンジに変えれば、ガスを使わなくてもよくなります。まさに火のないところには煙は立ちません。これは都会の話ですが、高齢者向けのマンションではIHレンジは常識であります。冷暖房はすべてエアコンを使用とし、家の中では火を使わせないということでもあります。ということは、例えば8階建てで80世帯が入居しているマンションなどでは、すべての家庭からマッチを追放したということがございます。たばこの火以外では火災は起きません。もちろん内装の壁やカーテンも難燃加工さ

れていることは言うまでもありません。築10数年たったマンションで火災は起きていないとのことであります。また、たばこを吸っている人は、みんなベランダに出てホテル族になっているようでございます。

このことから言えるように、火事の原因は台所のガスの火の不始末が大変多いのであります。ガスレンジをやめてIHレンジに交換をすれば、多くの高齢者の命を救うことは言うまでもありません。IHレンジに補助金を出してほしいと思います。こここのところだけで結構でございます、町長よりご答弁をお願いいたします。

町長（中沢君） 我々が生活する場合には、いろいろな手法があり、さまざまな形態で行われているわけでございます。田舎は田舎らしく、また、都会は都会、その中においてもそれぞれの生きざまがあるわけございまして、ひとつのこういった機能があるから、これはいいよと、それは理解いたしますけれども、それを応援するというところまでには至らないと、こんなふうに考えております。

2番（中嶋君） 町長にご答弁をいただきました。全くそのとおりです。田舎は田舎の文化があります。東京は東京の文化があります。私も同級生の課長がここにいっばいいたんですが、もうすべて去りました。えらい年になりましたなどと思います。町長が言われるように、昔はかまどでかやんの手伝いをしながら御飯を炊いた記憶もあります。山へぼや取りに行ってきたり、りんごの剪定のぼやを炊いたりして、みそ汁や御飯、やったという記憶もございます。

でも、IHのレンジというのは、町長、大変失礼でございますが、都会もそうでございますが、田舎でも皆さんお使いになっております。ちなみに町長、うちへ遊びにきていただければ、私の家も既に10年前にIHは入っているという、こういうことでございますので、命にかかわることでもありますから、できたら少し補助を出していただいて、ガスレンジをやめてIHレンジに切り替えていただけるようなお手伝いが、坂城の命を守るというところでお考えをいただければありがたいというふうに思った次第でございます。町長の頭の中へ入れておいていただいて、ご答弁は結構でございます。

第2質問に入ります。

2. 今後の松くい虫対策は

イ. 空中防除について

水田の空中防除は、人家の近くであったり、また自然の生態系を壊してしまうなど多くの理由により大分以前に中止となりました。さて、松くい虫の方も上田市、

青木村に次いでいち早く取りやめたことに対しては一定の評価はいたします。

というのは、最近ごく微量の化学物質にも対応してしまう子供たちが全国的に増えているのでございます。この子らは、カナリアの子供たちとも言われております。炭鉱の中で微量の有毒ガスに感知するカナリアのように、ごく微量の物質を感じ取ってしまう子供たちであります。物質に反応すると胸が苦しくなり、頭が締めつけられ、不整脈が起こり、もがき苦しむ症状が出ます。子供だけに親も見えていられないような状態となるようでございます。まだ正式な医学用語はついておりませんが、化学物質過敏症とも言われております。

最近、ヘリコプターによる空中防除がカナリアの子供たちを急増されているということも指摘されております。一回この病気になると花粉症やアレルギーと同じように、すぐ反応してしまうために、空気のきれいな環境のよいところにいなければならないということでもあります。こういう問題も現実には起きているということでございます。

しかしながら、坂城町にこういう子供がいるかどうかは、まだ私は調べてはおりません。ですから、一定の評価はいたしますが、また一方においては、苧屋原でありますとか、上平地区のように絶壁などがあり、大変危険な箇所であるところは、私もこうしろ、ああしろということは言えません。今後町としてどのように対処していくのかをお尋ねをしたいと思っております。

ロ. 生物防除について

ばら祭りのとき、講演会で鳥の話をしていただき、平成11年より千曲川の水辺を考える懇話会などで大変お世話になっている鳥類の世界的権威者であります信大の中村先生に相談をして、キツツキに、これはアカゲラでございますが、カミキリムシの幼虫を捕食させるために鳥の誘致や定着を指導していただき、今後も研究してもらえるよう、働きかけができないかをお尋ねいたします。以上で1回目の質問といたします。

産業振興課長（宮崎君） 私からは今後の松くい虫対策について、イトロについて順次ご答弁させていただきたいと思っております。

松くい虫防除対策としての空中薬剤散布につきましては、当町で初めて松くい虫被害が確認された昭和60年以来、保安林で公益的機能の高い苧屋原地区及び上平地区の松林25haについて地域住民の皆様方のご要望に基づいて実施してまいりました。隣接の上小地区におきましては、以前より反対の運動があったとお聞きして

おりますけれども、当町におきましては、特に反対意見もございませんでしたけれども、昨年10月に初めて町民から中止の要望をいただいたというようなことでございます。

県、上田市、青木村と連絡をとりながら、今年度の実施に向けて検討してきたところでございますけれども、今年5月の上田市の休止、青木村の先送りの決定というようなことの中で、当町につきましては、熟考を重ねてきたところでございますけれども、子供の未来と健康を考える会のメンバーも町民にいらっしゃるといようなことや、健康との因果関係という立証の難しいといようなさまざまなことを考慮する中で、6月3日に開催した坂城町松くい虫防除対策会議において空中散布の凍結を決定したところでございます。

会議の中でも代替策の導入を強く求められたところでございますけれども、町内で実施していた2カ所とも保安林に指定をされていますので、特に急傾斜な箇所につきましては、県の治山事業の導入を要望してまいりたいと考えてございます。また、それ以外の箇所につきましては、当面、伐倒駆除を優先的に実施をしておりますが、厳しい財政状況の中で限界もございます。県を初め森林組合や対象の区の皆さんのご協力いただく中で間伐による松林の健全化や樹種転換など複合的な対策を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、生物防除ということでございますが、松くい虫被害につきましては、その被害のもととなる線虫が松のマダラカミキリムシによって被害木から健全な木へ運ばれることによって広がっていきます。この松のマダラカミキリムシを駆除できれば被害は少なくなるというふうに考えられます。森林には多くの野鳥が生息しておりまして、多くの野鳥はカミキリムシも餌にしておりまして、特にキツツキ類の中でもアカゲラはカミキリムシの幼虫を捕食する能力が高く、アカゲラの生息密度の高い地域では木の中の幼虫のほとんどが捕食されたという例もあるに伺ってございます。

しかしながら、アカゲラは主に広葉樹類の枯れ木等に自ら穴を掘って巣穴とするために、ある程度太い広葉樹のある林でないと繁殖できない。また、夜は樹洞といひます、木の穴でございまして、それをねぐらとしているために安全な樹洞が多くあることが適地といようなふうにお聞きしてございます。

アカゲラの生息区域は本州や北海道等森林に多く分布しており、都市部では平地の公園などにも姿を見ることができます。しかし、県内の生息状況につきましては、

標高が高く、ブナ林の隣接している針広混合林に多く生息しておりまして、町内の生息状況については比較的標高が高い地域に生息しているというふうに考えられます。松くい虫の防除に対して、このアカゲラを利用というか、使用していくとなりますと、松くい虫被害が出ている町内の松林にはアカゲラはあまり生息していないようでございますので、まずアカゲラを誘致というか、そこへ生息させなければいけないということでございます。

そのためにはどうするかということでございますが、これは専門家のご指導が必要というようなことになるわけでございます。繁殖用の巣丸太とねぐら用の巣箱が必要だとも言われているわけでございますけれども、それぞれ何かノウハウがあるということで、巣丸太についても、どうもそこにはすぐ住まないということで、それが腐ってしまうと、またこれもいけなくなるということや、ねぐら用の箱については、その習性で底があってはいけないというようなことも言われています。そうはいっても巣箱や巣丸太になるものをそこへ設置すればいいかという、これは地域の林の状況によっても異なるというようなことで、やはり本当にこの地域でどうなのかというのは研究を要するというふうになると思います。

このようなことを考えてまいりますと、時間と、例えば多くの人手や費用というものも必要となりますし、現状の町の政策体系の中へ取り込むというのは非常にいかなものかなというような考えでございます。鳥類につきましても、大変広域的な取り組みが必要じゃないかと。トキの関係を見ても予想外のところへ飛んで行くというようなことございますので、例えば環境ですとか、長期的な息の長い森林づくりだとか、そういうような中で、やはりこういったことの対応がいいんじゃないかなというふうに考えているところでございます。特にこういう営巣とかそういうことを考えていくと、10年とかそういう非常に息の長い取り組みにもなりますので、県等へのそういった提案等についても機会あるごとに今後進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

2番（中嶋君） 最初にも申し上げましたように、何人もの方が松くい虫の質問をしたわけですが、課長、一番いい答弁をいただいておりますと申して感謝を申し上げます。

ただ、ちょっと思いますのは、今、上田市ですとか青木村、それから千曲市なんかとかいろいろご相談をしながらというお話でございますが、もう少し広げて他市町村、また場合によっては先進地があるかもしれませんので、そういうところへも行ってご研究を重ねていただき、一番よい方法を考えていただければいいなという

ふうにも思います。また、松林のアカゲラは難しいとの学術的な博士のようなお話もしていただき、感謝するわけでございます。

ただ、私が調べた部分のところでは、まさにアカゲラの話は冗談のように思われますが、1匹で1日当たり64匹のカミキリ幼虫を捕食し、5haに1匹の密度で枯れし率、松を枯らす率ですね、1%の松であれば90%のカミキリムシの幼虫を食べてしまうとの、このデータが林野庁から出されております。

ですから、そういうことを考えれば、ぜひ当町出身である中村先生に研究していただき、長期的な研究になるかと思いますが、先生もいろいろな世界的な権威者でございますので、これはまさにアカゲラなんていうお話をすれば飛びついてくると、ましてや町長が言えれば待ってましたというような、私は話になるのではないかと思います。町長に勇気ある答弁をお願いいたします。

町長（中沢君） 松くい虫の空中防除ということから各般にわたり、また未来に通ずるような論議にもなったわけでもございます。行政といたしましても、山の緑を守るということ、これは大事なことであるわけでございます。いろいろな皆さんが今まで歴史の中で育て上げた、その自然を守るということの中で、松くい虫の退治ということ、これは大事だなと。

しかしながら、今までの過程を見るときに、例えば坂城町が苧屋原の方、あるいは鼠の方いろいろ見ましても松くい虫が少ないと、比較的少ないというのは、千曲市も頑張り、上田市も頑張っている、広域で対応しているということであって、この点をしっかり見つめなければいけないなど、こんなふうにも思うわけでございます。長野広域地域でも坂城等は特にいろいろそういう面では力を入れているなど。

要は大事なことは、松くい虫の防除剤の毒性がどうかということの観点が一番大事なわけでございます。国の補助金の中で、そういう空中防除もいよいよと、それはそれなりに毒性はあるであろうけれども、人体にという前提の中で補助金がいろいろ取り扱われると、これも事実ではなかろうかと思うわけでございます。

しかし、一部の研究者の中で、それであるけれども、人体にあるよというお話、一人一人の学者の先生のお話を聞いていたら行政は進まない。この1～2年のうちで、こういった対応についてどうするかということの中で、中止でなくて凍結だよと。そして、この1年の中で考えていくんだよと、こういうことでございます。こういった問題は広域的でもあり、行政としても国、県、町を通じ、そしてまた、この地域での行政もあるのですから、そういう中でひとつの方向を見出さない限り、

みんなであれだ、これだと言っているだけで混乱するのみではなかろうかと、こんなふうにも思っている次第でございます。

そういう観点において、県などが市町村に対応を任せるということでなくて、県としては、こう考えるんだけど、どうだろうか、その具体的な対応は町に求めるとか、そういうことでないと、こういった補助金そのものの活用ということができないわけでございます。そういう観点から広くいろいろ連携をしながら、よりよい手法を選んでいくと。そしてまた、来年に向けてはどうするかということを考えていくと。早急な問題だというふうに理解しているところでございます。

2番（中嶋君） 町長の言わんとすることはよくわかりました。伝わってきました。そうは言いますが、自然のことは自然に任せるのが本当は一番いいんじゃないかなというふうにも思いますので、その辺は町長、お心にとめておいていただきたいと思います。

さて、最後の質問でございます。

3. 町内商業活性化対策は

イ. プレミアム付商品券について

3月2日より発売されたプレミアム商品券は、総額3,300万円売り出されましたが、大人気を博して1週間であつという間に完売したのは皆様ご周知のとおりでございます。お店側からも、また消費者側からも大勢の町民の皆様から第2弾を行ってほしいとの要望が聞こえてまいります。「買いに行ったら売り切れてしまっていた。まだ売っていると思ったに、もう終わっちゃったばかりや。10万ぐらい買って見たかったがな」と、そんなような声が1カ月、2カ月ぐらいの間に出ておりました。だから私は、思いました。やはり町長、いいことは速やかに第2弾、第3弾があっても私はいいと思っております。決してこれは国のばらまきのような施策だとは私は思っておりません。やはり金額的なことを考えても、何千万円や何億円もかかることだったら難しいかもしれませんが、100万円なり数百万円のところで町民の皆様がこんなに喜んでくれるようなことは、この景気の悪い時代でございますからこそ、早目に第2弾、第3弾を打っていかれたらと私は思いますが、これもやはり町長より心あるご答弁を期待しているものでございます。

産業振興課長（宮崎君） プレミアム商品券について私からご答弁させていただきます。

ご案内のとおり、今回、商工会において発売をいたしましたプレミアム付商品券

は、3月2日に発売いたしまして、議員さん言われるように、1週間程度で完売してございます。その商品券の換金率につきましても、6月5日現在で73.6%、2,430万円ほどが換金されたということで、町内の商店で利用されるということでございますので、経済効果からすると、これはすべて町内で消費されたということですから、大変有効であったというように考えてございます。

このプレミアム付商品券の第2弾ということのご提案でございますけれども、プレミアムということを考えますと、財源をどうしていくのか。100万円、200万円ぐらいならというようなご提案もいただいたわけでございますけれども、なかなか政策として持つていくには大変難しいというふうに考えるところでございます。これにつきましては、商工会でもプレミアム分の300万円のうち200万円を捻出しているということで、さらなる財源ということになりますと、これまた大変厳しいというふうに考えているところでございます。

しかし、通常の商品券についてでございますけれども、現在、商工会において7月上旬にデザインの変更を予定しております。この商品券につきましては、漫画家の矢口高雄さんの全面的なご協力をいただいてデザイン画や文字に矢口先生にかかわっていただいておりますということで、矢口高雄さんのデザインの商品券の販売によりまして、プレミアム付というわけにはまいりませんが、商工会等に協力する中で利用促進を進めるようPR活動等そんなことを進めながら、より多くの人にご利用いただくような努力をしてみたいと考えております。以上であります。

2番（中嶋君） さすが我が町の役場でございますね。素晴らしいフォローでございました。町長にご答弁を求めましたら、課長が見事な答弁をいただきまして、よくわかりました。今度また新しくなると、素晴らしいですね。

ただ、私のお尋ねしたかったのは、プレミアム制ですかね、ちょっと英語はまた安島さんにでも聞いて勉強しておきますが、1割だか2割余計とつけてお客さんに喜んでもらうというような、今の1割か2割とつけるところの話を町長からご答弁を願いたいと思いますが、お願いいたします。

町長（中沢君） 町と商工会がプレミアムのそういった面に取り組んだという過程の中では、まず定額交付金がございます、これがタンスへ入らなくて消費に早く回してほしいということのきっかけとしてやったわけでございます。それが各市町村のレベルで早いということから、それなりの成果があり、そういったものが誘導できたかなと、こんなふうに、まず第1点と思います。

プレミアムの問題は今、議員が申されるように、何らかの恩恵がなければならぬ
いわけでございます。そうした面では財政的にもいろいろございます。長い目で見
ますと、それは行政もさることながら、商工団体も、そしてまた、商業の当事者も
互いにいろいろと資金を出し合って消費者が1割なりの恩恵を被ると、こういうシ
ステムがいいんじゃないかなと私はそういうふうに思っております。いろいろ関係
団体との協力を得ながら、そういった趣旨から、それなりに取り組む課題であるな
と、こんなふうに考えております。以上でございます。

2番（中嶋君） 町長、今おっしゃられたように、さすが我が町長ですね。県下で1
番、2番にやっとな。立派です。拍手したいぐらいですが、議場では拍手できない
ことになっておりますので。

もし、町長、そういうお話でございましたら、いろいろ事情はございませうけ
れども、また県下で一番をねらっていただきたいと思うんです。坂城は第2弾をや
ったかと。今度は農協と組んでやっとなか。いろいろまたお考えをいただきたいと
思います。これも心にとめておいていただきたいと私は思います。

さて、ばらサミットで大勢のお客様が全国から我が町に来ていただき、バラ公園
には何と4万人ものお客様が訪れたとのことであり、私は大成功のばら祭りであっ
たと思っております。また、祭りの間だけでも不景気のことを忘れ、皆さん、ばら
の花に酔いしれ、心豊かになり、ばらに元気をもらったと思います。

株が戻り調子となってきた1万円台を回復してきたのは大変よいことであり、明
るい兆しが少し見えてきたかなと思っておりますが、坂城の町はまだまだ底が見えていな
いという人もあります。早く景気回復を祈るとともに、町長に期待を込めて一句添
えます。「税金を上手に使って人助け」。これで私の一般質問を終わりとさせていた
だきます。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時16分～再開 午後2時28分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、11番 円尾美津子さんの質問を許します。

11番（円尾さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従
い、一般質問をいたします。

1. 食育・給食センター建設に関連して

イ. 管理、運営態勢は

6月議会開催日の8日には食育・学校給食センターの請負契約の締結が議決され、いよいよ建設がスタートします。多くの人の意見を集約し、知恵を集めて最新の給食センターが形となっていくわけで、期待をしたいと思います。

初めに、請負契約では入札差金も多かったので、それを財源にすればと考え、太陽光発電の設置について質問を考えたのですが、町長の招集あいさつで実施していく方向が示されましたので、それを了としまして、建物に魂を入れていく作業について、つまりセンターの管理、運営態勢はどうなるのか、基本的な考え方をお聞きします。

特に調理業務の職員態勢について、どのような検討がされてきたのでしょうか。結論を出していく時期が来ていると思います。どんな方法をとっていくのか、まずお伺いいたします。

ロ. 保育園給食について

給食の提供ということで、給食センターの態勢として、関連して保育園給食についても考えられているかと思います。それとは別にして保育園給食の現状について質問します。

常勤的非常勤職員や正職員が定年退職して21年度は3園とも給食担当の職員がすべて臨時職員になりました。臨時職員の任用が適用されるので、一定期間間を置かなければなりません。その間仕事を頼む人にも任用が適用されるので、働く日数や時間に制限があります。給食センターと違って2人から3人の少数で業務をこなさなくてはなりません。人材確保に苦慮している様子がよくわかります。誰か働いてくれる人がいればいいということだけでなく、経験や知識も必要な仕事です。このような不安定雇用の中で安全・安心の給食の提供が保証できるのか、大変心配になります。この現状をどう考えるか、まず伺います。

また、臨時職員の雇用態勢を含めて現状の打開策をどう考えているのか、お聞きいたします。

企画政策課長（片桐君） 食育・給食センター建設に関連をいたしまして、管理、運営態勢についてお答えを申し上げます。

先ほど議員さんがおっしゃいましたように、本議会初日に食育・学校給食センター建設工事請負契約の締結について議決をいただきました。これによりまして来年2月26日までの工期により建設工事を進めてまいるということでございます。そして来年4月から業務を開始する予定であります。

この給食センターは、給食の提供業務のほか食育機能をあわせ持つ施設であります。町教育委員会では、食育関連施設を含めまして町民の皆さんや小中学校等が使いやすい管理運営を検討しているものと考えております。

現在の学校給食センター調理員の状況でございますけれども、1年単位の継続雇用の方と1年単位の雇用で非雇用期間のある雇用の方の2通りがございます、全員の方が常勤的非常勤職員、いわゆる臨時職員でございます。また、昨今の新鮮で安全・安心な食べ物を求めるニーズの高まりや地域で生産された農産物を地域で利用する地産地消を進める観点から、学校給食に対する期待や要望も高まってきているというふうにも考えております。平成19年度から坂城中学校の給食の時間が12時50分開始から11時55分の開始となりました。調理業務の午前中への集中度も高くなってきております。このような状況の中で、重労働や業務の忙しさ等も加わりまして、給食センターでは調理員の確保に苦慮していると聞いております。

ご質問の件でございますけれども、町教育委員会及び町では、より安全・安心な給食の提供、調理員の雇用安定等を図るために、職員による内部検討組織を設置をいたしまして、調理業務の方法につきまして検討を行っておるところでございます。

現在のところでございますけれども、株式会社坂城町振興公社に調理業務を委託することができないのかどうかということで、現在検討を続けているところでございます。しかしながら、委託に当たっての委託料の算定、現在の調理員で希望する方の継続雇用、また、雇用条件の整備等についても検討を行っております。受託側である坂城町振興公社の受け入れ態勢など、実際に委託が可能かどうかも含めまして、詳細についての検討は、まだ十分にできておりません。検討はこれからということでございます。今後、調理業務のあり方につきまして、なるべく早い時期に事務局レベルの案を作成してまいりたいというふうに考えております。

総務課長（宮下君） 保育園の給食担当職員につきましては、町内3つの保育園で1年契約の職員が7名、短期契約及び契約代替の職員を6名、計13名の非正規職員、いわゆる臨時職員を雇用しております。この臨時職員と町の栄養士により保育園給食を受け持っております。

臨時職員の雇用態勢につきましては、町の任用方針に基づき雇用しているところでございます。平成17年、国の行政改革大綱に基づきまして、坂城町を初め全国の市町村で作成し、公表いたしました集中改革プランの推進計画の中で定員管理の数値目標を定め、人件費の削減に取り組み、毎年その達成状況を国に報告するとと

もに、公債費負担適正化計画にも反映されている状況の中で正規職員を増やしていくことは大変厳しい状況にあることを、まずご理解いただきたいと存じます。

臨時職員につきましても継続的な雇用となりますと、正規職員と同様に職員定数にカウントをされます。現在、最長1年契約とし、再雇用に当たっては、お話しもございましたが、雇用関係が中断されていると認められると思われる一定期間を設けることが必要になります。そのため保育園の給食担当職員に限らず、年間を通じて臨時職員を雇用する場合には、雇用契約終了後、再雇用までの間、人員確保などに苦慮している状況でございます。平成8年に現在の雇用体系に移りました際には、再雇用までの間の人員確保が課題になることは理解しております。雇用期間をずらすなどにより雇用の中断を挟みながら2人分の仕事量を3人で行う方法、今では一般的となりました、いわゆるワークシェアリングとして継続した雇用を提案してきた経過もございます。臨時職員の雇用につきましては、私たちは地方公務員法や労働基準法等の制約がございます。現状における課題を整理する中で、この中ではありますけれども、よりよい方法がないか研究をしてまいりたいと思います。

11番（円尾さん） それぞれお答えをいただきました。2回目の質問をさせていただきます。

管理、運営については、今の検討の中では振興公社への業務委託をしていくんだという話がありました。まだ決定ではないでしょうけれども、そういう方向が出されたということは、ほとんど決まりに近いんじゃないかと思うんですけれども、学校給食ということは教育の一環として子供たちの成長を保障する大事な内容を持っているんですね。そんな中で基本的には町の直営にすることが必要ではないかと思いますが、調理業務の外部委託を選択していくことへの町長の見解を求めたいと思います。

町長（中沢君） ご指摘のように、町に関連する施設もあわせて町で直営で公務員としてやっていただければ、それにこしたことはございませんが、そういった事例はないわけでございます。それぞれがその場に立って、どんな雇用形態を進めていくかということの中で考えざるを得ないと。その結果が現在のような、結局働いている皆さんの雇用が十分に確保されないという労働条件にも相成ったということでもございます。

現在のようにいろいろな保育園あるいは給食センター等については雇用形態が研究されております。その一環といたしまして、あくまでも町だということになると、

これは人員配置が今までどおりのようなことにならざるを得ないよと。働く人にもう少し安心感を与え、その諸君に一生懸命頑張ってもらおうというには、まず雇用を安定させる方法はないかということを含んで研究していきたいということから、そのひとつとして町の振興公社にという、これもひとつの私の頭の中には描いておりますけれども、まだ振興公社の組織決定の中では論議されていない問題でございます。

いずれにいたしましても、給食センターが発足するわけでございますので、秋ごろまでには、その体系をしっかりと決めていかなきゃならないと、こんなふう考えております。以上でございます。

11番（円尾さん） 今の給食センターの働いている人たちのことを考えると、業務委託をいたし方ないのではないかなというような気もいたしますけれども、その中で、やはり今、頭の中だけにというお話がありましたけれども、今回初めてこういう公の場で振興公社という話が出てきましたので、恐らくそういう方向が決まっていくなだろうというのが、私は、そうとりました。その中で管理、運営は教育委員会を中心として食育がかかるから、そういう意味で町がやっていくのかなというふうにも思いますけれども、その辺について確認をしておきたいと思います。

それから、先ほど課長が今働いている人たちが云々というお話もありましたけれども、現在、調理業務をしている人たちがそのまま移行をさせていけるのか、それから今よりもやはり待遇がちゃんとしてこなければ、やった意味がないと思うんですよね。そういう意味で現行よりも後退しないということを考えていいのかどうか、それを確かめておきたいと思います。

それからもうひとつは、保育園給食としての関連はどのように考えているのか。これは担当課の企画政策課長さんの今の事務レベルでのお話を答弁願いたいと思います。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

現在働いている方を基本として今考えておまして、その方たちの意向を尊重しなければなりません。それにつきましても、先ほども言いましたように、勤務条件等の整備も考えております。先ほど町長の答弁でも、そういった趣旨のことをお答えしたかと思っております。そういった条件等決めた中で今働いている方々の意向を尊重した中で移行できれば移行をお願いしていきたいということが考えております。

それから保育園の給食については、今現在は学校給食センターの調理業務につい

てということでございますので、それは切り離して考えていきたいということでございます。

11番（円尾さん） 今の答弁の中で、じゃあ、食育を冠になった管理、運営というのが教育委員会とかそういう形になっていくんですけれども、その点では、どういう形を考えているのか。管理というのはこういうふうはこちらでやりますよ、じゃあ、調理業務は業務委託ですよというようなことがはっきり考えられているのかどうか、その辺もう1度確認したいと思います。

町長（中沢君） 給食センター、これからの中では、食育教育という面のひとつの柱があります。それと給食をつくって、よりよいものを提供していくということがございます。さらに今度、太陽光線を入れながらの施設ということになって、環境教育も入れると国の方へも約束してあるわけでございます、こちら辺が3つの柱になるかなと、こんなふうに思っております。

今ご質問の中で、例えば振興公社と給食センターとのかかわりでございますけれども、給食の計画的なもの、そのものについては、給食センター、そしてまた保健センター等も一緒になって物を考えていくという仕組みづくりかなと。それと給食センターというのは今まで材料提供が外からということで固定している面がございます。そうした中では、それも生かさなければいけないし、という問題、あるいは地場産品を使うと、そういう面についての材料は給食センターなりで主体的に心配するということにもなるかなと。そしてさらに、そのつくる製造の場というのは、当然給食センターでございます。

じゃあ、振興公社はということでございますが、物をつくるために職員がいるんだよというひとつの設定をしないと委託するわけにはいかないわけでございます。ただ人が来てくださいというわけにはいきませんので、振興公社としてそれをするには、製造をする過程は私どもに委託してくださいよということになるかなと。あわせて時によったら配達、そしてまた、いろいろな工程における諸々の段取り等もあるわけでございますが、これはそれぞれの分野でそれ相当に進めていくということにもなるかなと。現在のところは相互に連携し合っただけの仕組みがどういうふうに出てくるかということも鋭意検討してまいりたいと。何回も申すようでございますが、そこに働いている人たちがそれなりに雇用という中で安定的なものをまず求めていこうじゃないかということが原点にあるということもご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

11番（円尾さん） 給食センターがどのような形になっていくのかなというのが大体見えてきたのかなという感じはします。そんな中で、いわゆる給食をつくっていく業務、それに関連するのは振興公社に委託していくんですよという理解でいいかと思うんですけれども、その辺で私がちょっと気になるのは、やはり委託をするというのが今、振興公社だという話がありましたけれども、そうすると、委託をする町の責任者が町長であって、委託を受ける側のトップ、振興公社の社長さんが同じ中沢さんという方なんだと思うんですけれども、例えば委託をする方では、できるだけ安くというふうに考えるのは自然だと思うんですよね。受ける側とすれば少しでも高く受けたいと思うのが自然だろうと思います。大変そんな中でやりづらいものがあるんじゃないかと気にかかる場所ですけれども、やはり町民感情としても実務的なやりづらさをなくすためにも、この際こういう形で給食センターも振興公社へというようなときに、振興公社の社長の交代ということは考えられるかどうか、町長の見解をお聞きしたいと思います。

町長（中沢君） 行政を担う者として行政の立場から、そしてまた、受託する場合に受託の立場から、こういった小規模な町ですと、たまたま両者を一人で担っているということが普通でもございます。しかし、市の大きいところへ行きますと、それぞれ分離しているということは分離がよりベターだなということもあろうかなと。そこに無駄をなくし、また少ない人数で対応するにはどうかということにもなるかと思えます。

より具体的に申し上げますと、私は振興公社、そしてまた、町の行政の中にございますが、給食センターそのものは教育委員会の所轄に入るわけでございます。教育委員会で主体的に頑張らせていただく中で、より連携をとりながら効果を上げていくことがベターかなと、こんなふうに考えておるところでございます。以上でございます。

11番（円尾さん） 学校給食を提供していくということで、教育委員会が責任を持つというのは当たり前のことだと思うんですよね。その中で、やはり振興公社という形をとっていくときに、そのトップと今の町のトップと同じだということではやはりやりにくいというところがあるだろうと。一人の方にそれだけ重いものを負わせていいのかなということもひとつはあります。それから民間の中できちんとしたものが成就されていくためには、私はそれは別な人の力を発揮してもらう方がよりベターじゃないかと思うんです。そんな点で、やはりやっていくべきではない

かと思えます。

特に今の振興公社の中には町の職員も入っているわけですね。企画政策課長という任務を持って入っていますけれども、そういうこともやはりひとつ第三セクターというような形で指定管理者という形で出していくときには、やはりその辺はすみ分けをしていくべきだろうと思うんです。その辺たまたま給食センターを振興公社へという話がありましたので、その辺もぜひ検討していただきたいと思えます。それは振興公社が検討することでしょうし、それとやはり町がこのことについてはどうしていくのかということ、それから指定管理者でありますので、町の意見が全然通らないわけではないんですよ、お金も出していくということになりますので。そういう点でも、やはり考えていく必要はあるんじゃないかと思うんです。組織が大きいから、小さいから、町が小さいから、大きいからという問題ではなくて、やはりより活発に動けるようにということを考えていただければと思います。

この問題については、恐らく何回やっても同じ答えだろうと思えますので、答えを求めませんけれども、やはり子供の食を提供するセンターという形で利益を追求するところではないわけですね。誇りを持って安心して働ける職場のために、費用の節約ありきから出発ではなく、委託料のあり方も含めて十分な検討をして早いうちに結論を出していただきたいと思っています。

それでは保育園給食について質問をします。

先ほどの中で臨時の職員が何人だというような形を出されて、その中で任用を使っているんだというお話もありました。さて、その現状、今、保育園でどんな問題が起きているのか、どんな勤務状態の中で苦勞をされているのか、その辺はリアルにつかんでいらっしゃるでしょうか。その辺を総務課長にお尋ねします。

総務課長（宮下君） リアルにつかんでいるかと言われると、なかなか難しい部分があるかと思えますけれども、先ほども申し上げましたけれども、雇用されている期間と非雇用の期間を設けなければならないという状況の中では、当然この短い時間のところに雇わなきゃならない方という方を出している限りは大変厳しい状況があるというふうに思えます。

ですから、私どもの方は、先ほど申しましたけれども、今で言うワークシェアリング、2人分の仕事分を3人で分けていただくことによって、例えばお1人が150万円とします。そうすると合計で300万円の人件費がかかるものを3人で割ることによってお1人が100万ずつのお仕事に分けていただくことによって、そうい

った対応もできるのではないかなということ、ご提案をしてきた経過はございます。

また、現在そういった中での短期間での雇用が非常に厳しい、そういったところで働く方も「この短い間だけ働くんですか」というような状況があるかというふうに思いますので、そういった形の中で雇用される方、現場で雇用する方、そういったことが、そういった認識を深めて運用方法を考えていかなければならないのではないかなというふうに考えます。

11番（円尾さん） それでは、臨時職員の任用についてというのが今一番ネックになってくるかと思うんです。この制度を考え出されてから今までも何度もこのことについては質問もしてきましたけれども、もう10年を過ぎているわけですよね。その中で、この間法律の変更もありました。そんな中で、この制度が一体どういうふうにご利用されてきたのか、どういうふうな変遷を持ってきたのか、どんな問題が生じてきたのか。特に保育園などの現場の状況はどうだったか。影響を受けることは、そこで働く人はもちろんですけども、要は子供の成長にも影響を及ぼすことだと思います。実に保育園の中でも人を確保していくということが大変難しいという話をされていました。特に食育というような形が給食の中には課題として出てくるんですけども、現実には日々の給食を提供していくことが精一杯で、それ以上のことを求められないというような状況も伺いました。

そんな状況を見てきたときに、やはり任用方針ということの、今まで使ってきてどうだったかということの検証というのはどうしてもしていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺について。

ただ、なぜこういう問題が起きてきたかということは、要は法律の権利の外へ臨時の職員の人たちを置いていったというのが最初の出発点だと思うんですよね。そういうことも含めながら、やはりこんなことでいいのかなということが一番感じるわけですけども、検証をしていただいて、どうだったか、どこに問題があったか、次にどうすればこれを解決していけるのかというふうな考えを持っておいでになるか、お聞きしたいと思います。

総務課長（宮下君） 先ほどの答弁の中でも、私どもの雇用の関係につきまして、地方公務員法というのが大きなものになります。この中では基本的に臨時職員の採用につきまして、まず6カ月間、この中で優秀な成績をおさめた方について1回限り6カ月間の延長が認められているというものでございます。まずこの部分が基本

になっています。先ほど申しましたが、雇用が継続している場合につきましては、当然ですが、町職員としてのカウントになります。現在そのカウントされている方もおる中で、その方を含めて定数管理の数字が設けられているというものでございます。

もともと出始めたのは、もちろん労働者の権利等の問題でございますけれども、私どもの雇用につきましては、まず一番最初にかかってくるのが地方公務員法という形になります。この問題をどうやってクリアしていくのかというものがあって、例えば労働基準法なりもちろん引っかかってきますし、ですから、今現段階では、例えばパート労働法ですとか、派遣法ですとか、そういうものは直接には影響はないわけですが、そういった雇用の部分につきまして、今申しましたように、例えば1年を9カ月と3カ月に分けていただいて、これをお2人の分を3人で組み合わせることによって仕事の継続、連絡等もできるのではないかなど、そういうような形は考えられるということで、今後そういった中で3カ月だけ来てくださいますと、1年に3カ月だけ来てくださいますというような形の雇用は大変厳しいものではないかなど。そういう中では雇用される方、そしてまた、雇用する側の方が、そういったワークシェアリングというものを十分理解する中で雇用を確保していくと。そういうことが求められてくるのではないかなどというふうに考えます。

11番（円尾さん） 地方公務員法の中、あるいは労働基準法、パート労働法、派遣法などいろいろ法律の中でそれをクリアしていくということは承知しています。その中で今こういう任用制度を採用したと。だけれども、この制度がどういうふうに変わってきているのか、そのことによって、どういう職場ではどういうことが起きているのか、そういうことを検証していただきたいということを言っているんですよ。その中で、またほかの方向が見えてくるかもしれない。そういうことをやる気はないのでしょうか。その辺をお聞きします。

総務課長（宮下君） 先ほども答弁の中で、臨時雇用の関係につきまして地方公務員法だとか労働基準法等々制約はある中ですが、現状におけます課題等整理して、よりよい方法を研究してまいりたいということで答弁をさせていただきました。

11番（円尾さん） それでは、そのことについてはしっかり検討していただきたいと思います。今までこうだったから、このとおりというような結果が出ないように、ぜひその辺は頭の中にしっかりと置いていただきたいと思います。

構造改革の中で人件費を減らすことがターゲットになってきました。町でも1割

の職員を減らすことが目標になって進められていますが、人が減ったから仕事が減るという状況ではありません。むしろ仕事が煩雑になったり、量的にも増加していると思います。そこで臨時職員をとということになります。働き方は別として、現在短期であろうが、何であろうが、正職員の人数に匹敵するくらいの臨時職員によって町の業務が成り立っている。結局そこは安く働くことになるわけですね。

今、官製ワーキングプアということが問題になっています。雇用のあり方は、本来同一労働、同一賃金が基本だと考えますが、正職で仕事をするのが本来の人間の姿だろうと思います。現状はそれも難しいようですから、せめて自治体がワーキングプアを出さない努力をしていただきたいと思います。このことについては、時間もありませんので、次の項に進みます。

2. 雇用対策について

イ. 坂城町の現状は

経済危機のもとで非正規切りが進められ、正社員の人員整理が行われ、全国の失業率が5%を超えました。製造業を中心とした坂城町への影響は大変なものがあります。大手の希望退職を初めとして多くの会社が退職者を出しています。また、最近になって仕事を失う人が見受けられ、深刻さが増しています。坂城町での失業の状況はどうでしょうか。失業率をつかめているのでしょうか。上田職業安定所管内の有効求人倍率が県下で一番低く、職を求める人であふれている様子が報道されました。坂城町での有効求人倍率も上田とあまり変わらないのではないかと思います。どうでしょうか。特に若い人たちの雇用が心配されます。高校新卒者の就職率はどうだったのでしょうか。以上の指標から見て坂城町における雇用の実態をどのように把握しているか伺います。

ロ. 制度の活用状況は

国の2008年度補正予算による緊急雇用創出事業交付金、ふるさと雇用再生特別交付金による雇用の創出にかかわる事業展開が今されています。ばら祭りでの駐車場の案内など目に見える雇用の状況はありましたが、全体として、どれだけの雇用の創出ができたのでしょうか。制度の活用が十分できているのでしょうか。この事業は緊急避難的な一時しのぎの雇用と言えるものでして、制度利用にも制限や条件がありますので、なかなか思うようにいかないという声も聞かれます。問題点をどのように感じていますか、お聞きします。

また、14兆円にもなる国の補正予算が成立しました。経済危機対策と言われま

すが、今すぐ必要でない大型公共事業への大盤振る舞いは選挙目当てのばらまき予算と批判が集中しています。補正予算の中には緊急雇用創出事業交付金の補正と言えるものがあります。それは離職した非正規労働者や中高年齢者等への一時的な雇用、就業機会の創出等を行う事業の拡充を図ることも目的に、県に創設した緊急雇用創出事業の基金に3千億円を積み増したことです。全国で3千億円ですから、どの程度坂城町で利用できるか、大変疑問ですけれども、町が県に申請することで利用できるものです。早い対応が必要と思います。これまでと同じ就業期間は原則6カ月未満とされていますが、仕事の内容によっては、更新ができ、実質1年間に変更されています。どのような雇用創出を考えられるでしょうか。有効利用をしていただきたいと思いますが、そのことについてお伺いいたします。

産業振興課長（宮崎君） 私からは雇用対策について順次ご答弁させていただきます。

まず、坂城町における有効求人倍率というご質問でございますが、町を管轄区域とする篠ノ井公共安定所ハローワークにお聞きしたところ、町としてのデータの集計は行っていないということでございまして、管内の坂城、千曲市、長野市南部という管内の中で答えさせていただきますと、4月の有効求人倍率は0.34倍ということで、これは前年度と比較してマイナス0.53ポイントという非常に厳しい状況でございます。県の全体の平均が0.41倍と比較しても、さきに議員さんから上田の話が出ましたが、上田、飯山、伊那、須坂の管内に次いで低い数字ということでございます。

失業率についてですけれども、こちらについても、町としてのデータはございませんが、先日発表された全国の完全失業率は、議員さん言われたように5.0%ということで、都道府県ごとの完全失業率の発表は月ごとの発表ではなくて、四半期ごとの発表ということで、県の直近については1月から3月期ということで、3.4%ということでございます。この時点での全国平均は、4.6%ということでございますので、雇用情勢が非常に悪化しているということがわかります。

続いて、若い方、高校生の新卒者の就職率ということでございます。長野県の今春卒業した高校生の3月末の時点の就職内定率は97.1%ということで、前年同期を2.5ポイント下回って3年ぶりに低下をし、記録のある1993年以降で最低の数字というふうになっています。町内に在留する高校生の把握は、データとしてございません。そんなことで地元の坂城高等学校に状況をお聞きしたところ、今年3月に卒業した生徒の約32%が就職いたしましたけれども、最終的に希望した

生徒の皆さんのほとんどが就職できたということで、さらにそのうちの3割の生徒の皆さんが町の企業に就職していただいたということで少し安堵したところでもございます。

しかしながら、例年と比較して非常に厳しい雇用情勢であったために、就職先を選択する余地があまりなくて、また、専門的な知識を身につけるために技術専門学校等への進路を切り替えた生徒も数名いたというようにお聞きしてございます。

続きまして、次の制度の活用状況ということでございますが、国の経済対策によりまして雇用情勢が厳しい状況にある中で、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の雇用、就業機会を図るために、ふるさと雇用再生創出事業と緊急雇用創出事業が新たに制度化されたところでございます。

町でも、この春から小中学校の学習支援やフレンドリールームの講師、ばら祭りの駐車場担当等5事業11名の方の雇用をこれで創出し、今後も林道や作業道の環境整備、町有林の枝打ちや下草刈り等の事業により、さらに15名の雇用というように予定しているところでございます。

この制度の活用により、これまで財政的な理由により事業化できなかった事業を行うことが可能となったわけですけれども、対象となる分野の制約や県から交付される補助金が当初予定したものよりもかなり額が少なかったということで割り当てというような部分もございまして、実施する事業を絞り込まざるを得なかったという事情もあります。求職活動を行っている皆様については、先ほどもちょっと関連で出ましたけれども、できる限り正社員としての採用を求めて就職活動を行っているということで、現在、失業保険をもらっている方が失業保険を打ち切り、原則として半年以下の雇用であるこの事業の仕事に勤務していただくというのは実際には厳しい部分があるというのが実情でございます。

今回3千億円の緊急雇用創出事業が国の補正予算で予算化されたということでございますが、このうち6月、長野県議会では市町村分として8億5千万円が予算計上されておりますので、今後改正された交付要綱とともに町への交付額が確定してくると思われまます。この補正予算への対応につきましては、第1次の緊急雇用創出事業の検討の際に候補が挙げた事業や現在の町の課題等を勘案いたしまして、幅広く可能性を探りながら、町内で十分検討して事業選択等をしてまいりたいと考えてございます。住民の皆さんの雇用確保、町にとって有益に活用できるような、そんな事業ができればというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

11番（円尾さん） 町の有効求人倍率とか就職率、それが大変厳しいということは数字の中にもあらわれていたかと思います。それと同時に、失業保険をもらっている方がそろそろ切れていくという状況があるわけですよね。そんな中で、やはり再就職ということを考えたときに、今なかなかそれができない、就職がない。仕事がないれば本当に雇う方も雇っていけないんですから当たり前なんですよね。そんな中で、やはり制度的に本当に部分的なものであったり、条件がかなり厳しかったり、緊急一時避難的なものであったりしても、やはりそれを活用していくということがうんと大事だろうと思うんですよね。

今度の新しい制度の中でも直接雇用ということも可能ということも明記されているんですけども、今いろいろなことで今まで該当していなかったものを入れていきたいんだというお話もありました。じゃあ、具体的には大体こんなことを予想していますよというようなことが、目安があるんでしょうか。その辺についてお尋ねします。

産業振興課長（宮崎君） ただいま具体的にはどういう取り組みがあるのかというご質問でございますけれども、先ほどのご答弁の中でも申し上げましたけれども、私ども当初も本当に幾つかの事業を選びまして、より多くの申請をすることによって、より多くの雇用が図ればという取り組みをしてきたところでございます。そういう中で現在の対策になっているわけですが、ここで具体的にどうという部分は正直言います、ここで言うとなかなか固まってしまうので、本当に坂城町、幾ら来るんだということが、ある程度見えてこない、ちょっと言ったはいいけれども、そういう事業が採択できなかったというとまた誤解を招くもとになりますので、この場でのご答弁は避けさせていただきますけれども、いずれにしても、できるだけ広い可能性を拾う中で検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

11番（円尾さん） 課長がおっしゃるとおりだろうと思うんです。ただ、製造業が多い企業の町ですから、そういう中で、やはり県から来るお金がどうなんだというんじゃないで、やはり県への積極的なアプローチが必要だろうと思うんですよね。そういう点をしっかりやっていただきたいというのが私の本心なんですけれども、その中で、やはりいいものをできるだけ皆さんが少しでも潤うような仕事を提供できればということを考えていました。

時間の関係もありますので、3問目に入りたいと思います。

3. 基金について

イ. 基金の見直しを

この問題については、何年も前から感じていました。たまたま監査委員の任務もありましたので、今までは避けてきました。今回は質問したいと思います。

言うまでもなく、財源を有効に使っていくことが何より求められるのが行政だと思います。しかし、踏襲していくことが多く、見直しがなかなかできないのも行政だと思います。世界的な経済不況の中で財政が大変厳しい状況は誰も否定しません。今後もっと厳しい状況が予想されます。そこで財源の有効利用という観点から基金のあり方を検討し、見直していく必要があると思いますが、見解を伺います。

それぞれ目的を持って基金が創設されていますが、利子のみを利用して事業展開をする基金の中には残高が少額のため果実運用が不可能に近いものもあります。そして今の利率は大変低いわけですから、その果実運用というのはなかなか大変だろうと思います。また、ここしばらく活用されていない基金や役割が終わっているのではないかなと思われるものもあります。内容によっては、一般会計の中で対応できるものもあるように思います。半面、将来を見通して、もっと増額が必要と思われる基金、例えば3小学校の全面改築に向けての文教施設整備基金など、それに該当するのではないかと思います。そんなことを考えながら財政調整基金や減債基金、特別会計にかかわる基金を除いて目的基金のあり方を検討していくいい機会ではないかと思いますが、見解をお聞きいたします。

町長（中沢君） 基金の見直しについてお答えいたします。

基金につきましては、地方自治法と条例の規定によりまして、特定の目的のために財産を維持し、その運用を図ってきたところでもあるわけでございます。現在、一般会計に属するものが18基金あるわけでございます。町の今後の取り組みを考えたとき、子供たちの安全な教育環境の整備が不可欠でございます。20年度の最終補正予算で文教施設整備基金に5千万円を積み立てた、そして近い将来に備えたところでもございます。

お話のとおり基金残高が少額であるというものも出ておりますし、この数年、積み立てや取り崩しが行われていない基金もございます。老人福祉センター設備基金のように設置当初は有効に活用した実績がありますが、一定の役割を担ってきたところで、現在は積み立てる財源の確保が難しいというものもあるわけでございます。

今後も諸設備の更新ということは想定されることから、廃止までには至っていないけれども、基金でなければだめかなということもまたひとつの手法として考えられることでもございます。地域で初めての環境ボランティアグループが組織されて、町の環境美化の推進に携わっていただいた環境美化基金も、歴史は古いんですけども、現在、固定されているというものもございます。また、10年かけて中心市街地まちづくり計画等がございまして、この交付金事業を利用した取り組みだ坂城駅周辺整備に係る基金についても、本年度からまちづくり交付金事業の最終年度ということから考えますと、基金についていろいろ役割を終わったもの、あるいはまた類似なもの等はグループ化する必要があるかなと、こんなふうにも考えております。

基金全体につきましては、その設置の目的等があるわけですが、現状に即しまして残高の少量なもの等については、他の基金とグループ化していくということもあろうかなと。一案として、ふるさとまちづくり基金とか環境美化基金とか坂城町周辺整備基金とかはひとつのグループのものかなと。あるいはまた、水資源対策基金とか、ふるさと農業集落基金などもいろいろとひとつの流れにあるかなと。社会福祉基金あるいは老人福祉センター基金等もそれぞれ少額のまま残っておりますので、そういったグループ化も含め、また、役割の終わったものについてはなくしていくということで、新年度予算に向けて対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

11番（円尾さん） 基金については、新年度予算に向けて何らかの形が出てくるだろうと、今の答弁の中で思いました。そんな中で、やはりきちんと整理をしていく、それはもちろん条例や、いろいろなもので成り立って、議会の議決も必要になってきますし、そんなところでありますけれども、やはり早い時点で見直していくということが有効利用をしていくということに対して大切だろうと思っています。

今回は給食センターがいよいよできますので、そのことについてお尋ねしていきましました。やはり皆さん、新しい建物ができるということについては、目の前にそういうのがあらわれてきますから大変いろいろな意味で「ああ、そうなんだ」ということもあります。ところが、中でどういう形がとられていくのかということは、なかなか見えない部分なんですよね。そういう中はしっかりと検討していただいて、そして町民の皆さんにこういう雇用体制ができますよ、こういう管理をしていきますよ、こういうこともできます、町民の皆さんもこういうふうにご利用してください

というようなアピールをぜひしていただきたいと思いますし、それから、やはり皆さんの持っている知恵を最大限に出していただきたい。それを思うところです。

保育園については、私、ひとつ質問を落としてしまったわけなんですけれども、今現状の保育園給食がこんな形になっているので、ただ、ワークシェアリングをやっているからというお話がありました。しかし、ワークシェアリングの中でも、そのことが狭間でできてくるわけですよね。その中で本当にこの1年間給食が安全なものが提供していけるかどうかということは大変心配なわけですね。そういう点については、やはり本当に現実をきちんと見ていただいて、その辺で何か対応があるのではないかと、ほかに手をかすことができるんじゃないかと、そのことはやっていくことが大事だろうと思います。そのことについては、ぜひ総務課のところで、雇用ということを主にやっていますので、その辺でぜひ検討していただきたい。そのことが私は強く望むところです。

そのほか雇用についても質問いたしましたが、雇用については坂城町の独自のことがありますので、なかなか制度の利用とか行政が雇用をつくり出すということについては非常に限界があります。そのことは私も承知をしながら言っているんですが、今こんな状況だから行政がしっかりと防波堤になっていただきたいなというところがあって質問をしているわけです。そういう意味で、しっかりと対応していただきたいと思います。

そして皆さんばら祭りのことが多く話されました。私は薔薇人の会にも残念ながら協力はしていませんけれども、何度か見せていただきました。ゆっくりと人が少なくなった時間に行ってばらとの対話というのも経験したりしていました。

その中で何よりも私は感動したのは、やはり工業部会の方がつくってくださったモニュメントです。やはりこれが坂城の工業の技術なんだなというのを非常に誇りを持って見ました。そして夜にも行って光を観察してきましたけれども、やはり太陽光の中で本当にやわらかい光が出されているというような点で、これは坂城の工業を前面に出していくいい機会だなと、いい宣伝になるなということを深く感じました。そんなこともぜひPRの中で位置づけていただいてやっていっていただければ坂城の町のばら祭りプラスアルファという形が出てくるんじゃないかなということを感じていました。

多くの皆さんが努力をされて、それに参加されたことについては、本当に感謝するところなんですけれども、経済が厳しいときに何でこんなことをするんだなんていう

お話もよく聞きますけれども、今だからこそ、こういうことが必要なんだということをアピールしていく中で成功したことを私もうれしく思いますし、今後にどういふふうにつなげていくかということをしっかりと考えていただきたいと思っています。そんなことを願いながら質問を終わります。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

17日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後3時28分)

6 月 1 7 日 本 会 議 再 開 (第 4 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 林 春 江 君 |
| 2 〃 | 中 嶋 登 君 | 9 〃 | 宮 島 祐 夫 君 |
| 3 〃 | 塚 田 忠 君 | 10 〃 | 池 田 博 武 君 |
| 4 〃 | 大 森 茂 彦 君 | 11 〃 | 円 尾 美 津 子 君 |
| 5 〃 | 山 城 賢 一 君 | 12 〃 | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 〃 | 入 日 時 子 君 | 13 〃 | 柳 澤 澄 君 |
| 7 〃 | 安 島 ふ み 子 君 | 14 〃 | 春 日 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 中 村 忠 比 古 君 |
| 総 務 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| まちづくり推進室長 | 塚 田 陽 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 塩 澤 健 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 中 村 清 子 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 村 田 茂 康 君 |
| 教 育 次 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 青 木 知 之 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 山 崎 金 一 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) 学校給食の地産地消促進についてほか 林 春 江 議員
(2) 緑の松林を守りたい 柳 澤 澄 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（春日君） 最初に、8番 林春江さんの質問を許します。

8番（林さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

1. 学校給食の地産地消促進について

昭和48年に建設されてから30年以上の経過により施設設備は老朽化し、また耐震基準も満たされていなかった学校給食センターでありましたが、このたび食育・学校給食センターとして建設されることになりました。これを機に、現在、食の安全・安心志向を追い風に一段と重要性が増している学校給食の地産地消が促進されることを望むところであります。今議会開会初日、食育・学校給食センター建設の請負契約の議決に対し、町長は未来を担う児童生徒に安全・安心の学校給食を提供し、また、地産地消にもつながる施設にすると説明がありました。今後の展開に期待し、次の質問をいたします。

イ. 地元食材の利用状況は

生産者の顔が見える食材が、より安全・安心であるという地産地消の取り組みは、坂城町の学校給食センターにおいても既に進められており、種類や量についても増加傾向にあることは承知いたしておりますが、学校給食の食材のうち地元食材の利用状況についてお伺いいたすところであります。この地元食材というのは、あくまで町内産に限定してお聞きいたします。

まず、目標とする利用量及び利用実態はどのようなものであるのか、お聞きいたします。
また、地産地消を進める上で、課題としては、どのように把握しているのか。その対策はどのように取り組んでいるのか、あわせてお伺いいたします。

ロ．利用量拡大の取り組みについて

次に、現在、町内で調達している食材の種類や量はどのような状況であるのか。
また、それらに余力はあるのか、まずお伺いいたします。

さらに町内産の食材がより多く活用されるということは大変好ましく、利用量の拡大体制も必要ではないかと考えるところであります。そして新たな生産者づくりとしては、特に地域社会に大勢復帰された団塊の世代の皆さんたちのお力と、一方では、増加し続ける遊休農地との両者を連携した協力体制やJAなど農協関連とのタイアップ体制が考えられますが、そういった取り組みについてはいかがお考えでしょうか。あわせてお聞かせ願います。

ハ．子供たちによる食材づくりの取り組みを

学校給食の食材は、地域でつくった農産物をできるだけ多く取り入れ、さらに子供たちが自ら手がけた野菜や果物などを食することができれば、それは最良の地産地消であると考えるところであります。しかし、カロリー自給率が40%という我が国の農業生産状況にありながら、最近では農作業体験から遠のいている子供たちが多いという実態でもあります。種をまき、作物を育て、収穫の、そして、それを食するというその喜びを学ぶことは何よりも心豊かな人間づくりにもつながり、まさに新築される食育・学校給食センターが求める食育の最たるものであると私は考えるところであります。そのような体験を町内小中学校においても一部行っている学級もありますが、より積極的に1学年1作物づくりを目標とした取り組みが望まれますが、どうお考えでしょうか。以上で1項目の学校給食の地産地消促進についての1回目の質問といたします。

教育長（長谷川君） 林議員さんからの学校教育での地産地消促進について、今のところでご提案をいただきました子供たちによる食材づくりの取り組みをという提案についてお答えをしたいと思います。

ご指摘いただきましたように、坂城中学校の生徒がじゃがいも、たまねぎ、ねずみ大根等をつくって、それを学校給食の食材として使っているということでありまして、また南条小学校の児童の皆さんが、ねずみ大根をつくって販売したりもしております。児童生徒が自分たちがつくった野菜を給食で町内の児童生徒の皆さんに

食べていただくことと汗水流して野菜づくりに取り組む、これは喜びと成就感を感じることのできる教育活動でありまして、まさにご指摘のように立派な食育でもありますし、地産地消の教育でもあると思います。

しかし、これを1学年1作物づくりという目標という形にして取り組んではということになりますと、幾つかの難しい問題が発生してまいります。第1は、給食センターで食材として使う野菜は、ある程度の範囲での規格に合わなければ使いにくいという問題があります。これは給食をつくる上で、能率であるとか経済性という点では避けて通れない問題であると思いますし、ご理解をいただけることかと思えます。機械を使ってじゃがいもを処理するには、同じ形のじゃがいもを使うのは一番能率的であります。ですから、坂城中学で生徒がつくったじゃがいもも一定の大きさのものだけが給食センターに納入されていまして、極端に小さいものや大きいものは先生方に買っていただいたりして処理をしているという現状であります。今申し上げたように、規格に沿った野菜を児童生徒がつくることは大変難しいことではないかというふうに思っておりますし、先生方の力だけではちょっと大変で、地域の皆様のご指導も、あるいはお手伝いも仰がなければならないだろうと。さらに先生方の負担も相当増えるものと懸念するところであります。

2番目の問題は、栽培ということをする学校の活動時間をどう確保するかという問題であります。

学校での学習活動というのは時間単位ですべて計算しておりまして、教科、道徳の学習が1年間に、これは一番多い6年生あるいは中学生の場合ですけれども、840時間以上とりなさいということになっておりますし、しかも内容も学習指導要領できちんと決められております。そのほかに学級活動として35時間、総合的な学習の時間として105時間を学習するようというふうに定められていますが、こちらは学習する目的は決まっておりますけれども、内容につきましては学校で決めることができるようになっております。

坂城町の小中学校では、さまざまな特色ある教育活動を展開していただいておりますけれども、その学習時間の大部分は、うちの総合的な学習の時間を使っているのが現状であります。内容としては、ご存じのように草花や野菜、菊、ばらなどの栽培活動、学有林の活動、保育園や福祉施設を訪問しての交流活動、地域のお年寄りとの交流、あるいはこの間のばら祭りの開会式で披露されました太鼓演奏のように地域の伝統文化を学習するというような活動を通して地域の皆様との連携の上

で特色ある学校づくりが行われておりまして、児童生徒にとっては、ふるさと坂城というものを心に焼きつける貴重な時間として今使われております。

ところが、この総合的な学習の時間は今まで105時間でしたけれども、今度、英語活動が入りますと、このうち35時間はそちらに使わなければいけなくなりまして、ふるさと坂城に根ざした特色ある学校づくりは今までよりも時間が短縮されて、今までどおりに進められるだろうかという問題に今突き当たっております。

ご提案いただきました1学年1作物づくりという活動をもし取り上げるとすれば、この70時間、残った70時間の総合的な学習の時間をこれに充てるということになってくるわけでありまして。学校教育活動で学校の裁量に任されている部分、この部分は児童生徒にどんな力をつけてやりたいかとか、そのためにどんな学習活動をさせればよいかということ、児童の実態、地域の特性、それから教える先生方の専門性なども考えながら、それぞれの先生が英知を集めて立案して校長先生の許可をいただいて計画的に進めております。

現在、坂城町の各学校で行われている教育活動は、いずれもふるさと坂城を意識づけて、ふるさと坂城への思いを高めることのできるすばらしい活動であると思っております。もちろんご提案いただいた地産地消の教育も、その範疇として取り上げる価値は十分あるということは認めるわけでありましてけれども、先ほど申しあげましたように、総合的な学習の時間などの学校で裁量できる学習活動での目的に沿った内容については、学校の先生方を信頼してお任せいただき、温かく見守り、また、ご協力いただきたいと、こんなふうに願っておるところであります。以上です。

教育次長（塚田君） 私からは、イの地元食材の利用状況はについてからお答えを申し上げます。

地産地消の精神につきましては、近年、各地域の学校給食において取り組みが進められてきております。当町におきましても、平成15年度から良質で安心・安全な地元の農産物を学校給食に提供するために地産地消の推進を始めてきております。学校給食に地域の農産物を活用することは、児童生徒に地域の産業や文化に関心を持たせたり、地域において農業等に従事している方々に対する感謝の気持ちを抱かせるなど、食文化に対する教育的効果があると考えます。加えて顔の見える生産者により供給される食材は、安心で安全性が高いと言われており、さらに地産地消は郷土への思いにつながっていくものというふうに考えております。

坂城町での地産地消の目標とする利用量のご質問ですが、文部科学省の政策目標

としまして、学校給食における地場産における県内産の使用割合については、平成22年度までに30%以上にしていくという目標がございます。坂城町は19年度の金額においての野菜、果物の坂城産に占める割合は8%、長野県産の割合は27%、合わせて35%を達成しております。また同じく19年度の重量比の割合から見ますと、坂城産で10%、長野県産24%、合わせて34%となっております。文部科学省の目標は達成しておりますが、できるだけ多くの地元産の食材をこれからも多くの子供たちに提供していきたいというふうに考えております。

町の学校給食センターの地産地消の推進を始めた当初におきましては、坂城産の食材は、ねぎみ大根、大豆、巨峰、小麦粉、小麦粉はユメセイキ等の6種でございました。しかし、年々地域の理解も得られる中で、さらに新たな協力も得られるようになってきておりまして、納品量、食材の比量は確実に多くなってきております。現在の坂城産の食料の利用につきましては、先ほどの6種類に加え、野菜ではじゃがいも、大根、アスパラガス、ブロッコリー、ゴボウなどが加えられておりますし、果物では、あんず、プルーン、ぶどうではピオーネ、りんごでは秋映、信濃スイート、信濃ゴールドなどが納品されておりました、地産地消を始めたころに比較しますと、格段に食材の種類、納品量が増加している状況になってきております。

地産地消を進める上での課題でございますが、給食センターでは短時間で町内小中学校の児童生徒の給食を調理しなければならないということが課題であります。ある程度規格がそろったものであることや、1度に多くの量が必要とされます。効率性が重要になってくるということで、先ほど教育長の答弁にもありましたが、効率性・経済性の問題が重要になってまいります。じゃがいもですと、小さ過ぎたり大き過ぎたりすると調理に手間がかかってしまいます。さらに献立によっては1度に100kg近くのじゃがいもを必要とするときもございます。また、給食実施日より2カ月前に作成される献立立案時に食材の種類、納品量の確定が必要となっております。ですので、生産者とは食材の大きさの確認、納品量、それから納品日、納品時間の確認等十分に打ち合わせを行う中で献立の作成を行っていかねば納品に係るものについてのスムーズな状況が得られないという状況になっております。

それから、ロの利用量拡大の取り組みについてでございますが、先ほども申し上げましたが、給食実施日の2カ月前に作成される献立立案時に食材の種類、納品量の確定が必要となっております、そのときに決まっていなければなりません。ですので、献立立案時までに生産者が栽培し、収穫予定の食材の種類や量がわかれば

献立に取り入れることは可能でございます。

昨年度は子供たちに新米を食べてほしいという申し出がございまして、関係機関、炊飯委託業者と協議する中で村上産こしひかりを生産者から納品していただきました。また、今年度、中之条では大根を納品できるとの定年を退職した方々を中心にしたグループからの申し出もございまして、現在打ち合わせを進めております。また、農協につきましても、毎年1月末に開催されております地産地消推進会議において、昨年新たに生産を始めた果物の紹介、それから供給可能な果物の提案をいただいているところでもございます。

今後につきましても、現在納品されている坂城産の食材に加え、多くの品目の野菜、果物を取り入れ、取り扱っていかねばというふうに思います。また、計画的・安定的に食材が供給されるとするならば、地域の方々のご理解ご協力をいただきながら、毎日の献立の中に、より多くの坂城産の食材を取り入れた献立を考え、地産地消を推進してまいりたいというふうに考えております。以上です。

8番（林さん） ただいま教育長からご答弁いただいたことについてお伺いいたします。

1学年1作物づくりについては、食材が規格に合わなければ能率的な作業ができないとか、そういうことで、子供たちのできたものについても消化をしかねる場合が出てきて、それはちょっとどうかというお話がありました。それについて、今、次長の方からもご答弁いただいた中にも、やはり規格という問題が出てきました。

規格ということは以前も聞いたことがありますけれども、やはり規格に合わなければ能率的な作業ができないから短時間でやるには大変だというようなことと受けとめているんですけれども、この立派な食育・学校給食センターが新設されるということは、ある意味今までできなかったこともクリアできるような対応にして新しい食育につながるような設備になるのではないかと。また、そういうせっかくの新しい施設ですから、そういうところにも力を入れた設備が必要ではないかというふうに思います。今までだめだったことが、まただめでは、ちょっと私らは「ああ、そうですか」というような形に受けとめるのもちょっとだめになっちゃいます。そんなわけで、もう1度その辺、せっかくの新しい設備でもだめなのか、その辺を何かクリアできるような秘策は考えていただけないのか、その点についてご答弁いただきたいと思います。

教育長（長谷川君） 今ご指摘をいただいた点についてであります、大変申しわけ

ありませんが、詳しくはちょっとまだ把握をしておりませんが、今新しい食育・学校給食センターにどういう機械を入れるかで大体の検討が終わっておりますけれども、その中でじゃがいもの皮むき機が今までよりもどれだけ性能が上がったかということはちょっと、すみません、把握をしておりません。

今回の中で一番改良を加えたところは、食べた後の食器を洗う部分とか、それから今までなかった蒸すというような工程を取り入れる部分とか、そういうところでは随分新しいものを入れてありますけれども、ちょっと皮むきのところは、また調査をしてからお答えをしたいと思います。いろいろなものが入ってきて、そのひとつひとつに対応して皮をむく厚さを調節できるような機械があるという話は今までの検討の中ではちょっと聞いておりません。ちょっとその辺、また機会があったらお伝えをしたいと思います、よろしいでしょうか。お願いいたします。

8番（林さん） 先ほども申し上げましたけれども、せっかくの新しい設備では、今まで課題とされたものがクリアできるような体制を強く望んでおります。また、だめだというようなことは、先ほども栽培時間が確保で難しいというような答弁でもありました。やはりこれもちょっと工夫していただければ、土曜日とか日曜日とか子供さんの家族の方たちも交えての対応も今の時期、とても親が参加するというのもいい方法ではないかと考えますけれども、その点はいかがでしょうか。教育長からまたご答弁いただきます。

教育長（長谷川君） まず最初にですが、今、課長の方に聞きましたら、皮むき機については厚さを調節する機械は今のところ入れる予定はないと、そういう機械はできていないということで、今までどおりの機械を入れるという形だそうです。

それから、今お話をいただきました土曜日、日曜日というお話もございますけれども、これはもちろん地域の皆さん方にお手伝いをいただいてということも十分可能であればということをお考えですが、先生方の勤務の問題とか、そういう問題もここには絡んでくるかと思えます。ですので、私どもの方で、教育委員会として、こういうことをやってみようよということをお願いを申し上げるというよりも、先生方が、それならやってみようよということによってやってくれることについてはいいかと思うんですけれども、そこまでお願いすることは、ちょっと現在の状況では難しいかなと思えます。ご存じのように土曜日に参観日をやれば月曜日がお休みになるというようなことは今の学校の勤務体制でいいますと、とらざるを得ない部分がありますので、ご理解いただければというふうに思います。

8番（林さん） なかなか食育ということも地産地消を目指す対応の中で難点は考えれば考えるほど出てくるような気がいたします。先生が大変でしたら地域の人たちがかかわって、教育界とあと地域の人たちの連携の中で、ある程度は地域の人たちが率先して指導いただくというような方法もあろうかと思えますけれども、その辺もご検討いただきたいと思えます。

次に聞きたいことなんですけれども、今、次長の方から、新米ができたので、そのお米を使ったことが報告されました。そのお米について質問いたしますけれども、110kgの新米が使われたということなんですけれども、どんな形で使われたのか、その辺ちょっとお聞かせください。

教育次長（塚田君） お答えをいたします。

先ほどもご答弁の中でお答えいたしました、ぜひ地元産のお米を食べてみたいということで、20年度、11月になります、110kg、個人の方から坂城産のこしひかりを手配いただきまして、白米として給食に出させていただいたということでございます。以上です。

8番（林さん） 私の質問の仕方が悪かったのかと思えますけれども、どういう形ということはお炊飯の状況をお聞きしたかったんです。今まで学校の場合は炊飯をできる業者の方へ委託しているというようなことをお聞きしておりますけれども、そういう形だったのか。

それとその炊飯の形については、今後も外部へ委託していくのか、その辺も一緒にお答えいただきます。

教育次長（塚田君） お答えをいたします。

現在お米につきましては、週3回御飯の日を設けております。パンの日が2日。それから今後におきましては、ソフト麺が入ってくるというような状況にありますが、今ご質問の新米、御飯につきましては、炊飯業者の方へ委託をしております。今3回をやっておるんですけれども、今後の利用については、また増やしていく、利用する云々につきましては、また炊飯業者と協議をしていかなければというふうと考えておりますが、ご質問の利用については炊飯業者に委託しているということでございます。以上です。

8番（林さん） 今までどおりの炊飯の形態というように受けとめましたけれども、この点についても、私は町内でもお米が大分つくって余って提供いただけるような方もあるのではないかと思います。そういう人たちのお米も売っていただいて、町

内のお米を使わせていただきたいということを強く思っております。

町内産は全体のうち8%で、あと県内産、お米に限らず全部の治山のものが。あと県内産を合わせて文科省の目標には達成しているというご答弁でしたけれども、坂城町産のものをもっと増やすことが望まれます。そのためには、まずお米が一番ではないかと思っております。お米を坂城産のものを増やして、炊飯形態についても、高知県のある自治体で取り入れておりますけれども、学校へ炊飯器を持って行って学校でほかほかの御飯が炊けて、それを子供たちがいただくというような取り組みがされており、大分評価されております。

ついこの間の報道によりますと、やはり国でも2009年度の補正予算で農水省からの新たな地産地消の産直緊急推進事業として、学校給食における地場産物の利用拡大、米飯給食の推進に特に取り組んでいるという報道がありました。米飯の学校給食回数を増加することに支援をするということでもあります。そのために家庭用の電気炊飯器の購入費用を助成して、自校炊飯を進めているというような報道もありました。今こういう時代が来ているということでもあります。やはりよその業者に頼んだのを子供たちがいただくのではなくて、炊飯器を用意して、1クラスに家庭用の1升炊きか、1升5合炊きとか、その程度のものでしたら、そんなに数は要らないのではないかと思いますけれども、そういう考え方についてはいかがでしょうか。ご答弁を求めます。

教育次長（塚田君） 米飯給食の取り入れを多くしていけというご質問かと思うんですけども、先ほどもお答えを申し上げましたが、現在、週3回、パンが2回、それから10月から5月においては、またこの中にソフト麺というものが入ってきます。パンにおいては上田の製パン製造会社、御飯においては長野市と上田市の炊飯、先ほどの委託を出しているということで、炊飯加工に委託をしております。お米につきましては、坂城産を含め、それから主に更埴地域のお米を利用して、なるべく地元のお米を利用しているということでもあります。御飯、パンの委託に加えてにつきましては、加工の製造能力、それから配送計画いろいろございますので、坂城町だけの給食というわけではございませんので、他市町村とのバランスも考え、そういった給食、パン、ソフト麺というような状況も含まれて現在おります。

それから御飯については、炊飯後から配送までの温度管理、要するに温かいものを食べていただきたいという、そういうこと。クラスごとの容器の回収、洗浄等、パンに比べまして衛生上配慮しなければ、かなり多いこともございますので、現在

そういった専門の炊飯業者の方へ委託しております。ですから、今後お米の取り入れについて、子供たちへの米の消費拡大とかそういう面、それから取り入れについては協議をしてみたいと思いますけれども、先ほどご質問にありました自校炊飯という面につきましては、いろいろな課題がございますので、検討をさせていただくことになろうかと思いますが、ちょっと現状では難しいかなというふうに考えております。以上です。

8番（林さん） 新しい食育・学校給食センターの展開にとっても期待をしているんですけども、設備は新しくなるということですけども、内容についての進展はあまりないのではないかなと、ちょっとがっかりもしております。町長の議案説明の中でも、この建設により地産地消にもつながる施設にするという、そういうお言葉がありましたけれども、町長、その点どういうふうに考えているのでしょうか。一言ご答弁いただきます。

町長（中沢君） 学校給食というものは、坂城町において1中3小学校と多くの皆さんの食事を限られた時間でつくり、限られた時間に食べていただくという制約のある中での対応になるなど、こんなふうに思っております。学校教育でふるさとの食に親しむと、こういうことは大事でございますけれども、それがまた事業等の重荷になっても、これまた問題が生ずるなど。そういう状況の中で坂城町の場合に地産地消をより進めて学校給食へということになりますと、供給する側がもっとしっかりして、それに対応できる仕組みづくりをしないと、そういった機能の中へは入り込めないなど、こんな思いもございます。

また、地産地消そのものということを坂城に限定するのか、あるいは地域に限定するのか、県内に限定するのかという、これまた課題があるなど。工業製品が地域で限定されたら坂城の工業はやっていけないなどということもあって、その言葉そのものも時には広い立場で考えることも大事かなという状況の中で、坂城でとれたものは、できるだけ坂城でということと、先ほどちょっと気になったお話で、じゃがいもが一定の規格の中でと、この規格をもう少し手はかかっても広げるという努力、こういったこと等もしていかないと、この規格じゃなければということになりますと、農産物をより大事にしていくということの方からも離れてしまうなど。坂城町の学校給食センターが、あえて食育ということをかざして頑張っていくということでもございますので、いろいろ研究しながら地産地消の面、あるいは食という面から、より充実してみたいと、そんなふうに考えるところでございます。以上で

ございます。

8番（林さん） 確かにいろいろと課題がある中で、今のじゃがいもの話もそうですが、けれども、新しい施設の中でこういうことができたというようなものが今までの課題とされたことがひとつでもクリアされるような形になることを望んでおります。

それでは2つ目の質問に入ります。

2. 暮らしやすい地域づくりについて

かつて坂城町土地開発公社が分譲した住宅入居者を対象に行ったアンケート調査では、坂城町は便利で住みよい町という回答が多かったということもありましたが、スーパーなどの店舗はなくなり、また買い回りする交通手段にも利便性が欠けるなど、この近年で町は生活用品の購入にさえ事欠く事態となっております。生活面での不便さに、また不満を漏らす声もあちこちで耳にすることは少なくありません。とりわけ高齢者を初め車の運転ができない人たちにとっては切実な問題となっております。これらの打開策については、本来民間ベースで行うべきこととも考えますが、行政の支援、バックアップにより利便性に富み、暮らしやすい地域づくりにしていく必要があると考え、次の点について質問いたします。

イ. 買い物環境の改善策を

まず買い物環境を考えてみますと、本来ならば歩いて20分以内で買い物ができる環境が望ましいと言われておりますが、本町のほとんどの地域においては、生活をする上で最小限必要な生活必需品を歩いて購入することは困難な状況であります。このことは坂城町だけのことではなく、全国的な現象でもありますが、一方では高齢化が急速に進んでいるという実情を考えますと、特に高齢者の方々が歩いて買い物をするような住環境づくりを行政として取り組むべきではないかと考えるところであります。例えば空き店舗の利活用や資金援助などで新たな店舗づくり、また、現存する町内商店街の活性化対策として、町内お買い物運動のバックアップなど買い物環境の改善に向けた対策が早急に講じられることを強く求め、町長の見解を求めるところであります。

ロ. 便利な交通システムの導入を

町内には公共交通機関として巡回バスが運行されており、昨年の年間利用数は、およそ3万7千人、1日平均にして100人強に当たる人たちが利用されているということであります。特にびんぐし湯さん館への直行便ができたことが利用増につながっているとのお話も聞き及んでおり、大変結構なことであると理解はいたして

おります。

しかし、一方では、目的地への経路や所要時間等に難点もあり、その利便性には課題もかかえており、暮らしやすい地域づくりに向けては公共交通機関の現状をしっかりと見つめ、地域の足をどう守ったらよいか考えてみる必要性を感じております。わけてもますます進むであろう高齢化社会においては、高齢者の方々が元気に外出できる地域社会こそ、より豊かな社会と言える点からも、行きたいときに行きたいところへ乗せていってくれるデマンドバスや相乗りタクシーなどの小回りがきく便利な交通手段の導入を図るべきではないかと考えるところでありますが、いかがお考えでしょうか。

また、こういう取り組みを関係機関や利用者など関係者にも検討会のようなものを立ち上げるべきではないかと考えますが、この点についてのお考えもあわせてお聞かせいただけます。以上で2項目の1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 今お話の中で、坂城町が住みよいまちづくりの中で大事なことは生活、生活となると、その買い物ということが大きな課題になるわけでございます。そういう一時的には大型店が来ればというようなことで地域の商店街が廃れていったというような歴史的な過程がございます。その大型店が今度は自ら商売の成績が上がらないとやめたということにもなってしまうして、極めて遺憾な状況にあらうかなと。そうした中で商人の皆さんにいろいろやってくれと、これまた無理かねることかもしれません。

町がこの10年の中でいろいろな施設をつくってもまいりました。鉄の展示館、ふるさと歴史館、あるいはけやき横町等々。とりわけ坂城地域が買い物に不自由するという状況でもあるわけでございますが、そういうところの利用というものを町民自身が考えてもらわなければなりませんし、さらにまた、ばらのまちづくりの中で他の町村から来られる方が相当多いわけでございます。坂城に魅力を感じていただいて、坂城で食事、坂城で買い物のできるような、そういう状態づくりをしていくことが大事だと常に思っているわけでございます。具体的には、担当課長から説明させます。

そしてまた、私の方からは暮らしやすい地域という中では、交通システムということが大事であることは申すまでもないわけでございます。交通システムといえますと、各自でいろいろ自動車による対応もしているわけでございますが、公的な施設としても、それなりのものを充実していかなきやならないということでもありま

す。

坂城町の場合には、そういう面から言いますと、しなの鉄道がより利便性を高めていくので、そういう2つの駅をよく利用する方法、あるいはまた、巡回バスという面からの対応が当面とっているところでもあるわけでございます。

巡回バスにつきましては、10数年前になりましたでしょうか、福祉バスということで坂城が最初というか、この地域では最も早い時期に導入した経過がございます。そして国の政策等があり、現在は信州観光バスに委託して巡回バスを進めているということでもあるわけでございます。しなの鉄道による状況等をまず見ましても、それぞれ今、相当に利用されているということでもありますが、巡回バスについて調べてみますと、1日当たり127人でございます。これは19年あるいは18年に比べて1便当たりが11人ということで、前年の10人よりも上回っているということでもございます。定期的に町の中が巡回できるということは交通システムとしてはすばらしい要素だと、そんなふうに理解しているところでもございます。

今いろいろな面で工夫を凝らしているわけでございますが、ご指摘のデマンド方式は自ら求めて、それによって対応すると。それは個人の皆さん一人一人には庭先までという利便性をよく追求されますけれども、町全体の中で常に動いているということ、不特定の皆さんが利便できるという面においては、巡回バスの方がよりベターだと私は考えておりますし、とりわけ湯さん館等ができれば、そういった面での利便性はさらに増えているなど。そしてまた、経費の面を見ましても、他の町村より本当に効率的に費用対効果も上げているなど、こんな思いもいたしますので、あるところまでは住民の皆さんに歩いていただいて、そしてそれを利用していくというような方法をとることが大事ななど、こんなふうに思っているところでもございます。

しなの鉄道の関係にいたしましても、テクノさかき、あるいは坂城駅ともどもに受託を受けているわけでございますが、そのもの自身につきましても駅の受託料をいただいておりますけれども、町自身が負担をしているということにも相成るわけでございます。しなの鉄道の皆さんにもよく言うんですけれども、黒字経営になったとは言いますけれども、例えば坂城の場合には委託駅であるがために常に負担はしているんですよと、そういうものを解消すべきであるということ等も大事でございます。

ちなみにテクノ駅の利用者は年間で36万6,920人ということでございます。

1日に1,005人と、坂城駅では70万4,825人、これは延べ数でございますが、1日に1,931人ということでございます。テクノ駅については若干前年より増えておりますが、坂城駅の場合は、若干減っているということでもございます。こうしたものと、また巡回バス等をうまくつなげまして進めていくことが大事かなと。

先日、東部町の方が巡回バスに乗られました。夫婦で来られました。そして一言声をかけましたら、どうしてこの利用ができたんですかというお話の中で、うちの妻がよく情報を知っていて、時間表の中に坂城の巡回バスに係る時間表もあったと。それをつなげて来ると、坂城でおりて、そして湯さん館へ行って、そこで湯につかり、その次のバスを組み立てると本当に利便でありますと、こんな温かいお言葉もいただいたわけでございます。こういった仕組みをより有効に生かす方法でと私は考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

産業振興課長（宮崎君） 私からは買い物環境の改善策についてお答えいたします。

林議員さんのご指摘のとおり、町内における住民の皆様、消費者の皆様の買い物環境につきましては、利便性が高いとは言えない状況であることは十分認識しているところでございます。このような状況の一端として、先ほど町長からも話ございましたし、12月の議会でもご答弁申し上げたわけですけれども、町内の大型商業施設の撤退も原因のひとつというふうに思います。この大型商業施設が町内に進出する以前は、各地区において商店などが営業を行っておりましたけれども、大型店の支出がすべてというふうには申しませんけれども、多くの店舗が時間の経過とともに廃業や事業規模の縮小などといった状況になったと考えております。そうした中で町内の大型施設も撤退したということで、より身近な商店などの店舗が減少して地域の皆様の買い物環境が良好でなくなったというふうに考えるところでございます。

ご提案の中で空き店舗の活用など、そういう身近なところで商業の活性化というお話もいただいたわけでございますけれども、私ども商業インキュベーターとしてけやき横町等の入居を進める中で、商工会等が中心になっておりますまちづくり坂城の中でも一生懸命進めた経過もございます。そういう中でお店を営むと、業としてやっていくということは大変厳しいというようなことの中で、なかなか新たな店舗等を誘致といいますか、そこで業として成り立たせるというのは非常に厳しいというふうにも、これまた認識するところでございます。

そういう中で町内でのお買い物運動の展開ということでございますけれども、商工会の商業部会におきましても、大きな課題として取り組んでおります。そういう中で坂城町瓦版商人駅伝というような名前で町内の事業所の広告のチラシを新聞折り込みにより配布してPRすると。独自のチラシを企画してつくってPRしていきたいというようなことも今、企画されています。これは先ほども申しました商人駅伝と名を打っておりますとおり、その1から始まり順次各事業所の広告のチラシをつかって住民の皆さんに配布をします。この商人駅伝の効果も得る中で商工会を中心に11月にお客様感謝デーを実施し、町内の商店などの事業所の利用が促進されればと考えてございます。私どものイベント等秋にはねずみ大根フォーラムのようなものも企画しておるわけございまして、そういうものとのタイアップもこれまた大切なことだろうというふうに考えてございます。

中嶋議員さんにもお答えいたしましたように、7月上旬を目途に坂城町商品券の図案も矢口高雄さんの協力により変更されます。この商品券は町内の商店などを中心に92店舗が加入、加盟しております、町内事業所においてのみ利用可能ですので、この商品券の販売によって町内事業所の利用が進むことも期待するところであります。

いずれにいたしましても、ご案内のとおり車社会の進展などによりまして近隣の大規模商業施設への流出など、町内事業においては非常に厳しい状況が続くと思われましますけれども、商工会と連携する中で試行錯誤しながらも一歩ずつ地道に進めていきたいと考えております。

また、ご質問の中で町内スーパーがなくなりというようなお話もございましたけれども、大型店なくなりましたけれども、町内で頑張っておられる方もありますので、そこら辺を含めてこういう宣伝活動等通じて振興できればと考えているところでございます。以上であります。

議長（春日君） 簡明にご答弁願います。

建設課長（村田君） 私からも便利な交通システムの導入をということでご答弁させていただきます。

巡回バスの利用状況につきましては、先ほどもご質問の中にありました3万7千人強ということで推移しております。ご質問のデマンドバス、相乗りタクシーでございますが、これは先ほど町長の答弁にもありましたとおり、コストの問題がございます。基地局の整備、情報機器類の整備、通信システムの導入、オペレーター

人件費というような問題が出てくるわけでございます。

いずれにいたしましても、それぞれの地域にどんな公共システムがふさわしいのか、検討会の立ち上げについてもご質問をいただきましたが、坂城町の場合、地形的にも面積的にもひとつのエリアとしてとらえられる規模の中では、巡回バスをまず運行しながら、利用者のニーズにどのように対応できるのか研究していくことも大切ではないかと考えております。まず町担当部局において事業費的なものも含め、他市町村の状況をよく調査させていただいて利便性と費用とバランスを考慮しながら研究を進めてまいりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。以上でございます。

8 番（林さん） ただいまのご答弁をいただきましたわけですが、お店のことにしても車のことにしても、このテレビをご覧に、またお聞きになった方たちは何か希望が持てたのかどうかと私は思いました。

昨年11月の西友坂城店の閉店は本当に私たち町民にとっては打撃のことでした。12月議会で、西友の閉店というその痛手を機会に、今後の商店街の方向はどう位置づけていくのかと、その対策についてのお考えをお伺いいたしました。そのときの町長の答弁では「従前、上田や長野に商店があってもやむを得ないんだよと思ったけれども、これからは坂城町で何とかお買い物展開ができるような施策展開をやっていく」という心強いお言葉をいただいております。それに大変期待しております。これからもその希望は捨てずに頑張っていきますので、町長、よろしくお願いをいたします。以上で質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時12分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、13番 柳澤澄君の質問を許します。

13 番（柳澤君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に沿い、一般質問を行います。

1. 緑の松林を守りたい

実は昨晚、今日ここで申し上げる内容を知った娘から「人の健康は大事だ。松林とどちらが大事なの」と叱られましたが、私は娘を心底愛しています。同様に地域の人々や亡き父が、山の中は気持ちがいいなど、そう言っていた山林を心から愛しています。今、森林セラピーも盛んであります。雨上がりに山々の緑が気持ちよい

季節であります。

ところが、その中に点々と火事で焼けたかのような松の木が、この春は特に目立ちました。ことに岩井堂山南面の裾などは部分的に焼け跡のようです。それも木はちゃんと立っており、葉は美しく赤茶けて、この世の終わりのような感じさえいたします。松の緑を守りたい、このことは今回何人かの同僚が取り上げました。それだけ我が町でも大変な状況ということでもあります。繰り返しになる点が多いと思いますが、私なりに町長と一緒に考えたいのであります。

イ. 松枯れの現況は

平成8年9月の『朝日新聞』に「森林の立ち枯れ、全国で急増」という記事が掲載されました。酸性雨やカシノナガクイムシによるようだが、はっきりしないという内容でした。それ以前からアカマツの立ち枯れが目立ち始め、これは松の材線虫によるもので、これが松のマダラカミキリの体内に入って運ばれるということで、60年代から防除対策が進められてきたことは承知しております。この町の松枯れが特にここ数年、どのように広まってきたか。そして現在、全体のどのくらいが被害を受けているかを把握しておられるか、お聞かせ願いたいのであります。

また、松の立ち枯れは今後どのように広がると予想されているか、これもお聞かせください。

松枯れがこれ以上広がると、枯れ木の根は根元の土をぼろぼろにし、当然土砂崩れ等の災害を発生させます。災害が起きる前の対策をお考えでしょうか。

ロ. 松くい虫駆除事業について

町は、この事業に当初予算で2,436万5千円を計上、伐倒は1千 m^3 、薬剤散布は25haが予定されました。伐倒は何本を予定したのか。それは緊急に伐倒する必要な本数の見込みと同じ程度の本数だったのか、お尋ねをいたします。

また、伐倒する木1本の m^3 は0.7から1 m^3 くらいとのことでもあります。1千 m^3 はおよそ1,200本くらいになります。これの処理された確認はどうされているかと、対象にする木をどう決めているかです。というのは、単に m^3 だけでなく、この付近をという考えがないと、すぐ近くに被害木があっても、それは予定外だということで切り残す場合があるようでもあります。処理の確認と切り残す、そういった事情についてお聞かせをいただきたいと思います。

なお、線虫が侵入して活動し始めていても松枯れし始めないとわかりません。侵入していてもわかりません。伐倒駆除というのは後始末、戦後処理だと言わざるを

得ません。このことをどうお考えか、お聞かせください。

次に、薬剤による駆除事業であります。

5月27日の『信濃毎日新聞』が上田市の空中散布中止を報道、その中に坂城町の「上田市の決定は考慮せざるを得ない」とのコメントがありました。6月3日の防除対策会議を経て坂城町も中止決定と同じ紙上で報じられました。関係住民には突然という感じでありました。この会議は非公開だったとのこと。わざわざ非公開と報じられたわけであります。その理由をお聞かせください。

もちろん上田市等の中止決定だけが事業転進の根拠ではなかったと思いますが、薬剤散布中止を選択した内容と決意を改めてお聞かせください。

「本年度は代替策がないか検討する期間にしたい」とのコメントもありました。検討はよいとして、その間にも被害は広がっていきます。11日、岩井堂山の尾根の北側をヘリコプターが飛びました。坂城町として苜屋原や岩井堂山などの急傾斜で伐採の困難なところや尾根近くは空中散布、人家に近い麓からは伐採をしていくという組み合わせの選択肢はなぜなかったのか、お尋ねをいたします。

ハ．松枯れ防止は諦めるか

住民の健康に確実に影響するとなると、緑の松林が地域から消え去るとしても薬剤の空中散布は実施できません。かつて農業が今より元気だったころ、田畑に多くの薬剤が盛んに使われました。イナゴやタニシは話題になりましたが、人の健康はほとんど話題になりませんでした。生物の生態への影響が問題提起され、農薬の危険が問題になり、一斉防除は行われなくなってきましたが、虫の食べ残しの、食べた跡のある野菜が売れないため、今もある程度の農薬は散布されています。昨日カナリアの子供たちということについての話もありましたが、今、空中散布には毒性が弱く改良されてきたスミパインが使われています。防除が始まって25年の間、特にここ数年、森林への空中散布で町民からの健康被害という訴えや指摘が具体的にあったのか、お聞かせください。

一昨日はそういうことに関心のある運動グループに参加している人はお1人おいでになるがというお答えでした。昨日は被害の訴えが1人あったというふうにお答えがあったように聞きました。その辺再度お聞かせをいただきたいと思います。

松枯れの主たる原因は線虫でないという説の学者先生もいます。4月に上田創造館で行われた農薬空中散布を考える集会の資料の中に、約2万本のうち30%がマダラカミキリの害を受けていたが、枯れた松は58本だったと、58本にすぎなか

ったと。また、枯れた松の線虫によるものと感染していなかったものとの枯れた率はほとんど差がなかったというような調査結果もありました。が、松林の近くに住む人たちは薬剤による被害防止の効果を強く感じています。県も森林組合も線虫の被害木伐採は効果に限界があり、被害を抑える効果は農薬の空中散布だという考えであるようであります。殺虫剤も殺菌剤も決して生物の生存によくはないことは否定できません。また、逆に人間の生存のため、自然環境を守るため、必要悪的な面もあり、どこで折り合えるかが問題であるとは思いますが、原因にも異論があり、防止方法にも確たるものがない中ではあります。緑の松林が消えていくのを座視しているわけにはまいりません。今後の事業について諦めざるを得ないのか、どんなふうな内容を考えておられるのか。対策、また同時に町内関係地域の理解と連携をどうしていくか、お聞かせください。以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 緑の松林を守りたいという観点からの柳澤澄議員のご質問にお答えしてまいります。

私は常々申しておるのは、坂城町の四方の山々が緑であるということが誇りなんだと。その緑の中に千曲川が流れ、そこに工業があって生活が安定し、そしてまた、そこに諸々の文化があることが大事なんだということで、緑についてはそれなりに人一倍関心を持ち、大事にしている、そういう自負はございます。

田中知事時代でございましたが、急遽空中散布はやめるというお話があったわけでございます。そういう席上で私がかみついたというか、お話ししたのは、急にそういうことであるならば、緑が消えてアカマツ林に、荒れたときはどうなるんだというお話を申し上げました。そうしたところが、当時の知事は、「いや、それはやむを得ない。そうすると50年たったらまた出てくるから」と。それは誰のお話ですか、学者のお話ですかということの中で、そうは言っているいろいろ伐倒等いろいろ方法はあるけれども、急峻なところは大変なんですと。それなりの薬剤というものの毒性等をよく見ながらやる方向でというお話もしたわけでございますが、一応はそれは停止されたと。その後、空中散布のひとつの方法ということで助成の道も出てきたわけでございます。

私どもがこういった中で緑の松林を守りたいということで、町では副町長の柳澤を中心に産業振興課が、より具体的に対応しておりますけれども、先ほどの質問すべてに答えるには無理なご質問もあったかなと、こんなふうに思います。基本的に今緊急課題でございます松くい虫の駆除という形の中で何人かの皆さんがご質問い

いただきましたので、その面に絞ってお答えしてまいります。

松くい虫の防除事業でございますが、ご指摘のように昭和60年に坂城町でも松くい虫が確認され、そして伐倒駆除と空中散布の2つの柱建てをしながら進めてきたということでもございます。長野地域と上小地域の接点に当たる町でございます。よく言うんですけれども、千曲市も頑張ってお上田市も頑張ってもらわないと、おら一人で松くい虫の駆除、駆除と言ってもどうにもならない話だから、ともにやろうじゃないかということは常に申し上げているところでもございます。

松くい虫については、財政事情はございますが、今年でも2,436万円を計上しているということでもございます。

ちなみに20年度の長野広域における松くい虫対策に対する予算を申し上げますと、長野市では1,517万円、それと須坂市では1,061万円、そして千曲市では1,562万円、それと飯綱町では530万円という中で、坂城町は何と1,900万円を投じているということで、精一杯頑張っているということだけのご理解いただきたいなど、こんな思いもするわけでございます。

いろいろの報道の中で坂城町が今回そういった空中防除を凍結したというのは、これはまず上田市とか青木村が凍結したというのは健康の面からとのお話もありますが、加えて空中防除は坂城町がやるからといって1町でやると大変な額になってしまうわけです。これはできない話で、すべてみんなが頑張ろうというネットワークでなければ効果が上がらないということでもあろうかなど、こんなふうに考えております。

また、松くい虫の空中防除そのものについては、国、県の方でそういった面でのひとつの空中散布の方法もあるよということでもございますので、これから県といろいろお話しする中では、この許容範囲ならいいよと、健康にもそんなに害がない、そのためには周辺の人とも組んでという指針が出してもらわない限り、一人私はやりますわととっても、これは無理かなるお話でもあるわけでもございます。そういった面と、先ほど申し上げました広域的な面での対応があると。

じゃあ、今年度どうするかというお話の中では、早速県とお話をし合っているところでもございます。現在、坂城町で1,900万円ばかりの予算、20年度ですが、そのうち松くい虫を中心にした経費というのは5%で、残る90%余は一般的なお話で対応しているところでもございます。皆さん、松くい虫の空中防除と、それに絞って申し上げますが、予算的にはそういう状況であると。県と話す中で坂城

町がこれだけ一生懸命やっているならば、今回幾らかでも空中防除の分について、できるだけ応援はするから、それもできたら10分の10で応援してくれないかという要望の中で、そのような方向も考えられてきているわけでございます。6月、7月という限定の中での空中防除はもちろん凍結ということにいたしますが、年を通じてそういうことで知恵を絞りながら対応していくということで、何度も申し上げますが、坂城町はそういった松林を守る、緑を守るということに精一杯頑張っていることをご理解いただきたいなと、こんなふうに思う次第でございます。

産業振興課長（宮崎君） 私からは緑の松林を守りたいという表題のご質問に対しまして、項目に沿って順次ご答弁させていただきます。

まず、松枯れの現況はということでございますけれども、原因につきましては、松の材線虫によるもののほか、排気ガスによる大気汚染や気象の変化、森林の手入れ不足、他の害虫による加害など、いろいろな説があり、これらが複合して起こっているという意見もございます。県においてサンプル調査として枯れた松から検体を採取して分析した結果、松の材線虫が検出されていることから、これが松枯れの原因とされております。また、この松の材線虫と松のマダラカミキリムシの共存関係も解明されておまして、これにより周囲に被害が広がっていくと考えられております。

松くい虫被害量の把握につきましては、森林巡視員に委託をし、毎月2回パトロールを実施し、発見した被害木を伐倒駆除して駆除量を被害量として把握していましたが、昨年より駆除量が大きく上回る発生が認められることから、現在では巡視員の目視により被害量を推定しております。

これら市町村からの報告をもとに県で被害量を取りまとめておりますが、それによると全県では昭和56年の発生以来、平成7年度をピークにいったん減少しますが、平成12年度から再び増加傾向に転じ、平成20年度は夏の高温少雨の影響から5万7千 m^3 とピーク時に匹敵する被害量となっております。

当町を含めた長野地域についてはどうかということでございますが、昭和57年の発生以来、平成7年度に3万3千 m^3 の被害量を記録しましたが、その後大幅に減少し、近年ではおおよそピーク時の6分の1の5千 m^3 程度で推移してはいたりましたが、平成20年度には8,700 m^3 と再び拡大しております。

一方、当町が接点となっております隣接の上小地域では、逆に平成6年度ぐらいから急激に被害量が増加し、近年では上田市のみで県全体の40%を占めるにいた

っております。両地域の影響を受けると思われる当町では、昭和60年に被害が確認されて以来、平成に入って一時鎮静化したものの、再び増加傾向が続き、平成14年ごろから横ばいという状況が続いておりましたけれども、平成20年度には、やはり拡大し、24年間の中で最大の2,400m³となり、赤く枯れた松が目立ってしまうという状況となっております。

今後につきましては、気象条件に大きく左右されることから、はっきり申し上げられませんけれども、地球温暖化が進行していることを考えますと、拡大傾向になるのではないかと懸念するところでございます。

次に、松くい虫駆除事業に関してでございますが、当初予算計上時の見込み量でございますけれども、伐倒駆除で1千m³を予定しておりましたので、ここ数年の実績から推察すると、松の大きさという部分もあるわけですが、1,200本ぐらいということになります。伐倒駆除については、国、県の補助事業でございまして、内報いただいた900m³で発注をし、4月下旬から実施をしております。保安林など公益的機能の高い箇所を保全すべき松林といたしまして優先順位をつけ、指示をしておりますが、業者によっては何班かに分けて一斉に駆除に入る場合もございまして、調整はしているというふうには考えておりますけれども、どこかの箇所では予定量に達してしまったということもあるかと思えます。

また、地形や周辺の状態から伐倒が困難な松やその後新たに枯れたものもかなりございまして、切り残し等も見える部分も想定されるわけでございます。入札差金も含め、予算残額につきましては、県と協議をし、追加発注をしてみたいと考えております。

今後さらに枯れてくるということも考えられるわけでございますので、現予算ですべて処理をするというのはちょっと難しさもあろうかと思われそうですが、こういった夏枯れの松は、これから松のマダラカミキリムシが産卵をしますので、来年の春までには駆除するよう考えていきたいと思えます。その際には県等の支援もお願いしていきたいと考えているところでございます。

処理した後の確認ということでご質問がございました。

業者には一本一本写真を撮影していただき、提出させております。そういう中で抽出で職員が現地にて立会い検査を実施しているというのが実態でございます。

防除対策会議についてでございますが、これを非公開とした理由というご質問がございましたが、昨年まで特に公開、非公開を議論せずに開催してまいりましたが、

今回公開できるかという問い合わせが直前で実はございまして、近隣との関係の中で、やはり空中散布の凍結等に対するいろいろな議論をするというのが私どもわかっておりましたので、委員の皆様、地元の委員さんもおられますし、自由にご意見をいただくよう非公開とさせていただきます。

次に、急傾斜地は空中散布、人家に近いところは伐倒というような選択肢はなかったのかということでございます。

国の指導基準でもそのように定められております。以前から人家や畑に近い場所でも空中散布をしてほしいという要望をいただいているわけですが、これもできないということで、人家から離れたところのみ空中散布として実施してきたということでもあります。

しかし、今回健康被害を訴えておられる母親グループの皆さんは、化学物質過敏症の場合、空気の対流によってかなり離れたところでのわずかな量でも影響があると、そういうふうには訴えておられます。これに対して影響がないという裏づけを持ち得ていないことから、凍結という選択をさせていただいたと。それも一因というようなことで考えてございます。

次に、ハの松枯れ防止は諦めるのかというようなご質問でございしますが、6月3日に開催をいたしました21年度の坂城町松くい虫対策会議におきまして、今年度の空中散布凍結の方針が出されたわけでございますが、当然その議論の中で代替対策を求める意見が多数ございました。もとより町といたしましても、防災、環境、景観等の公益的機能の高い森林を守りたいという気持ちに変わりはありません。ご指摘のように費用対効果という面からは、空中散布に変わる防除対策は現在ないかなというふうに考えるところでございます。また、厳しい財政事情の中で、他の対策を大幅に増強するということに対しても難しさもあるというのも、またこれをご理解いただきたいというふうに思うわけでございます。空中散布を実施しないことにより今している苧屋原及び上平地区において松くい虫被害が増加することが、今までの効果ということから考えますと予想もされるわけでございますけれども、町内の他の地区においては、伐倒駆除のみで対応してきております。しかし、その結果、はげ山になったというような箇所は急傾斜地を含めてもそれほどはないということもございます。

今後、気象条件によっては松枯れが爆発的に増加する可能性を否定することはできませんので安易なことは申し上げられませんが、町全体の中で重点的に対

策を進める箇所を選定し、伐倒駆除を中心に対応し、その後の被害の拡大状況を慎重に把握しながら今後の方向を検討してまいりたいと考えております。

また、関係地域との関係につきましては、区長さん等と連携しながら対応していくことが治山という面からも重要と考えています。苅屋原地区を初め急傾斜地で土砂災害により住宅等が危険にさらされる恐れのある箇所につきましては、この治山という部分の対応について県に強く要望していきたいと考えています。上平地区におきましては、地域として松茸山の再生なども検討し、地域住民による松くい虫防除対策も考えているというご意見もいただきましたので、県や森林組合の支援、協力を得る中で間伐による松林の健全化等を検討してまいりたいと考えております。

このほか新たな防除対策の開発についての県等への働きかけや過去に空中散布を中止した自治体におけるその後の状況や対応などの情報収集なども行っていきたいと考えています。

今年度東北信においては唯一隣接の千曲市が空中散布を実施いたしますけれども、来年度以降、さらに厳しい事態になるというふうにも考えられますので、県に広域的な対策についてリーダーシップを求めていくということとともに、近隣市町とも連携をして進めていきたいと考えておるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。以上であります。

13番（柳澤君） お答えいただきました中で2点先にお尋ねをするわけですが、先ほど申し上げましたように、県森林組合もそんなふうに話をしましたら認めているんですが、伐倒駆除というのは、もう虫がほかへ移っちゃっているかもしれない木を切っているんだと。線虫が入っても枯れてこない、少し葉の色が変わってこないと切る対象にならないから、伐倒駆除というのはなという、こういう話であったわけでありまして。町長さんが言われたとおり、2,400万円の中の大部分が、1,900万円が伐倒費用だということで、それだけ真剣に考えていただいていることは十分わかるわけでありましてけれども、そういう点でも伐倒ということについてどうなのか、どういうふうにお考えか、お聞かせをいただきたいと思っております。

それと関連してでありますけれども、その伐倒が坂城町中の松枯れの始まった松を一気に切ってしまうなら価値が相当あるんだろうと思うんですが、これはお金の関係もあるから仕方がないといえば仕方がないわけでありましてけれども、幾つかに分けて切っていく、それだけならまだしも、例えばこの部屋、廊下から向こうへちよっとないから、この部屋だという、こういう考え方で切ればいいんですが、この

机のここまでが何㎡の部分だからといって、そこに2、3本あっても残してしまってしまっているという実情を地域では見ているわけなので、そういう意味での確認という、そういうことを先ほどのお話の意味の確認でなくて、あれは切って山にして覆ったという確認であろうと思うんですが、そういう伐倒の価値を少しでも高めるための、そういう確認という点での確認されているのか、これからされるか、その2点についてお聞かせをいただきたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） まず2点ご質問いただいたわけでございますけれども、伐倒駆除のあり方といいますか、効果ということでございます。

確かにご指摘のとおり、もう既に松に虫が入ってという、それで赤くなっているものを伐倒しているという部分でありますので、事前の予防というわけではないので、その辺の効果というと、事前に予防的なものができれば一番いいんですけども、現実的にはそういう中で今、伐倒駆除という方法しかとり行われていないというようなのが実態でございます。

そうはいつでも、効果云々といっても専門家等のお話を聞くと、やはりそれなりによそへ広がらせないという部分の中で効果があると。ですから本来は松林そのものが健全で丈夫な松が育てば、それにこしたことはないわけでございますけれども、少しでも広がりを抑えていくというような部分の中での対応、一般的に言われておりますのは、前年と同じ水準を維持するには最低でも9割は伐倒していかなきゃいけないというようなお話もあるようでございますけれども、そんなところで私どもとすれば、町長も申し上げましたとおり、一生懸命取り組んできていると。特に空中防除、これで今年凍結という部分でございますが、少なくとも今年度分については、時期的にはちょっと課題もありますけれども、できれば全量駆除に向けて県等と連携をしていきたいというふうにも考えているところでございます。

それと今言ったように、今の伐倒駆除の確認という部分で、今おっしゃっているのは被害木になるのに途中でやめたというようなお話をいただいているわけですが、基本的には業者委託という部分でございまして、予算の中で動いていることは事実でございます。そうはいつでも、私の認識する限り、本当にそれでやめるという例がどれくらいあるかという、業者からお聞きになったのかあれですけども、私からすれば、基本的な部分からすれば、それなりの駆除はしているという認識でございます。

もちろん私どもについても、検査体制については、より厳重にするようにという

指導はしてまいりたいと思うわけでございますけれども、そうはいつでも、やはり予算で動いてしまっているということと、それと今回についても、これは入札でやっている話でございまして、さきの答弁でも申し上げましたが、入札差金についても私どもとすれば、じゃあ、その時期で効果はどうかという部分がありますけれども、少しでも被害の拡大を防ぐために、それについても使いながら全量駆除に向けて、目的に頑張っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

13番（柳澤君） 真剣に大きなお金を投じて取り組んでいただいているということからしても、薬剤を使わないもうひとつの残された方法が伐倒であるとするれば、そのお金を無駄にならないように少しでも使わなきゃならないという意味で今2つの点を申し上げたわけでありまして。たとえ1本でも2本でも残るといふ、近くで残るといふのは、それがもとでまた飛ぶという、カミキリが飛ぶという、そういう可能性があるということ、目先にあつたらついでに切ってしまう、m³を超えていようが、お金が超えていようが、そのぐらいの配慮をするよう指導をしていただきたいと、そんなふう思うわけでありまして。

限られた時間の中でマダラカミキリがあちこち飛び回るように、そんな内容になりましたので、町長からいろいろですべてについてはとも言われたんですが、それにしてもいろいろお答えをいただいている中で、やはり自分なりに薬剤散布をできないとすれば、松の枯れていくのを見ているしかないのか、広がっていくのをただ見ているしかないのかというような気持ちになってきてしまうわけでありまして。

防除対策として県や森林組合でも空中散布、伐採のほか、先ほど課長も触れられましたが、松を強くするための土壌改良あるいは幅2kmあけて被害防止帯とか、それからまた、松林の間に2kmの広さの松以外の森林をつくる、盛んに樹種転換といって奨励されていますが、これには補助率10分の7以内の補助金を出すというようなことも県では言っていますが、今申し上げたいずれを考えても、労力や費用、それから、この町の地形といったようなものを考えた場合には、簡単ではありません。県が地域でグループをつくってそういうことをやるとすれば、それを指導するための改良普及員をいつでも派遣しますよと、こんなことも言いましたけれども、いろいろな点を考えると大変難しいことになろうかと思えます。

千葉県森林研究センターは、地上部での薬剤散布がどうしてもというか、極めて効果的だということで、その方法をいろいろ言っていますが、地形によっては無

理だから空中散布ということになるわけでありまして。それと同時に、虫の名前まで記録してありませんが、天敵の微生物があって、これをヘリコプターで布の塗りつけ、塗りつけるというのか、布にあればヘリコプターから森林の上に落とす、そうすると大変効果があるという結果が出ているようですが、まだ実用化にはどうもなっていないようであります。

いずれにいたしましても、空中散布あるいは何らかの形の薬剤を使うことを考えていただくか、松枯れがどんどん広がっていくのを見ているか、そのどちらを選ぶのかというような感じになってしまうのであります。あまり決めつけることでもないんですが、ただ、対流する空気によって薬が広く飛散するという、これもきちんとした調査結果があるわけでもないようであります。いろいろ考えると判断は確かに難しくなってくるわけであります。

どうも、繰り返しになりますが、いかんともしがたいかというような思いになってしまいうんですが、町長の顔を見ていると、本当は空中散布を中止はしようはなかったんだわというふうにも見えるわけであります。いったん決めたことをもとに戻すということはなかなか困難なことです。ただ、今年はいったん凍結というふうに言われました。凍結した氷はちょっと温まると解けます。社会的には凍結というのは一時保留というような意味があって、多く再開もしています。今まで申し上げたようなことをお考えいただいて、方法はいろいろ工夫するにしても、あるいは隣接県とも連携と同時に強く主張して、来年は方法を考えるということに当然なりませんが、何とか空中散布なり薬剤を使ってという、そういう方向で検討するという決断を表明されませんか。町長にお伺いいたします。

町長（中沢君） 柳澤議員の高い見識の中でいろいろなご提案もあったわけですが、それは行政というよりも研究機関、国でいろいろ指針を出していただかなければ私は困っちゃうなど、これまた実感でございます。先ほども申し上げましたように、坂城町は松くい虫あるいは松林を守るということで精一杯やっていると、予算もできるだけということで、限界に近い対応をしているということは自負しているわけでございます。

そういう中で、今お話がありましたように、国、県が補助金という制度を持っており、それを空中散布もいいよと言っていることであるから、そういう手法があるわけですが、たまたま市町村お任せだということではなくて、こういう薬品でこういう濃度だったら毒性はこうだと、例えば農業の場合におきましても農薬は

利用されているわけですので、そういった研究データによって、こういうことをすれば空中散布もいいんじゃないかという方向を出してもらわないと、この1市町村でということは極めて難しいなという思いがいたします。

もうひとつ毒性とあわせて、空中散布となると坂城町ひとつということでは経費がかかり過ぎまして、ほんのわずかだということにもなりますし、従来自然現象の中でのお話でございますので、県が集中的に、この地域はこういうことをやらざるを得ないから、こういった手法でやれば、より安く効果的にできるんじゃないかということも見立てないと、その決断はなかなかできないなと、そんな思いがいたします。

そうした面については、私自身個人的にも行政関係者には申し上げておりますし、また地域の懇談会等の中でも問題は提起していきたいと思っておりますけれども、研究の分野の関係というのは、そこまで私どもが、こういう虫をやったらどうだとかこうだとかというのではなくて、こういうことがあれば効果的だよという、その指針の中で行政は対応せざるを得ないなと、こんなふうに思っているわけでございます。

凍結という、その言葉そのものも心して使ったわけでございます。今までこうあったけれども、中止だと。おい、ちょっと待てよと。中止じゃないよと。考える時間が欲しいんだと、これが1年になるか2年になるかは別として、こういう期間の中で空中防除というものができて、そういう薬品が開発されないかということもなかなか難しいけれども、期待しながら対応していくことが大事だなと、こんなふうに思っております。要は命にかかわる話ということがおじょうさんのお話の中でも出たように、それも原点でございますので、そういうことを踏まえながら対応してまいりたいと、こんなふうに考えております。以上でございます。

13番（柳澤君） 今議会の一般質問の中で何人かがばら祭りに触れました。私も薔薇人の会の片隅に籍がありまして、何日かお手伝いをしたわけです。町長さんの言われる緑の山の真ん中でばらを背にして来る車、帰る車、私は意識して「ありがとうございます」と。口も動かしながら「ご苦労さまでした」と声をかけました。そうしましたら、4割ぐらいの車が帰りには手を上げたり、こっちより先に頭を下げたり、中にはとまって窓をあけて「ご苦労さん」という声をかけてくれたり、それから中には「湯さん館へその橋を渡って行けないかな」とか「鉄の展示館はどっちへ行ったらいいかな。地図を見たけど、よくわからない」とかいろいろな会話もできたわけでありまして。

ところが、ふっと顔を上げると、千曲川の向こうの松のところに点々と赤い色が見えるわけであります。薬剤を使うか、枯れていくのを見ているだけかというふうにどうしても。短絡的に考えてしまうことはよくないのかもしれませんが、いずれにしても今、方法がまだ見つかっていない、いいやり方ができていない、どうしようもない、それを聞きながら、と言っている間にも松枯れは広がっていくわけであります。

そういう意味でマダラカミキリの発生期は1期目は6月の初め、2期目は6月の中旬ということで、今年はもう枯れた木を切るだけでしか効果はないのかというふうに思いますが、ぜひ人体に限りなく安全な方法を考えていただかなきゃなりません。が、薬剤を使ってという選択を、先ほど町長さん、あちこちのいろいろな関係のことをお話しになりましたが、そういう中で、ぜひ町長のすぐれた能力でのリーダーシップで「おい、そんなのんきなこと言ってないで、こういうふうにするじゃないか」というような形で話が前へ急いで進むようにご努力をいただきたいと思えます。いずれにいたしましても、来年の今ごろ、まだこんな話をしていなくてもいいような英断を心から期待して一般質問を終わります。

議長（春日君） 以上で通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから18日までの2日間は委員会等調査のため休会にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから18日までの2日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月19日、午前10時より会議を開き、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後12時07分)

6月19日 日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 林 春 江 君 |
| 2 〃 | 中 嶋 登 君 | 9 〃 | 宮 島 祐 夫 君 |
| 3 〃 | 塚 田 忠 君 | 10 〃 | 池 田 博 武 君 |
| 4 〃 | 大 森 茂 彦 君 | 11 〃 | 円 尾 美 津 子 君 |
| 5 〃 | 山 城 賢 一 君 | 12 〃 | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 〃 | 入 日 時 子 君 | 13 〃 | 柳 澤 澄 君 |
| 7 〃 | 安 島 ふ み 子 君 | 14 〃 | 春 日 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 中 村 忠 比 古 君 |
| 総 務 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| まちづくり推進室長 | 塚 田 陽 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 塩 澤 健 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 中 村 清 子 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 村 田 茂 康 君 |
| 教 育 次 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 青 木 知 之 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 山 崎 金 一 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 陳情について

第 2 議案第 28 号 平成 21 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について

第 3 議案第 29 号 平成 21 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

追加第 1 発委第 4 号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省地方出先機関の存続を求める意見書について

追加第 2 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「陳情について」

議長（春日君） 総務産業常任委員会に審査を付託しました陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「陳情第 2 号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）趣旨採択」

議長（春日君） 日程第 2、議案第 28 号以下日程に掲げた議案につきましては、すべて去る 6 月 8 日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第 2 「議案第 28 号 平成 21 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） 3点ほどちょっと説明をお願いします。

まず歳入の関係でございますけれども、ページは10ページ、教育費の関係、前でもいいんですけれども、この財源なんですけれども、コミュニティ助成金というのはどういう助成金だか、どういう背景・根拠が財源にあるのか。諸収入のコミュニティ助成金250万円。これをちょっと歳入の関係で説明をお願いいたします。

それから、7ページでございます。歳出の関係でございます。

農地費の関係でございますけれども、これが町単事業700万円の当初予算に関して87万4千円、1割強減額するわけでございます。これはどういうことなのかということをおちょっと説明をお願いします。

そして、その7ページの上の方でございますが、010613の農道等基盤整備町単事業、220万円増えているわけでございます。当初予算の165万8千円に比べて倍ぐらいになるんですけれども、これは追加というか、どこを整備するということでこんなに当初予算の倍も補正をするかということをおちょっと説明をしてください。

それから、もう1点でございますけれども、ごめんなさい、さかのぼっちゃって。5ページでございます。いわゆる中央組合の追加費用の1の総務費の一般管理費でございますけれども、580万円も共済費が増えるわけです。当初予算でも6,512万円計上してある、さらに1割近い増額の理由というか、説明を。以上3点をお願いします。

教育次長（塚田君） コミュニティ助成の助成金の内容ということですが、これは財団法人自治総合センターの方で行っているものでありまして、この事業は宝くじの普及及び広報事業の一環として、宝くじですね、その一環として行われているという事業であります。この事業を受けた施設または備品等には宝くじで受けたんだよということを明確に表示して市町村の広報紙等へ広く普及していくと、そういった助成の事業でございます。今回うちの方では坂城陣太鼓がかなり傷んできたり、備品が足りなくなってきたもので、そちらの方へ対応はしていきたいなというふうに考えております。以上です。

産業振興課長（宮崎君） 私からは7ページの町単補助事業と農道等基盤整備町単事業についてご答弁させていただきます。

まず町単補助事業の減額87万4千円、これについてはどういうことかというこ

とと、それと今の農道基盤整備の関係、倍ぐらいいに増えているというご指摘でございましたが、これにつきましては、歳入の方にもございますが、地域発元気づくり支援金をいただくことができた。いただくことができたというのは、地元の皆さんがいろいろ手を出す中で事業を進めるという、町単事業の中にそういう事業もあるんですけれども、その部分について元気づくり支援金をいただけたというようなことで、財源を振り替える中で、ひとつは農道等基盤整備町単事業を今まで町単事業だったんですけれども、これを外へ出す中で町単補助事業としての取り組みを進めていくと、こんなことで、財源の関係で町単補助事業87万4千円減額とはなっていますが、上の今回補正させていただいた部分も町単事業ということでありまして、総枠とすると町単事業そのものは増えているというようなことで、832万円というようなことで増えているということをご理解いただきたい。

箇所については農道等基盤整備町単事業については平沢線等のオーバーレイと今、上平地区の七曲線のコンクリート舗装があるんですけれども、これらの改修ということで、町単から抜き出したその2事業について対応する予定でございます。以上です。

総務係長（青木君） 私の方から共済組合の追加費用ということでご説明させていただきます。

共済組合の追加費用につきましては、現在の共済年金が昭和37年に現在の方法に制度化されておりました、それ以前につきましては、全額税による恩給制度というものでやっておりました。昭和37年度に恩給制度から共済制度への切り替え時におきまして、既に公務員という形で勤務されていた方につきましては共済組合へ自動的に切り替えがされたという経過がございます。共済組合と恩給制度の両方に加入していた方、この方につきましては、退職した時点で共済組合へ加入していたということで、恩給制度分についても共済年金の給付の対象ということで計算をされております。そのためには共済組合へ切り替えた以降、以前の分につきましては、年金の積み立てがないということで、その部分につきまして地方が負担している部分がこの共済組合への追加費用分ということでございます。

共済組合の追加費用分の負担につきましては、地方公務員等の共済組合法施行規則によりまして毎年総務大臣が負担率を定めるということになっております。今年度の負担率につきましては、給与分の1千分の50.2というのが負担率ということで、この4月1日に告示されたということを受けまして、今予算に不足分を追加

上程させていただいた分でございます。以上でございます。

1 番（田中君） ただいまの共済組合についてはわかりましたけれども、これはこの先、そうすると恩給が積み立っていない人、37年から共済制度になっているんですけれども、もう既にその人たちは退職しているんだけれども、まだ積み立て不足ということは、国における恩給を共済に振り替えた、その財源がないから、それを地方ですべて負担していくという考えでいいんですかね。ちょっとそこだけ。

それから、ちょっとついでに産業振興課長にちょっとお伺いしますけれども、そうすると、いわゆる県の地域発元気づくり支援金が入ったから振り替えたという、財源を振り替えたんだけれども、だけどやることは一緒だということでもいいんですかね。当初した町単の分は。さらに増えたということで。

そこで、そういうことであればしようなくて、むしろ少し増高になるということでもいいんですかね。

それと課長にちょっとひとつ落としちゃったんですけれども、次の8ページの商工振興補助金320万円、これは今年の当初では、たしか200万円減らしていたんですけれども、ここで320万円復活するということは、どういう事業をやろうとしているか、その説明もちょっとお願いしたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） ご質問に対して順次ご答弁させていただきます。

まず、町単の補助の関係でございますけれども、これにつきましては、従前のものよりも、より多く短期間でできるというようなことで拡充させていただいたというご判断でよろしいかと思えます。

続きまして、商工業振興補助金でございますけれども、これは企業等が設備投資したものの固定資産税相当額を振興条例に基づいて助成するというようなことでございまして、3月の当初予算の時点では、その金額が固まっていなかったと。要は前年度の1月1日付ということでございますけれども、固まっていなかったということで、当初予算ではそんな関係もあって若干減っていたという部分もあったと思うんですけれども、これで額が確定いたしましたので、ここで全額について、それが320万1千円不足分を計上させていただいたというようなことでございます。

これについては、商工業振興審議会等を開催する中で、これから交付等については正式に決定をいただくわけでございますけれども、今の積算の中で、固定資産相当額、これはもう額が固まっていますので、その分を計上させていただいたということでございます。今年のところは、現在の中では企業さん等から24件、それと

指定施設等で、指定施設というのは公害防止関係の部分でございます。それが1件ということで、25件についての申請をいただいております、それについて交付の予定でございます。以上です。

総務課長（宮下君） 昭和36年以前にお勤めになっていらっしゃった公務員の方に対する負担につきましては、ただいま係長の方から申し上げましたとおり、地方公務員等の共済組合施行令で負担の割合が決まっております。ですので、その方々につきましては、行政といいますか、町、地方がそういった分まで負担をするというふうになっております。

ちなみに昨年度の負担率が1千分の40.2というものが今年度の負担が1千分の50.2ということで、負担率が高くなっております。支給にかかります追加費用につきましては、いろいろな事情で当然年々減る傾向にはなっておりますけれども、一方では、現職でおります職員数というのも集中管理の改革プラン等によりまして、やはり職員数も減ってきているというような状況もありまして、増加する場合もございます。21年度分の追加費用につきましては、今年の給付の見込みの追加額と前々年度、19年度の精算分も含めて精算をされているということで、ここで金額が定まったということでもありますので、今回こういうことをご提案をしていくというものでございます。

6番（入日さん） 3ページの歳入で款13国庫支出金項2国庫支出金目4の説明で002安全・安心な学校づくり交付金373万9千円となっておりますが、給食センターのソーラーの補助金にしては少ないのですが、給食センターの会議費とあれに使われてはいるんですが、これはどんなあれで。ソーラーの補助金は載っていないんですが、それはどうなっているのでしょうか。

それから5ページの民生費の中で隣保館の修繕料が43万5千円になっていますが、この修繕料はどんな修繕をするのでしょうか。以上です。

教育次長（塚田君） 歳入の質問の中で教育費の国庫補助金373万9千円、安全・安心な学校づくり交付金ですが、これは学校給食センター建設における交付金の増額分というふうに考えていただければいいです。一昨年からの国の経済対策等いろいろな事業の中で、国で、余ったというとな変になるんですが、国の方から配分できる金額が多くなってきましたもので、その分が余計に交付されてきたということです。

それからソーラーの金額については、今現在、国の方と申請をしております予

算等出しております、町長からも答弁がありました、臨時なり補正なりで今後の対応ということになるかと思えます。やっていくという位置づけで今、対応は進めております。以上です。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

民生費の隣保館運営費の修繕料ですが、1階の奥の20畳の畳の間のエアコンが建築当時のままで今まで使っておったんですが、これが壊れまして、エアコンの修理代ということでございます。

6番（入日さん） かなり隣保館も古くなってきていて、使用頻度もすごく高いんですよね。あそこは坂端区の第1次の避難場所にもなっていて、ああいう公民館とか集会所関係の耐震や何かは学校の耐震が済んでからということでしたが、そういう意味で非常に頻度の関係と密集地であり、本当に外壁の修理だとかいろいろな修理が今までなされているんですが、あのところを今後どうするのか。また、ずっと隣保館として使っていくんなら、耐震だとかそういうこともきちっと早目にして避難所として危なくない施設にしなきゃいけないと思うんですが、その辺の展望はどんなようになっていますでしょうか。

企画政策課長（片桐君） 避難所にもなっておりますけれども、隣保館以外にも各地区の公民館なりが1避難所というような対応になっております。

隣保館につきましての耐震の計画でございますが、小学校をまず大優先ということになっておりますので、その後の計画になるかというふうに思っています。隣保館につきましては、当面、隣保館として使っていくという考えで私の方では考えております。

11番（円尾さん） 1点だけお尋ねします。

5ページ、歳出の総務管理費に関連してお尋ねしますが、議会初日の日に繰越明許費の報告がありましたが、その中で定額給付金の関係の繰越明許があるんですけども、過日の新聞報道などで、どの程度のものが給付されたかというような状況が発表されましたけれども、その中で特に気になったのは、宛先が不明なんだという件数がかなり坂城町は多かったわけですよね。その辺についてご説明いただきたいと思えます。

総務係長（青木君） 定額給付金の宛先不明ということでございますが、5月31日現在、定額給付金を申請を受け付けた割合が91.42%、これは新聞等に載ったとおりでございます。その際宛先不明ということで一応69件まだ宛先不明という

ことで載ってございました。

その内訳でございますが、ほとんどが外国人の方でございまして、外国人の方が64件、これは1人1世帯ということで出ておりますので、同じ世帯にいても1人当たり1世帯ということで出ておりますので、一応64人分。それとあと日本人の方が5名、この方は単身世帯ということで、一応宛先不明ということでこちらの方へ戻ってきたということになっております。

現在、私どもの方で常に住所の移転等の確認をいたしまして、住所届、移転届が出たものにつきましては、新しい移転先へ送付をしているという状況でございまして、18日現在、全部で54件、約69件から54件ということで件数は減ってきておりまして、内訳につきましては、日本人の方が2件、外国人の方が52件というような形で、毎日住所等の移転を確認しながら新しい住所先がわかったものについてはお送りするよう形にしておるような状況でございます。以上でございます。

11番（円尾さん） 中身的にはわかりましたけれども、要はこの表を見たときに、外国の方が多い地域はそうなんだなというふうに私も理解をしたんですけれども、できるだけ皆さんが権利として受けられるようにというふうに思うわけですね。それで宛先が向こうへ行ってしまったというような状況の中で、向こうで手続きをしている場合というのなんかもあるんでしょうかね。そんな点がちょっと気になるところなんです。

それと一緒に坂城町の中では定額給付金を辞退された方がありましたでしょうか。その辺についてもお尋ねします。

総務係長（青木君） 宛先不明の方につきましては、一応基準日が2月1日ということで基準日になっておりますので、宛先不明の方につきましても坂城町の方で給付対象という形になりますので、できるだけ連絡がとれ次第やっております。ただ、外国籍の方につきましては、国外へ出てしまっているという方も何名かいらっしゃるというようなことで、その方については対象にもならないというような状況でございます。

それともう1件、辞退された方がいるかということでございますが、現時点で確認されている方は2名、坂城町の場合は確認してございます。以上でございます。

議長（春日君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（春日君） 審議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時24分～再開 午前10時35分)

議長(春日君) 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第3「議案第29号 平成21年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について」

議長(春日君) これより質疑に入ります。

1番(田中君) 4ページ、歳出の関係でございますけれども、2点ちょっと説明等お伺いします。

まず1点は委託料の関係でございますけれども、管渠工事委託料、工事の委託料というのはどういうことなのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから、15の工事請負費3億1千万円、今回、懸案の管渠が伸びるということなんですけれども、当初予算に1億9,100万円あって、さらに3億1千万円、5億も消化できるのかどうかということ、ちょっと見通しというか、説明をお願いしたいと思います。

建設課長(村田君) ご答弁させていただきます。

まず4ページの管渠工事委託料でございますが、この補正予算の中で計画しております幹線管渠の延長でございますが、塚田踏切を渡る工事が計画をしておるわけでございますが、これについては推進工でございます、この部分については、しなの鉄道さんへ工事の委託をしていかなければならないという内容でございます。

それから工事請負費のご質問でございますが、当初予算でお願いしました面的整備については、ただいま発注の準備を進めておりまして、昨年より早く発注をする中で完成に向けて施工していきたいということでございまして、今回の補正予算につきましても、工区を何工区かに分けまして単年で鋭意工事をする予定でございます。よろしく申し上げます。

1番(田中君) 管渠工事の委託ということについてはわかりました。

問題は、しなの鉄道の線をまたぐということで、それはしなの鉄道が工事をやるという、いわゆる鉄道の安全を考えているのかと思うんですけども、問題は委託料の価格の関係なんですけれども、これは通常町が発注とした場合とそんなに遜色ないというか、価格的に、しなの鉄道が工事をやるわけですよ。その場合、向こうの言いなりの価格なのか、その辺は委託の積算について、例えばそういう工事を町が発注した場合と比べて遜色ないのかどうかということ。妥当な価格かどうかということ、しなの鉄道の言い分にならないのかどうかという、その辺の考えというか、状況を説明していただければと思います。

それから管渠工事について5億という大きな工事予算になったわけでございますけれども、ただいま工区を何区かに分けてということでございますので、そういう場合の町内の建設業者がかかわれるのかどうか。いわゆる受注機会の分担について、どう考えているかもちょっと説明をお願いしたいと思います。

建設課長（村田君） ご答弁させていただきます。

管渠工事の工事委託料のご質問でございますが、しなの鉄道さんに委託するのと町が発注していくのはどうかということでございますが、その積算の内容については同等というふうに考えております。町がやるにしても、やることができないわけでございますが、列車見張り員ですとか、いろいろな条件がついてございます。そういう中で、しなの鉄道がそういう部分を全部完全にやっていただけるということで、仮にそれが町ができるとしても、そういう積算をしてやらなきゃいけないということですから、同等というふうにご理解をお願いしたいと思います。

それから、何工区にも分けてということのご質問の中で、町内業者というご質問がありました。ただ、この中では推進工事というものが出てまいります、特に谷川の推進でございます。これにつきましては、専門的なそういう工事になりますので、今後発注については検討してまいることとなりますが、そのほかの開削工事につきましては、町内の業者を構成員とする共同企業体方式をとってまいりたいということでございます。よろしく申し上げます。

議長（春日君） ほかにございますか。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（春日君） 次に追加議案の審査に入ります。

追加日程第1「発委第4号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通

省地方出先機関の存続を求める意見書について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

議長(春日君) 朗読が終わりました。

趣旨説明を求めます。

7番(安島さん) 発委第4号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省地方出先機関の存続を求める意見書について、意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

政府の地方分権改革推進委員会は、昨年12月8日に国の出先機関の事務・権限及び組織の見直しなどを盛り込んだ第2次勧告を公表するなど、地方移譲の議論が活発化してきている。

2004年度から実行された三位一体の改革では、地方は約6兆円もの財源不足に陥るなど、地方財政は非常に厳しい状況にあり、税源の偏在に伴う都市と地方の公共サービスの格差が拡大しつつある状況となっている。

今後、地方分権改革推進委員会は、2009年5月に具体的な人員の移管や財源を盛り込んだ第3次勧告を行うとしており、政府は2009年秋の臨時国会で新地方分権一括法(案)を提出するとしている。国土交通省の関連では、地方整備局が管理している河川・道路を地方に移譲することとしているが、これまで北陸地方整備局が果たしてきた役割を踏まえ、重要な河川、道路、砂防などは、これまでと同様に国が責任を持ち、すべての国民に安全・安心で平等・公平なサービスを提供していくことが必要である。そのためにも北陸地方整備局及びその出先機関である千曲川河川事務所、戸倉出張所は重要である。

近年、千曲川では平成16年及び平成18年の出水により内水被害や堤防漏水被害及び無堤箇所での浸水被害が発生している。また、ゲリラ豪雨による被害がいつ何時起こるかわからない状況である。地域住民の安全・安心な生活を確保するため、千曲川は引き続き国の直轄事業として現在の体制を維持していくことが不可欠であると考えます。

よって、国会並びに政府におかれましては、下記の事項について必要な措置を行うよう強く要望する。

記。1、国民の生命・財産を守るために必要な公共事業については、引き続き国

がその責任において実施することとし、地域間格差の拡大につながる直轄事業の地方移譲は行わないこと。

2、国土交通省地方出先機関の北陸地方整備局、千曲川河川事務所、戸倉出張所の統廃合は行わないこと。

3、坂城町において重要な河川である千曲川は国の直轄管理とすること。

以上よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

議長（春日君） 趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時48分～再開 午前10時49分）

議長（春日君） 再開いたします。

◎追加日程第1「発委第4号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省地方出先機関の存続を求める意見書について」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎追加日程第2「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（春日君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申し出がありました。お手元に配付のとおりであります。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の委員会継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長（中沢君） 平成21年第2回坂城町議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

6月8日に開催されました本定例会は、本日までの12日間の長きにわたり、審査を賜りました。提案いたしました専決処分事項、教育委員等の人事案件、建設工

事請負契約の締結、一般会計、特別会計補正予算等すべて原案どおりご承認をいただき、ありがとうございました。

今議会の一般質問におきまして、何人の議員から松くい虫特別防除についてのご質問もあったわけですが、こういった問題は一般的に広域的な課題であり、広域的な対応によって効果が上がるものと考えております。近隣市町と連携をとりながら、県、国に対しましての対応を、より進めてまいりたいと考えておるところでございます。

16日の午後、上平、坂城、平沢地区に降雹がありました。農作物への被害が懸念されたわけですが、いろいろ調査の結果、りんご、ぶどうに打撲等による品質低下は認められるものの、樹木の損傷等の被害はなく、今後の生育状況や栽培管理の徹底により改善も見込まれるなど被害額の積算までには至らない状況でもございます。

また、南日名山間部の遠入と住山の連絡路が決壊し、通行止めさせていただいております。

また、本日までのインフルエンザの関係でございますが、松本、長野、飯田、上高井等で6例目ということでもございました。一般質問でもお答えしましたが、感染症ではございますが、疑いのある場合は当面、県保健福祉事務所への連絡ということが基本ですが、一般に熱があるということになりますと、開業医の先生方のご協力も大事だという観点から連携を深めてまいりたいと、こんなふうにする次第です。こういった状況になりますれば、いろいろな状況に注意を払うとともに、まず沈着な対応がより求められてくるなど、こんな思いでございます。

経済危機対策臨時交付金や公共投資臨時交付金に伴う事業の予算化につきましては、現在いろいろと具体的につめている段階でございます。国、県とのいろいろ折衝する中で事業規模等を精査し、7月中下旬にはいろいろな目鼻をつけまして、臨時会を招集し、いろいろお諮りしてまいりたいと、そんなふうになっております。

23日の火曜日には食育・学校給食センターの起工式もございます。また、28日の日曜日には坂城町消防団のポンプ操法も開催されるわけでもございます。議員各位におかれましては、こういった諸行事に参加していただき、そしてまた、健康にもご留意されまして、ご活躍されんことを心からお祈り申し上げます。以上をもちまして閉会のごあいさつといたします。

議長（春日君） これにて平成21年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時56分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 町民の命を守る危機管理体制について イ. 消防体制について ロ. 高齢化社会における地域づくりについて 2. 通学路の安全確保について イ. 通学路の安全確保について	4 番 大森茂彦	町 長 住民環境課長 福祉健康課長 建設課長
2	1. 消防について イ. 住宅用火災警報器の設置義務化について ロ. 消防コミュニティーセンターについて ハ. 火の見櫓（警鐘櫓）について 2. ばらまつりについて イ. 秋のばらまつりの実施は	3 番 塚田 忠	町 長 住民環境課長 建設課長
3	1. 林業振興と松くい虫対策について イ. 松くい虫防除対策は ロ. 空中散布中止について ハ. 近隣自治体との対応策は ニ. 松くい虫防除対策協議会の対応策は 2. 新型インフルエンザ対策について イ. 新型インフルエンザ防止と認識は ロ. 保育園・小中学校での対応は ハ. 公共施設での対応策は ニ. 対策本部機能について	1 2 番 柳沢昌雄	町 長 副 町 長 産業振興課長 福祉健康課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
4	1. 子育て支援について イ. チャイルドシートのリサイクルを ロ. 出産祝い金について ハ. 待機園児について ニ. 乳幼児医療費の年齢拡大を ホ. 学校の備品について 2. 健康な長寿社会のために イ. 特定健診について ロ. 歯科健診の実施を ハ. 脳ドックに補助金を ニ. 人間ドック補助金について 3. 消防団員確保のために イ. 事業所への援助について ロ. 出動交付金について ハ. 団員確保と地域防災組織について	6 番 入日時子	町 長 教 育 長 住民環境課長 福祉健康課長 子育て推進室長 教 育 次 長
5	1. 経済危機による小中学生等への影響と町の対応について イ. 生活保護の申請状況や町税等の滞（遅）納状況は ロ. 就学援助費の申請状況及び学校や放課後活動等の動向につ いて 2. 防災の協働態勢について イ. 集中豪雨等異常気象時の緊急防災態勢への対応は万全か ロ. 町内建設事業所の経営支援策について 3. ばらまつりの開催運営について イ. 開催運営に関する意見集約と来場者の要望等の把握は ロ. ばらまつりを「町民まつり」へ向け実行委員会への町民参 加の拡大を ハ. ばらサミットの意義は	1 番 田中邦義	町 長 教 育 長 総 務 課 長 福祉健康課長 建 設 課 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
6	1. 地上デジタルテレビの整備について イ. 学校 I C T 環境整備について 2. 地域活性化の我町の取り組みは イ. 経済危機対策臨時交付金の活用は 3. 女性特有のガン検診推進事業について イ. 実施概要と計画は	7 番 安島ふみ子	町 長 教 育 長 企画政策課長 総 務 課 長 福祉健康課長
7	1. 住民の安心、安全の創出について イ. 連続した町内の火災発生を教訓にして ロ. 災害に強いまちづくりを ハ. セーフコミュニティの取り組みの推進を 2. 松くい虫対策について イ. プロジェクトチームの立ち上げを 3. さかきっ子応援事業について イ. 第3子より就学報奨制度の導入を	5 番 山城賢一	町 長 住民環境課長 産業振興課長 福祉健康課長
8	1. 火災で死亡事故を無くすには イ. 高齢者を守るには ロ. 防火対策について ハ. 火災警報器について 2. 今後の松くい虫対策は イ. 空中防除について ロ. 生物防除について 3. 町内商業活性化対策は イ. プレミアム付商品券について	2 番 中嶋 登	町 長 住民環境課長 産業振興課長
9	1. 食育・給食センター建設に関連して イ. 管理、運営体制は ロ. 保育園給食について 2. 雇用対策について イ. 坂城町の現状は ロ. 制度の活用状況は 3. 基金について イ. 基金の見直しを	11 番 円尾美津子	町 長 企画政策課長 総 務 課 長 産業振興課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
10	1. 学校給食の地産地消促進について イ. 地元食材の利用状況は ロ. 利用量拡大の取り組みについて ハ. 子どもたちによる食材づくりの取り組みを 2. 暮らし易い地域づくりについて イ. 買物環境の改善策を ロ. 便利な交通システムの導入を	8 番 林 春江	町 長 教 育 長 教 育 次 長 産 業 振 興 課 長 建 設 課 長
11	1. 緑の松林を守りたい イ. 松枯れの現況は ロ. 松くい虫駆除事業について ハ. 松枯れ防止は諦めるか	13番 柳 澤 澄	町 長 産 業 振 興 課 長

地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省
地方出先機関の存続を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省
地方出先機関の存続を求める意見書

政府の地方分権改革推進委員会は、昨年12月8日に国の出先機関の事務・権限及び組織の見直しなどを盛り込んだ「第二次勧告」を公表するなど、地方移譲の議論が活発化してきている。

2004年度から実行された「三位一体改革」では、地方は約6兆円もの財源不足に陥るなど、地方財政は非常に厳しい状況にあり、税源の偏在に伴う都市と地方の公共サービスの格差が拡大しつつある状況となっている。

今後、地方分権改革推進委員会は、2009年5月に具体的な人員の移管や財源を盛り込んだ「第三次勧告」を行うとしており、政府は2009年秋の臨時国会で新地方分権一括法案を提出するとしている。国土交通省の関連では、地方整備局が管理している河川・道路を地方に移譲することとしているが、これまで北陸地方整備局が果たしてきた役割を踏まえ、重要な河川、道路、砂防などは、これまでと同様に国が責任を持ち、全ての国民に安全・安心で平等・公平なサービスを提供していくことが必要である。そのためにも、北陸地方整備局及びその出先機関である千曲川河川事務所、戸倉出張所は、重要である。

近年、千曲川では平成16年及び平成18年の出水により、内水被害や堤防漏水被害及び無堤箇所での浸水被害が発生している。また、「ゲリラ豪雨」による被害がいつ何時起こるか分からない状況である。地域住民の安全安心な生活を確保するため、千曲川は引続き国の直轄事業として現在の体制を維持していくことが不可欠であると考えている。

よって、国会並びに政府におかれては、下記の事項について必要な措置を行うよう強く要望する。

記

- 1 国民の生命・財産を守るために必要な公共事業については、引き続き、国がその責任において実施することとし、地域間格差の拡大につながる直轄事業の地方移譲は行わないこと。
- 2 国土交通省地方出先機関の北陸地方整備局、千曲川河川事務所、戸倉出張所の統廃合は行わないこと。
- 3 坂城町において重要な河川である千曲川は、国の直轄管理とすること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

平成21年6月19日

内閣総理大臣	麻生太郎
総務大臣	佐藤勉
行政改革担当大臣	甘利明
財務大臣	与謝野馨殿
国土交通大臣	金子一義
北陸地方整備局長	吉野清文

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春日武

